

(3) 自助・共助による防災まちづくりの参考事例集

自助・共助による防災まちづくりは、全国で様々な取組が行われている。以下では、その中でも特徴的な参考事例について整理している。各事例には、個別に役立つ要素（ツール）が多く含まれているため、それらのツールと参考事例の関係及びリスクコミュニケーションのプロセスとの関係も表に整理した。

（リスクコミュニケーションのプロセスについては、【資料編】(5)を参照）

また、全国の様々な取組については、官民で様々な発表・表彰の場が継続的に行われているため、参考となる事例について【資料編】(6)で URL を紹介しているので参照頂きたい。

表 1 参考事例一覧

取組の分類		参考事例
主に自助・共助 (公助も含む)	自治会等	① 西宮マリナパークシティ協議会 (兵庫県西宮市)
		② 加古川グリーンシティ防災会 (兵庫県加古川市)
	商店会等	③ 秋葉原駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会 (東京都千代田区)
		④ 旧居留地連絡協議会防災委員会 (兵庫県神戸市)
	学校・PTA	⑤ 興津小学校 (高知県四万十町)
	NPO	⑥ NPO 江東区の水辺に親しむ会 (東京都江東区)
		⑦ NPO 法人ア！安全・快適街づくり (東京都江戸川区)
	企業等	⑧ 山治ビル (神奈川県茅ヶ崎市)
主に公助 (自助・共助も含む)		⑨ 東京都中央区
		⑩ 高知県高知市
		⑪ 東京都国分寺市

表2 各参考事例とツール集等との関係

取組を進める際に 役立つツール ⇒【資料編】(4)	参考事例 ⇒【資料編】(3)											リスクコミュニケーションのプロセス ⇒【資料編】(5)					
	①西宮マリナパークシティ協議会	②加古川グリーンシティ防災会	③秋葉原駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会	④旧居留地連絡協議会防災委員会	⑤興津小学校	⑥NPO江東区の水辺に親しむ会	⑦NPO法人アール安全・快適街づくり	⑧山治ビル	⑨東京都中央区	⑩高知県高知市	⑪東京都国分寺市	推進体制の構築	リスク把握	対策検討	ソフト対策の実施	ハード対策の実施	継続させるための仕組みの構築
①防災講座の開講				□	■		□				■	●	○				○
②専門家等による講演等					■							●	○	○			
③イベントの実施	■					■	■					●					○
④資格の創設・利用				■			■				■	●					○
⑤地区カルテ									■	■		○	●	○	○		
⑥ハザードマップ	□				■		■				■		●		○		
⑦防災まち歩き					■								●				
⑧地域の防災計画				■							■			●	○		
⑨防災マニュアル・マニュアルの手引き	□	■	■								■		●	○			
⑩専門職員・専門家等の派遣					■					■	■		○	●	○	○	○
⑪協定書								■	■		■	○			●	○	
⑫特技や技能の把握	■														●		
⑬防災訓練	■	■	■	□	■		■				□				●		
⑭日常活動での防災イベントの開催	□					■						○			●		○
⑮条例の制定								□	■						○	●	
⑯財政的な支援の仕組み	■	■			■	□				■	□				●	●	○
⑰情報交換の場の提供						□	■				■						●
⑱防災コンテスト等の場の提供	□				■												●

●：リスクコミュニケーションのプロセスに特に有効なもの

○：該当プロセスにおいても活用が可能であるもの

■：特に該当事例において特徴的に活用されているもの

□：過去に活用がみられるもの

① 西宮マリナパークシティ協議会

団地単位の自治組織からまち全体で活動する協議会を結成し、想定される被害に対する実効的な防災対策を実施

《地区の概要》

- 兵庫県西宮市の臨海部に立地する西宮マリナパークシティは、阪神・淡路大震災後の復興まちづくりにより、官民一体となって進める人口約1万人の壮大なまちづくりプロジェクトで造成され、ショッピング施設、病院、幼稚園、小・中学校等の日常生活利便施設や教育施設もすべて徒歩圏内に整っている。復興まちづくりにより臨海部に造成された人工島のまちであり、津波を伴う地震が発生した場合には、マリナパークシティが津波の被害を被ることが予想されると同時に、本土との連絡を行う橋に何らかの被害がある場合は、孤立化が想定されている。

《活動のきっかけ》

- 西宮マリナパークシティが誕生して以来、地区連絡協議会として情報交換や連絡等の活動を2か月に一度実施していたが、平成22年11月の地区連絡協議会で「地区防犯対策協議会」設置の提案がなされたことを契機に、協議会設立準備委員会を立ち上げて検討を進めることとなった。その後、発生した東日本大震災において、津波発生時に想定される被災・孤立化に備え、高層住宅というハード資源を周辺の低層住宅居住者、学校・幼稚園等からの避難場所として活用する必要性が高まったこともあり、西宮マリナパークシティに立地するすべてのまち、公共機関、産業団地等が一体となって西宮浜地区内の良好な環境の保全と防犯・防災に供し、健全な西宮浜地区の発展に資することを目的とする協議会が結成されることとなった。

《取組の特徴》

- 活動が理念的、概念的なものにとどまらない。「共助」の相手である学校、幼稚園のそれぞれに対し、津波避難先となる高層住宅を設定して、具体的な避難の手段と訓練の実施（カウンターパート的に、〇〇学校は〇〇団地へと調整されている）が行われている。
- 協議会として、平常時から行政と協力して活動していることはない。
- 本土にある東側の産業団地や地区内の路線バス事業者等へ積極的に防災の取組への協力を働き掛けることで、災害時に可能な範囲で住民を助ける仕組みを作っている。
- 協議会を作ることによる分担金の発生に対する不満はあったが、周辺の学校関係者等を運営の中心メンバーの一人に据えていることが、協議会結成につながった。
- 地区内の産業団地とも、日ごろから違法駐車車両に関する要望等について連絡を取り合って連携していたが、その中で防災に関する協定を産業団地の企業と締結することを検討している。
- 会長の人脈（青少年愛護協議会（青少年の安全・安心のための見守りを目的とした教育委員会の下部組織）の会長のほか、〈桜のまち〉の自治会長、自主防災会長（4つの団地のまとめ役）を兼任）により、行政及び住民間で、さまざまなネットワークを持っていたことが、自助・共助の活動を広めていくうえで役立っている。
- 高層住宅に避難した後、住民以外の人等に対する支援のあり方が課題となっている。

西宮マリナパークシティ協議会の概要及び推進体制

西宮マリナパークシティ内の情報交換や連絡等の活動を行っている地区連絡協議会において平成 22 年 11 月に「地区防犯対策協議会」設置の提案がなされたことを契機に、西宮浜地域全体で防犯活動、防災活動、交通安全活動、環境保全活動、親睦活動（西宮浜地域ふるさとづくり）、関係団体や協力団体との連携等に対応できる組織をつくりあげようと、設立準備委員会を立ち上げて検討され、東日本大震災を契機に各まちでの協議を経て、「西宮マリナパークシティ協議会」（以下この章において「協議会」という。）が発足した（平成 23 年 5 月 15 日）。協議会では西宮マリナパークシティに立地するすべてのまち、公共機関、産業団地等が一体となって西宮浜地区内の良好な環境の保全と防犯・防災に供し、地域社会との融合に努め、住民相互扶助の精神に基づき、共通する諸問題を解決し、健全な西宮浜地区の発展に資することを目的とした活動を行っている。

協議会の構成は図 1 に示すとおりであるが、協議会の結成以前は、協議会の運営にかかる費用についての分担金が発生することについて各団地からの不満があった。しかし、西宮浜地区の住民ではない周辺の中学校校長に事務局長に就任してもらい、地域活動への貢献をお願いするとともに協議会の財源の管理もお願いしたことで協議会活動や金銭面での信頼度の向上につながったこと、さらに、幼稚園、保育園、小中学校にも活動に参加してもらうこととしたため、「小中学校、保育園、幼稚園が活動に取り組むのに住民が取り組まないのはどうか」という考えが各団地に広がったことが分担金に対する不満解消の一助となり、協議会の結成に作用した。また、協議会の事務局には、小中学校の職員が含まれており、特に書類作成等において中心的な役割を分担している。

協議会と各団地の管理組合等は、協議会の事務局を介して連携しており、各団地から随時、協議会に協力するスタッフを受け入れながら活動している。会長の人脈（青少年愛護協議会（青少年の安全・安心のための見守りを目的とした、教育委員会の下部組織）の会長のほか、〈桜のまち〉の自治会長、自主防災会長（4つの団地のまとめ役）を兼任）により、行政及び住民間で、さまざまなネットワークを持っていたことも、自助・共助の活動を広めていく上で役立っている。

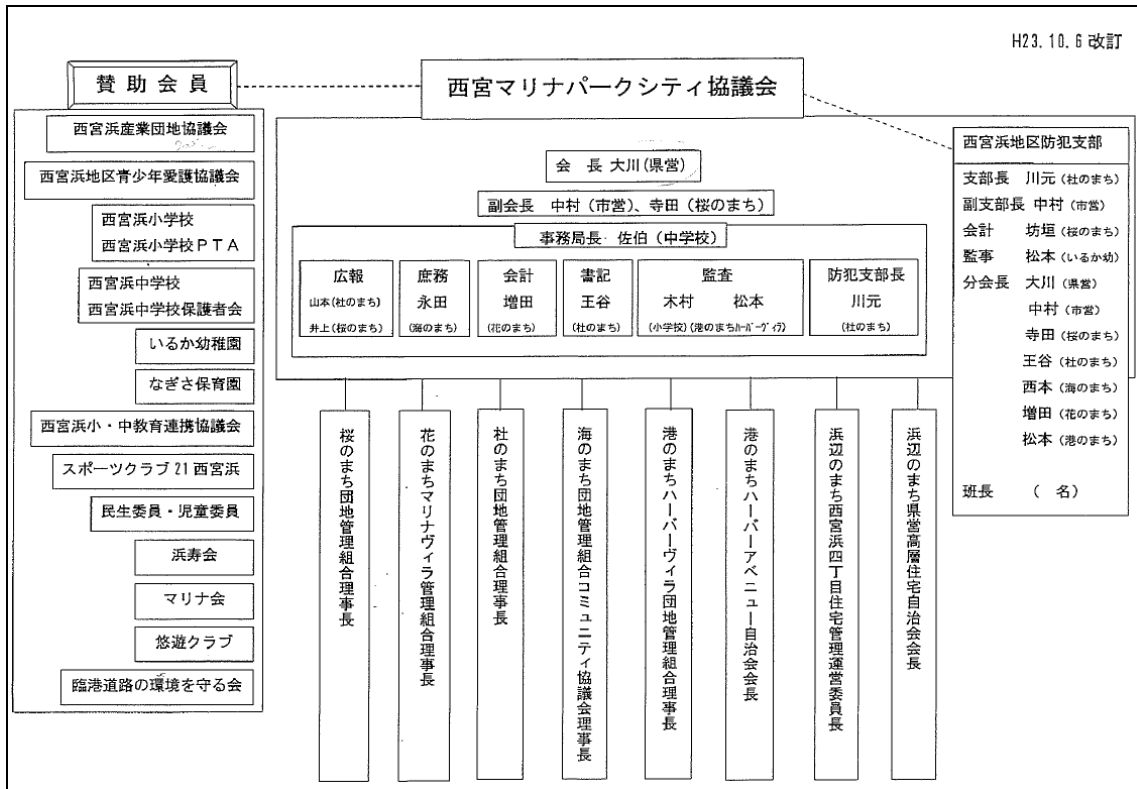


図 1 西宮マリナパークシティ協議会組織図

(出典：西宮マリナパークシティ協議会提供資料)

他団体との連携の促進

協議会では、地区東側の本土の産業団地（200 企業、連合自主防災会が組織されている）や地区内の路線バス事業者等へ積極的に防災の取組への協力を働き掛けることで、可能な範囲で災害時に住民の本土側への避難を助けてもらう協定を結んでいる。

また、地区内の産業団地とも、日ごろから迷惑駐車車両に関する要望等について連絡を取り合って連携していたが、その中で防災に関する協定を産業団地の企業と締結することが検討されている。

津波避難訓練・防災訓練の実施

協議会では、住宅の共用部分が津波からの避難場所になると考え、地域内で避難場所を持たない人々に開放できるようにしようという考えが発端となり、西宮市や西宮市消防署共催のもと、東日本大震災後に津波避難訓練の必要性を感じて津波対策を検討し、訓練を行った。

津波避難訓練では、避難場所を地域内の高層マンションとし、居住者のほか近隣の保育園や公園等への外出者が、共同住宅の高層階に避難するプロセスを実践している。この訓練では、施設ごとに避難先をあらかじめ定め、小中学校や保育園、幼稚園から避難にかかる時間をストップウォッチで計測する等の工夫を行っている。

表 3 施設ごとに定められた避難先の団地

保育園・幼稚園	<杜のまち>
小学校	県営・市営住宅
中学校	<桜のまち> ※直近は県営・市営住宅だが、中学生は走力があるので、一段階遠い場所に避難してもらう
低層戸建住宅	<港のまち> <海のまち>

西宮マリナパークシティ協議会だより NO. 2
平成 23 年 6 月 23 日発行


津波避難訓練・防災訓練

主催：西宮マリナパークシティ協議会
共催：○西宮市消防署・西宮浜出張所 ○西宮市消防団 ○西宮市防災安全局防災対策グループ ○西宮浜産業団地協議会 ○西宮市立西宮浜中学校
○西宮市立西宮浜小学校 ○西宮浜地区青少年愛護協議会 ○エスジーエム・オペレーション（株）

1 日時：7月2日（土） 10：00～12：00
2 場所：第1部 西宮浜地域・西宮市西部総合処理センター
第2部 西宮市立西宮浜小学校

3 日程
9：55 西宮市防災無線放送による津波避難訓練の放送
10：00 各まちの館内放送で避難呼びかけ

★ 第1部 <高所避難訓練> ～10：30



時刻	桜のまち	花のまち	杜のまち	海のまち	港のまち	港のまち (戸建て東)	港のまち (戸建て西)	浜辺のまち (市営)	浜辺のまち (県営)	丘のあるまち
10:00	<p>●各まちの住民の方は、自分の住んでいる番館の5階へ避難してください。（係がいます）</p> <p>●5階以上にお住まいの方は、自宅待機して訓練に参加してください。</p> <p>●今回の津波避難訓練では、公園や海岸周辺にいる方に建物の一部を開放しております。</p>									
する場所 建物の近くにいる人たちの避難	住民以外の方は2番館の5階へ避難	(自分の住んでいる番館の5階以上へ)	住民以外の方は1・3番館の5階へ避難 なぎさ保育園は3番館の5階へ避難	住民以外の方は1番館の5階へ避難	戸建て（東）の受け入れ	(ハーバーヴィラへ)	(海のまちへ)	(自分の住んでいる番館の5階以上へ)	住民以外の方は3号棟の5階へ避難	(自分の住んでいる番館の5階以上へ)

図 2 西宮マリナパークシティ協議会の避難訓練計画

(出典：西宮マリナパークシティ協議会提供資料)

西宮マリナパークシティ協議会

西宮マリナパークシティ協議会だより

(特集号) 平成23年7月15日発行

津波避難、防災訓練の実施と反省

「西宮マリナパークシティ協議会」(大川一子会長)主催の「津波避難・防災訓練」が、7月2日、西宮浜一帯で開かれました。同協議会は、西宮浜地区の「安心・安全・快適な生活」を願って5月15日に発足。約2800戸(住民約7900人)を結ぶ組織が生まれました。この間の経緯はすでに会報で各家庭にお知らせしていますが、協議会の最初の行事が津波避難と防災訓練で、7月10日には反省会も開きました。以下はその経過報告です。



訓練はパトカーと消防車による避難勧告と、西宮浜の防災スピーカー(5台)の放送で開始。多くの方が各マンションの5階へ急ぎ、1戸立ての家族や「なぎさ保育園」の幼児たちは「杜(もり)のまち」の5階へ避難しました(写真左)。園長先生や保育士の皆さんは大変だったでしょうが、幼い子供さんたちには素晴らしい体験になったことでしょう。その後、場所を西宮浜小学校に移し(写真中)、防災訓練などが行われました(写真右)。



これと並行して消火器の使い方、「蘇生術(そせいじつ)」などを消防士さんから学び、最後は「避難時の炊き出しご飯」(200人分)の試食(写真・左から)で幕を閉じました。総参加人員は約700人とのことです。なお、これらの模様は同日の午後、NHKテレビのニュースで放映され、翌日は朝日、読売、神戸新聞などで大きく取り扱われました。

1

図3 西宮マリナパークシティ協議会の避難訓練

(出典：西宮マリナパークシティ協議会提供資料)

最大の課題は幼児の避難問題

「津波避難・防災訓練」の終了後(7月10日)、西宮浜公民館で「第2回協議会」を開催。避難訓練の反省と、近隣の団体や養護施設の催しなどについて説明を受けました。

訓練の焦点は「幼児の移動問題」になりました。当初の考えでは「いるか幼稚園」(写真左)の参加が見込まれました。同幼稚園には入園前の2歳児(20人)を含めて327人の幼児が通園しており、この子たちを安全に避難させることが最大の課題になるからです。



ところが、同園では大事な行事と重なって参加できず、「なぎさ保育園」(園児28人)に注目が集まりました(写真中と右)。その結果、避難開始から約100m離れた目的地に到達するまでに要した時間は約10分。これを327人の「いるか幼稚園」に当てはめるとどうなりますか。今後の課題として何回も検討しなければならない問題だと思われます。

訓練終了後、西宮市防災安全総括室・柴田室長、西宮消防署・東署長からお褒めの言葉をいただきましたが、これを機に皆で西宮浜の発展に一層努めたいものです。

図4 西宮マリナパークシティ協議会の避難訓練：幼児の避難

(出典：西宮マリナパークシティ協議会提供資料)

《毎日新聞 2011 年 8 月 28 日地方版》

住民組織が津波訓練弱者の素早い避難が課題――西宮／兵庫

西宮市の臨海部にある西宮浜 4 丁目地区は今年 7 月、津波を想定した避難訓練を初めて行った。東日本大震災をきっかけに、大阪湾にある埋め立て地の同地区でも、津波に対する危機感が高まった。津波を想定した訓練を実際に行った住民組織は市内でも珍しく、実施したことで見えてきた課題を聞いた。

◇手助け希望者把握へ名簿作成も

「大津波警報が発表されました。高台に避難してください」。今年 7 月 2 日の土曜日、防災無線から避難を呼びかける放送が響いた。

同地区は、阪神大震災（95 年）以後、新しく 10～14 階建ての高層団地が建てられた地区。高層団地といっても、内訳は県営、市営、民間、都市再生機構（UR）とさまざまで、一部に一戸建てもある。現在は、約 2900 世帯、約 7600 人が暮らす。

これまで、それぞれに自治会や管理組合が作られていたものの、連携は情報交換などが中心で、機能的に不十分な面があった。そこで今年 5 月、防災や防犯などで連携を深めようと、計八つの自治会や管理組合、市立西宮浜小・中学校が協力して「西宮マリナパークシティ協議会」（大川一子会長）を立ち上げた。同協議会での初めての取組が、今回の津波避難訓練だった。

訓練の参加者は、約 800 人。高層団地の住民は、5 階（高さ 15 メートル）以上へ避難。また、二戸建ての住民や保育園児は、開放された民間マンションの 5 階以上へ避難した。

訓練を通じて課題として浮かび上がったのは、障害者や高齢者を短時間で避難させる方法だ。避難訓練を受けて、同地区の民間マンションでは、一人暮らしの高齢者や体が不自由な人で、災害時に手助けを希望する人を把握するため、名簿を作成しようという動きもある。

さらに、東日本大震災では津波の水が引かず、屋上に取り残された例があった。そのため、今後は各マンションの上層階に、簡易トイレや飲料、食料などを備蓄することも検討中だ。

一方、子どもの素早い避難方法も課題だ。保育園児約 30 人が避難するのに、約 10 分の時間がかかった。今回は不参加だった幼稚園には 300 人を超す園児がおり、いかに素早く避難させるか、その方法を検討する必要があるという。同協議会の寺田健治副会長（61）は「今回の訓練で、問題点が浮き彫りになった。今後は一つ一つクリアして、災害に備えたい」と話した。

◇津波想定 2 倍の 6 メートル西宮市、見直し

西宮市では、東日本大震災を受けて、東南海・南海地震が発生した時の津波の高さ想定を、3 メートルから 2 倍の 6 メートルに見直した。それに伴い、浸水予想区域も国道 43 号以南から、JR 神戸線以南とした。

市は、津波が来た場合、原則は JR 神戸線より北に逃げるよう啓発しているが、逃げ遅れた場合に逃げる「津波避難ビル」の指定を進めている。「津波避難ビル」は、鉄筋コンクリート造りで 3 階建て以上の建物で、これまで公共施設 64 カ所が指定された。うち、西宮浜 4 丁目地区では、市立西宮浜小・中学校が指定されている。

図 5 西宮マリナパークシティ津波避難訓練の様子

（出典：毎日新聞 2011 年 8 月 28 日）

② 加古川グリーンシティ防災会

子供からお年寄りまで、できるだけ多くの住民が楽しく参加できるように工夫された多彩な防災活動を行った結果、住民の厚い信頼が得られ、活動の活性化、高額なハード整備も実現

《地区の概要》

- ・兵庫県加古川市の住宅地に立地する加古川グリーンシティは、約 600 世帯（約 2,000 人）が暮らす団地である。加古川駅から徒歩約 10 分の場所に位置し、14 階建てを中心とした 7 棟の高層住宅群（管理棟は別に 1 棟）からなる。
- ・昭和 58 年 11 月に開発され、加古川グリーンシティと名付けられたこの住宅団地最初の棟が完成したのは昭和 60 年 6 月、翌 61 年までには、ほぼ現在の棟が完成し、入居が開始される。現在は管理組合は法人格を取得し「団地管理組合法人加古川グリーンシティ」と称する。
- ・広報誌やコミュニティ放送等の情報提供設備を構築、住民参加型の防災活動行事等、子供から大人まで参加した多彩な取組、連絡体制の整備、防災井戸設置等の地域防災力の向上、防災意識の普及活動を行っている。
- ・加古川市は、阪神・淡路大震災の際に死者 2 名、半壊家屋 13 棟の被害を出している。また、加古川グリーンシティのような大規模マンションでは、プライバシーが守られる反面、ご近所付き合いが薄いことが災害時の助け合いを妨げることが懸念されており、このようなリスクを改善する目的から、「できるだけ多くの住民が、楽しく参加できる」防災活動が行われている。

《活動のきっかけ》

- ・阪神・淡路大震災の発生以前は、自衛消防隊を組織し、消火器等消防設備の点検を行ったり、防犯委員会を設け、迷惑駐車を取り締まりや夜回り巡回等、安全で安心な団地生活を目指した活動が行われていた。
- ・阪神・淡路大震災時には、加古川市内も死者 2 名、半壊家屋 13 棟の被害を出した。「ボランティア元年」と言われるようなボランティア意識の高まりもあり、兵庫県では、災害ボランティア支援方針のもと県下に自主防災組織の結成を呼びかけた。加古川グリーンシティ管理組合はこの呼びかけに応え、それまでの自衛消防隊を編入した防災会を平成 10 年 6 月に設立した。
- ・防災会が設置された当時は、兵庫県が自主防災組織を設置した団体に資機材を提供する取組を行っていた。このことが、加古川グリーンシティで防災会を設立するきっかけともなった。

《取組の特徴》

- ・「地域防災（地域全体で助け合うこと）」をベースとせず、まず個々人の「自分と家族を守る」ためのもの（要援護者は助けられない）と位置付けて活動を行っている。この位置付けは、活動への参加意識の向上につながっている。
- ・エレベーターの耐震工事のような高額な整備についても、活動を通して防災会が住民からの信頼を得ていること、また、無謀な投資ではないことを説明できるまで事前検討を行ってから住民に説明を行っていることで問題なく許容してもらっている。
- ・平常時の予防活動のための人材把握に力を入れている（町内チャンピオンマップ）。
- ・会員制の「自治会／自主防災会」ではなく、住民全員で構成される「管理組合」の一組織の位置付けである。

多彩な活動内容

防災会では、ソフト・ハード面で様々な活動を実践しており（図 7）、活動内容を取りまとめた防災啓発ガイドブック（図 8）を作成するなど多彩な活動を行っている。また、これらの活動資金としては、兵庫県の「ひょうご安全の日推進事業助成金」（図 9）が活用されている。なお、これらの資料は防災会のホームページ上で公開されており、他地区の取組主体にとっても参考にすることができる。

【防災ソフト面での事業】	【防災ハード面での事業】
1. 「町内チャンピオンマップ」（自分の持っている特技の登録制度）	1. 「緊急時安全管理システム」敷地内やエレベーター内に防犯カメラの設置
2. 「ひと声かけて」（災害時にひと声掛けてください）登録制度	2. 「グリーンネット」イントラネットを新規構築し、マンション運営情報及び緊急情報伝達システム導入
3. 「あんしんカード・REC（レック・Record）」あんしん情報登録制度	3. 「ニューメディアシステム1号」エレベーターホールにテレビを設置
4. 「グリーンシティ防災マップ」制作	4. 「ニューメディアシステム2号」テレビを使った緊急情報を伝達する自主放送設備
5. 「ふれあい餅つき大会」（炊き出し訓練）	5. 「防災会ホームページ」インターネットによる外向けのホームページ運営による、知り得た防災情報や防災知識をより多くの方々に発信する運営管理
6. 「あいさつ運動」（すべての防災これから始まる）	6. 「防災情報モバイルホームページ」携帯電話を利用した防災啓発と災害発生時緊急伝達システムの構築
7. 「小さな親切運動」	7. 「遠隔操作ネットワークカメラ」マンション内の防犯防災体制の強化
8. 「グリーンシティ安全活動」	8. 「オリジナル駐車駐輪シール」の作成配布による迷惑車両の追放
9. 「我が家でできる防災訓練」実施	9. 「AED」自動体外式除細動器の設置
10. 「自警団」防犯に特化した組織の設立	10. 「防災無線機」被災時マンション内通信システムの設置
11. 「防災パトロール隊」子どもたちと合同の夜回りによる防犯防災意識の啓発	11. 「防災アイテム」各種防災資機材の整備
12. 「グリーンだより」毎月発行の広報誌による住民防災意識の高揚	12. 「防災倉庫」の設置
13. 「パブリックビューイング」サッカーワールドカップ観戦会などを主催	13. 「防災啓発シール」各戸玄関扉に災害時役割シールの貼付
14. 「命のライセンス」発行による被災時の行動指針開発	14. 「耐震化」地震対策として高置水槽を撤去しマンション上部の軽量化を図る
15. 「迷惑駐車一掃作戦」	15. 「防災井戸」の設置で生活水の確保
16. 「防犯意識啓発運動」ひったくり防止（かごガード）全世帯配布	16. 「トリアージシステム」導入
17. 「大切な人の命を守る」応急手当や救急救命法の訓練や資材整備	17. 「組立式簡易トイレ」災害時配布及びエレベーター閉じ込め時対応トイレの配備
18. 「大切な人の命を守る」応急手当普及員による市民救命士資格取得の啓発	18. 「マンホールトイレ」災害時対応トイレの配備
19. 「地域防災連絡会」近隣マンションと非常時防災協力体制の構築	19. 「防災啓発システム」企業コラボでAED（自動体外式除細動器）を増設
20. 「防災知識の共有」防災講演会の実施で防災意識の向上	20. 「ネットランチャー」防犯対策（携行型拘束網展開装置）を配備
21. 「オリジナルD I G」（災害図上訓練）マニュアルの作成	21. 「防犯灯」防犯対策用に増設・強化
22. 「D I G」災害図上訓練にクロスロードを加えた防災訓練の実施	22. 「階段昇降機」災害弱者用の昇降装置を配備
23. 「1000円出しの会」楽しくやろう防災会議	23. 「エレベーター耐震化」による構造強化
24. 「エレベータ緊急時応急手当」訓練	24. 「防災掲示板」防災啓発や被災時生活情報の掲示用に設置
25. 「型破りの炊き出し訓練」イカ焼き機で炊き出し訓練	25. 「避難集合表示板」マンション内、災害時避難集合場所の表示板設置
26. 「防災インターネットラジオ」開局による防災啓発と遠隔地との通信体制	26. 「防災ベンチ」災害時支援アイテムの設置
27. 「災害紙上訓練DPG・グリーンシティを守る584の法則」防災小説継続	
28. 「命のライセンス2008」の企画制作	
29. 「リアル災害図上訓練」（R-D I G）の企画実施	
30. 「帰宅支援サポーター」帰宅難民にならないための行動指針開発制作	
31. 「防災ラジオ放送」電波を通じた地元FMラジオ局とコラボレーション	
32. 「安否確認プログラムSCP（スコープ Safety Confirming Program）」災害発生時の的確な安否確認のためのシステム開発	
33. 「非常持ち出し本D I B」（ディブ Disaster Imagination Book）何のために防災活動を行うのかを導き出す本の制作刊行	

図 7 加古川グリーンシティ防災会の取組内容

（出典：加古川グリーンシティ防災会「防災啓発ガイドブック」）

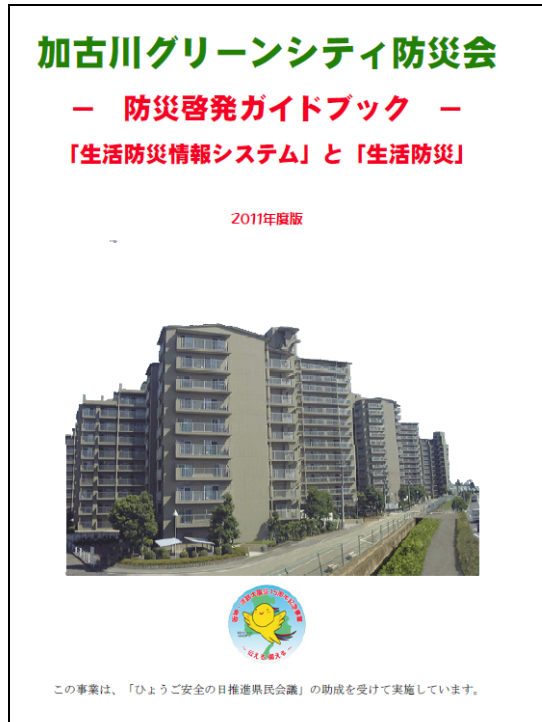


図 8 加古川グリーンシティ防災会 防災啓発ガイドブック
(出典：加古川グリーンシティ防災会 防災啓発ガイドブック)



図 9 兵庫県「ひょうご安全の日推進事業助成金」案内チラシ
(出典：神戸市 HP)

「自分で自分を守る」という位置付けでの平時からの意識づくり

「地域全体の安全のために、協力して活動する」という考え方では、自らの利益につながらないと受け止められる場合には、参加への賛同が得られない可能性がある。そのため、AEDの講習、安否確認訓練、避難訓練等の防災会の活動は、「団地全体で協力するため」ではなく、「自分で自分及び家族を守るため」という目的を掲げて実施している。このような呼びかけを行うと、各家庭からも一人ずつ毎回出席者が出る等、全体の活動の活性化につながる効果がある。

平常時のコミュニティについても重視しており、「あいさつ運動」や防災会と子どもとの関係を深めるため、マンションの集会所において、サッカーのパブリックビューイングを開催する等のイベント等を実施している。イベントを通じて「防災会のメンバー」をマンション内の様々な世代に周知することにもつながっている（図 10）。

（加古川グリーンシティ防災会のホームページ上の記載から）

防災とは「自分の大切な人を守ること」です。自分の大切な人をお互いに守りあえば、『おまけ』で強い地域ができあがります。まずは「自分の大切な人を守ること」を考えましょう。

「パブリックビューイング」 サッカーワールドカップ観戦会などを主催

この観戦会は次世代の防災会員の育成のため地域の子どもたちに防災会を広報し、緊急時に子どもたちが防災会の一員として動けるための広報活動として行い、防災会・自警団役員などの顔を子どもたちに知ってもらう為の活動です。

子どもや大人を集会所に呼んで、プロジェクターを使って大画面の大音響で、近所迷惑かえりみずやるんですよ。マンションの総会やっても50人も来ないのが、150人近く集まるんです。そこで、防災会のメンバーがいろいろお世話をして、子どもたちに顔を覚えてもらう活動ですね。もしものときには、その子どもたちが、防災会の広報委員になるんですから、親がこちらの顔を知らなくても、子どもたちが「あっ、防災会のおっちゃんや」と声をかけてくれるようになってきました。なかなかの成果です。



図 10 加古川グリーンシティ 平常時のつながり作り

（出典：加古川グリーンシティ防災会 HP）

共助のための住民情報の共有

加古川グリーンシティは約 2,000 人が居住する大規模な団地であり、その中には様々な特技・技能を持つ住民がいる。こうした特技・技能を災害時に有効に活用するために、防災会が協力してくれる人の特技・技能等の情報を整理した「町内チャンピオンマップ」(図 11)を作成している。作成に際しては、住民全体にチラシ(図 12)を配布し、特技・技能等の登録をお願いしている。



居住者による特技登録

・ 現・元看護婦(看護士)	5名	・ 歯科医	1名
・ 自動車整備士	1名	・ 土木施工管理士	1名
・ 建築士	1名	・ 重機を扱える	2名
・ 昇降機検査士	1名	・ (元)地区消防隊員	1名
・ 電気工事士	1名	・ 大工仕事ができる	2名
・ 危険物取り扱い主任者	1名	・ 他人の子供の世話ができる	2名
・ 水質検査資格者	2名	・ インターネット情報管理	3名
・ 特技はないが何でも協力する	24名		
・ チェーンソー・エンジンカッターを扱える	4名		

※ 協力者を随時募集しています。

図 11 町内チャンピオンマップ(抜粋)(2000年4月29日作成)
(出典:加古川グリーンシティ防災マップ)

加古川グリーンシティ防災会からのお知らせ 町内チャンピオンマップに登録してください




防災会チャンピオンマップに登録してください

災害時・緊急時に家族の安全確認をした後、
限り近所で貴方の力を必要としている時に、貴方の仕事・趣味等の知識で、
スムーズに救助活動が行えるように、また、充分力を発揮できるように、
貴方の持っている特技を登録してください、
予め登録をしておいてくださると、
速わず貴方の助言・力をかけることができます。

- ・ 大工仕事が可能だ
- ・ ユンボ等の重機を扱える
- ・ チェーンソー、エンジンカッター等を扱える
- ・ 高所作業にはなれている
- ・ 現・元看護師であるので血を流している人を見てもたじろくことなく応急処置ができる
- ・ インターネットをしているので情報収集・発信が出来る
- ・ 車の整備士免許をもっている
- ・ 建築士、土木施工監理士の免許を持っている
- ・ 特技は無いが炊き出し・買出し・子守り参加できる

※ その他、私にはこんな特技があるという方は是非、管理事務所に登録してください
(プライバシーを考慮して、資料の管理は防災会が行います)



心臓蘇生法



また、高齢・身体的障害があるため「災害時には一声かけて安全を確認してほしい」方も、予め登録しておいてください、
配布しました登録申込用紙を紛失した方は、管理事務所に申し出てください。

図 12 町内チャンピオンマップの登録のお願いに関するチラシ

(出典：加古川グリーンシティ防災会 HP)

防災訓練の開催

防災会では、災害対応能力の向上を図るため、災害図上訓練D I G（一定の地区内で災害が起きたと仮定して、地区内でどのように避難するか、またどのように対策を行うか等について、地図上に書き込み等を行いながら話し合う訓練：図 15）を導入し（図 13）、地震、風水害、放火等市民生活の安全を脅かす出来事が発生した時に、地域にどのような被害が発生し、どのような対応をとればよいか等を考える機会を提供している。

なお、防災会の防災訓練に活用している「オリジナルD I G」のスライド等の資料がホームページ上で公開されている（図 14：簡単な連絡で利用可能）。



図 13 D I Gの様子

（出典：加古川グリーンシティ防災会「防災啓発ガイドブック」2011年度版）

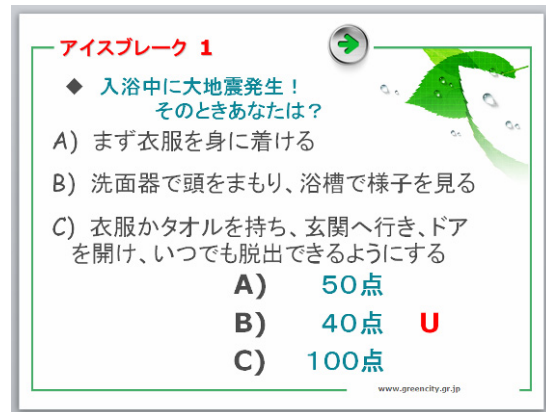
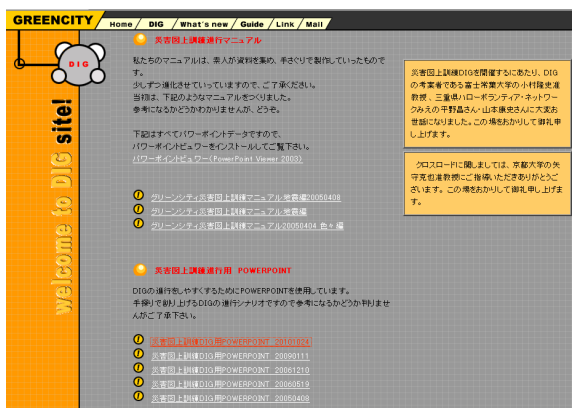


図 14 加古川グリーンシティ災害図上訓練（D I G）HP

（出典：加古川グリーンシティ防災会 HP）

【参考：DIG】

自衛隊が行う指揮所演習（CPX：Commanding Post Exercises）などのノウハウを参考に、地図と透明シートを用いて書き込みを加えながら行う、災害救援に関するプレインストーミングのための仕掛け。参加者自身に自学自習を促し、災害救援についての関心を高める効果を持つ災害救援訓練である。

目的に応じた地図を使用し、地図上に透明シートをかぶせて書き込みを行うことで、災害対策本部の運営のイメージトレーニングを行うことができる。

（参考：小村・平野、1997、「図上訓練DIG (Disaster Imagination Game) について」）

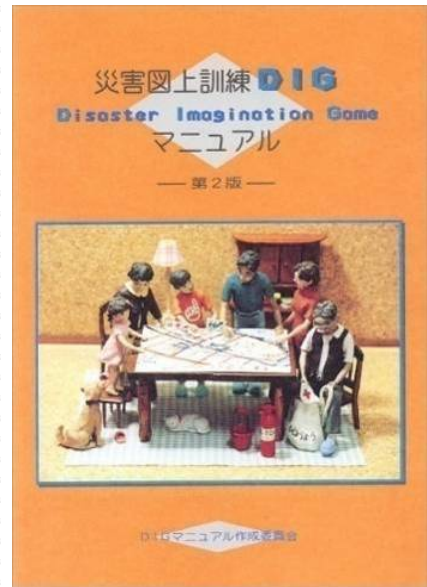


図 15 災害図上訓練DIGマニュアル

（出典：DIGマニュアル作成委員会「災害図上訓練DIG (Disaster Imagination Game) マニュアル」）

防災活動におけるハード整備の実施

ハード整備にも力を入れており、エレベーターの耐震補強を実施している。多額の費用が必要となったが、防災会の幹事会（図 6）を中心に、地震時にエレベーターが被害を受けた場合の移動の困難さ、復旧までの時間及び費用について検討し、耐震補強を実施した方がメリットが高いことを集会等の場において説明することにより、住民全体が理解した上で耐震補強を実施することが決定された。集会で住民に説明するための準備にあたり、普段から仕事でエレベーターの工事費用の計算等について従事している住民が検討に加わっていたことにより、納得のいく整備を行うことができた。

また、AEDを同時に設置する自動販売機の設置業者の取組（図 16）を活用している。なお、停電時は無料で購入可能となる「災害対応型」ではなく通常の自動販売機を選択している。停電時は、自分たちの所有する自家発電機を利用して、災害時でも対価を支払って購入することで飲料の取り合い等を防ぐことができるという考えに立っている（図 17）。

整備資金は、住民の負担のほか、前述の助成金（図 9）も活用している。

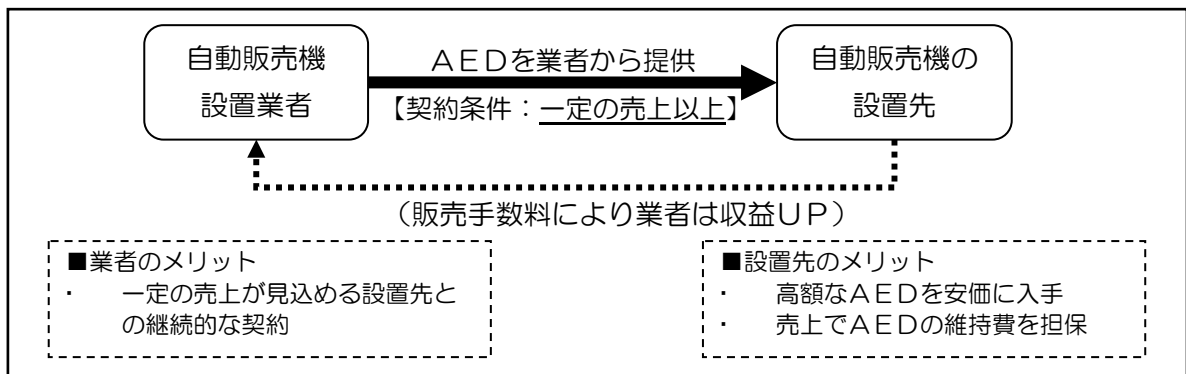


図 16 AED+自動販売機設置サービスの概要



図 17 加古川グリーンシティ AED支援自販機の設置

（出典：加古川グリーンシティ防災会 HP）

③ 秋葉原駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会

区の働きかけにより結成された地域協力会が、帰宅困難者避難訓練等を行い、東日本大震災の際に首都圏で発災した帰宅困難者に情報を提供する取組を実施

《地区の概要》

- ・秋葉原駅は、東京都千代田区にあり、JR、東京メトロ、TX（つくばエクスプレス）が乗り入れるターミナル駅となっている。地震発生時は多くの帰宅困難者が付近に発生し、混乱することが予想されている。
- ・千代田区が平成18年度に策定した千代田区災害対策事業計画（5ヶ年計画）により、帰宅困難者対策を推進するため、平成21年に設置されたのが秋葉原駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会である。千代田区には、この他の協力会として、東京駅・有楽町駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会、富士見・飯田橋駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会、四ツ谷駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会がある。

《活動のきっかけ》

- ・千代田区は平成18年度に策定した災害対策事業計画において、帰宅困難者に対して、避難誘導や帰宅のための情報提供、飲料水の配布などの支援を区と一体となって行う支援組織として、本地域協力会を設置することを計画した。区の働きかけを受け、地域の中心となるような企業が町会や事業所に地域協力会への参加を要請し、地域の自主防災組織として立ち上げた。

《取組の特徴》

- ・区がターミナル駅周辺地区に地域協力会の設立を働きかけ、その活動を支援している。地域協力会の結成及び帰宅困難者の支援は、千代田区災害対策基本条例第14条で区民等の努力義務とされている。
- ・地域協力会設置の際には、区も地区内の主要な企業等に参加を呼びかけている。
- ・発足から2年間程度は、区が地域協力会活動に積極的に関与し、活動が軌道にのるまでアドバイス等を行っている。ノウハウを確保した後は、地域協力会が主体的に活動する。
- ・秋葉原駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会は、発足してから2年ということで、訓練以外の活動は特に行ってないものの（平成24年3月現在）、東日本大震災の際には、発生した帰宅困難者に対し、情報提供を行ったり、帰宅を支援する地図を配布する等の活動を行っている。

秋葉原駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会の概要及び推進体制

千代田区の昼間区民対策については、従前から東京都震災対策条例第9条を根拠として区内事業所に対し、事業継続のために従業員・顧客に対する3日分程度の食料等の備蓄を推奨しているが、区部直下型の震災が発生した場合、一時的な訪問客を含め50.5万人を超える帰宅困難者の発生が予測される現状においては、更なる企業の自助努力の促進に加え、区として独自の対応策の検討を進めていく必要がある。

このため、区では帰宅困難者支援場所を指定するとともに、ターミナル駅周辺地区に「帰宅困難者対策地域協力会」の設置を進め、その活動を支援している。地域協力会活動は、千代田区災害対策基本条例第14条を根拠づけられており、区民等の努力義務とされている。

秋葉原駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会（以下この章において「地域協力会」という。）については、千代田区が平成18年度に策定した災害対策事業計画において、帰宅困難者に対して、避難誘導や帰宅のための情報提供、飲料水の配布などの支援を区と一体となつて行う支援組織として設置することを計画した。区が対象地域の中心になるような企業に対し、地域協力会への参加を働きかけ、平成21年4月に地域協力会が設置された。

（出典：千代田区HPをもとに（株）三菱総合研究所が一部改訂）

（東京都震災対策条例第9条）

- | |
|---|
| <p>第九条 事業者は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業及び都民が行う第五十七条の地域協働復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。</p> <p>2 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。</p> |
|---|

（出典：東京都震災対策条例）

（千代田区災害対策基本条例第14条）

- | |
|---|
| <p>第14条 区民等は、協力の理念にのっとり、帰宅困難者対策地域協力会を結成するよう努めなければならない。</p> <p>2 区民等は、協力の理念にのっとり、区と協力して、帰宅困難者の避難誘導、帰宅のための情報の提供その他災害時における帰宅困難者の円滑な帰宅を促進するための必要な支援に努めなければならない。</p> |
|---|

（出典：千代田区災害対策基本条例）

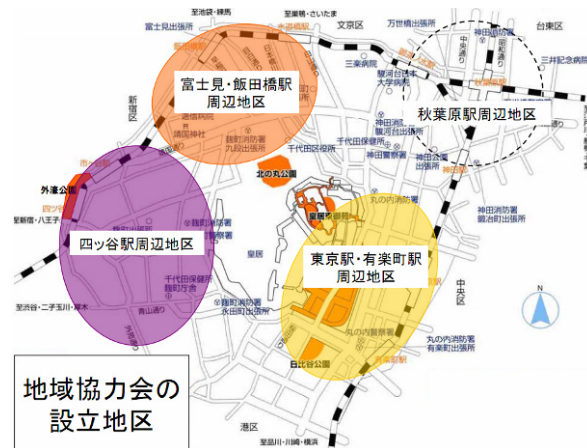


図 18 千代田区地域協力会設立地区

(出典：千代田区総合災害対策室防災課（現 環境安全部防災危機管理課）、千代田区の帰宅困難者対策の現況、http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chuobou/senmon/shutohinan/4/pdf/shiryou_1.pdf)

千代田区 帰宅困難者対策地域協力会 参加企業・団体 募集

● 帰宅困難者対策地域協力会とは

首都圏直下型の大地震が発生した場合、千代田区では57万人に及ぶ帰宅困難者が発生すると想定されています。(首都直下地震による東京の被害想定(平成18年3月 東京都防災会議))。そのため、千代田区では、千代田区災害対策基本条例に規定する「協助」の理念に基づき、企業・団体等による「帰宅困難者対策地域協力会」を設置し、帰宅困難者等への支援を円滑に行なうことで、地震等による被害の軽減化に努めています。

● 帰宅困難者対策地域協力会の役割

- 平常時
防災訓練等を通じて地域防災力の向上に取り組みます。
- 大規模災害時
帰宅困難者等に対する支援活動を実施します。

● 帰宅困難者対策地域協力会各会のお問い合わせ先

名称	お問い合わせ先
東京駅・有楽町駅周辺地区 帰宅困難者対策地域協力会 (東京駅周辺防災隣組)	http://www.udri.net/tonarigumi/indextonarigumi.htm をご確認ください。
富士見・飯田橋駅周辺地区 帰宅困難者対策地域協力会	http://www.chiikikyoryokukai.com/ をご確認ください。
四ツ谷駅周辺地区 帰宅困難者対策地域協力会	http://www.yotsuya-chiikikyoryoku.net/ をご確認ください。
秋葉原駅周辺地区 帰宅困難者対策地域協力会	秋葉原タウンマネジメント株式会社 TEL 03-6383-3033

[制度等全般に関する問い合わせ先]
千代田区 環境安全部 防災課
TEL 03-5211-4343(直通)
<http://www.bousai.city.chiyoda.lg.jp/disaster/>

H23.7作成

図 19 千代田区帰宅困難者対策地域協力会参加企業・団体募集ポスター

(出典：千代田区 環境安全部防災危機管理課)

帰宅困難者避難訓練の実施

地域協力会は、平成 23 年 1 月 17 日に千代田区及び区内の他の 3 地区（東京駅・有楽町駅周辺、富士見・飯田橋駅周辺、四ッ谷駅周辺）の帰宅困難者対策地域協力会と共催で「帰宅困難者避難訓練」を実施し、秋葉原駅周辺地区をメイン会場に、秋葉原駅周辺混乱防止訓練や外国人支援訓練（多言語支援センターの設置）をはじめ、外国人留学生や小学生に対する防災教育等、秋葉原の地域特性に応じた訓練を実施した。

約 550 名が参加した駅周辺混乱防止訓練では、JR・東京メトロ・TX（つくばエクスプレス）の各駅が連携して避難誘導訓練を行い、大きな混乱もなく無事終了した。

訓練は毎年実施しており、地域協力会が発足して 2 年間は区が訓練を主導、3 年目以降は地域協力会主体で訓練を行うという形を取っている。

なお、東日本大震災の際には、首都圏で発生した帰宅困難者に対し、情報提供を行ったり、帰宅を支援する地図を配布する等の活動を行っている。

《秋葉原駅周辺地区訓練》

- | |
|---|
| <p>[1] 留学生に対する防災教育（9：40～TX 駅・JR 駅・秋葉原 UDX 2 階・神田明神通り上）
多数の外国人が来訪する秋葉原の地域特性を踏まえ、外国人留学生約 200 名が参加し、駅での滞留訓練、救護訓練、避難訓練、地震体験、防災指導、徒歩帰宅訓練を行った。</p> <p>[2] 小学生に対する防災教育（10：00～TX 駅・秋葉原 UDX 2 階・神田明神通り上）
区立小学生約 50 名を対象に、駅での滞留訓練、避難訓練、地震体験、防災指導を行った。</p> <p>[3] 外国人支援訓練（9：30～秋葉原 UDX 2 階）
被災した外国人をサポートする「多言語支援センター」を設置し、言語・非言語による支援を行った。</p> <p>[4] 災害時要援護者訓練の実施（10：00～TX 駅）
地域住民が協力して、災害時要援護者を担架・車椅子等の資器材を用いて搬送する訓練を実施した。</p> <p>[5] 駅周辺混乱防止訓練（10：00～JR・東京メトロ・TX 秋葉原駅構内及びその周辺）
秋葉原駅構内や駅周辺に滞留者（300 名程度）を配置し、駅員、地域協力会等が協力して、駅滞留者の避難誘導を実施した。</p> <p>[6] 徒歩帰宅訓練（11：00～秋葉原メイン会場出発）
秋葉原から四ッ谷外濠公園までの約 6 km の徒歩帰宅コース（飯田橋経由と日比谷経由の 2 コース）を設け、帰宅途中で給食訓練や給水訓練を行った。</p> |
|---|

（出典：千代田区 HP）



図 20 留学生と小学生への防災教育の様子

（出典：千代田区帰宅困難者避難訓練実行委員会

「平成 22 年度千代田区帰宅困難者避難訓練（総合防災訓練）報告書」）

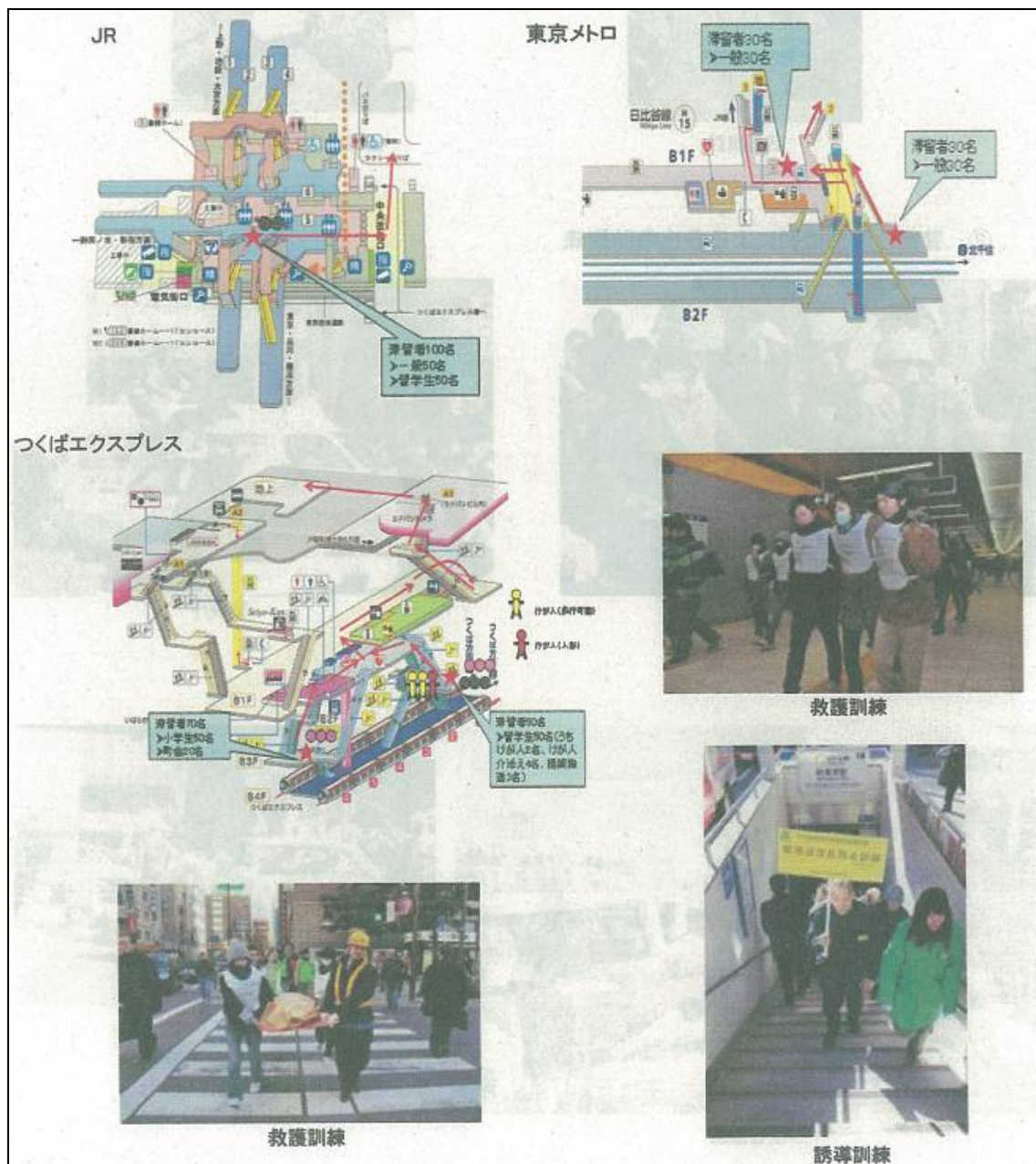


図 21 駅構内及び周辺の混乱防止訓練

(出典：千代田区帰宅困難者避難訓練実行委員会
「平成 22 年度千代田区帰宅困難者避難訓練（総合防災訓練）報告書」)

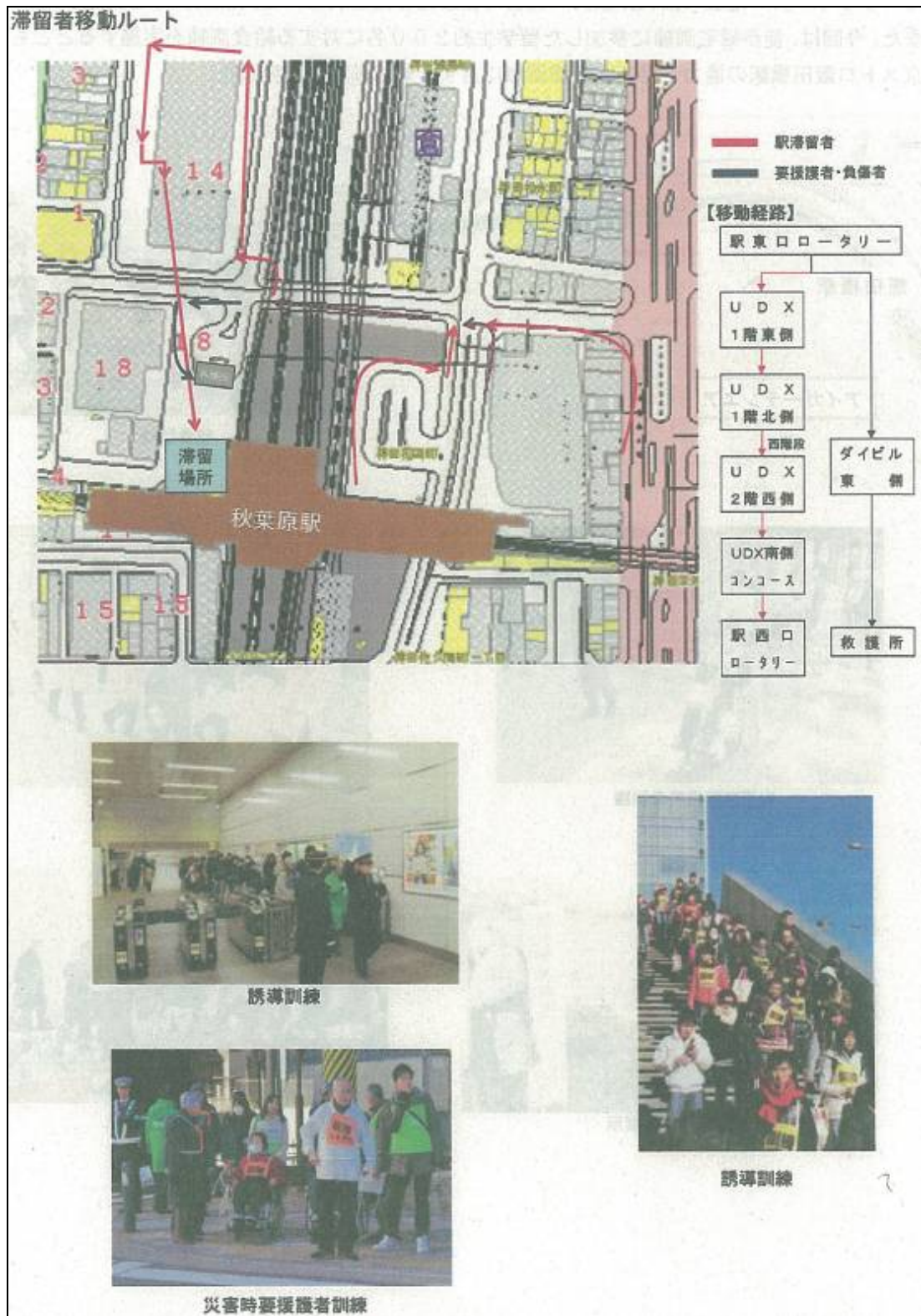


図 22 駅周辺の滞留者誘導訓練の様子

(出典：千代田区帰宅困難者避難訓練実行委員会
「平成 22 年度千代田区帰宅困難者避難訓練（総合防災訓練）報告書」)



図 23 徒歩帰宅訓練の様子

(出典：千代田区帰宅困難者避難訓練実行委員会
「平成 22 年度千代田区帰宅困難者避難訓練（総合防災訓練）報告書」)

より実践的な活動計画作成の取組

千代田区では、首都直下地震発災時の帰宅困難者への対応策として平成 15 年度から順次区の主要駅の周辺地区に4つの帰宅困難者対策地域協力会の設置を進め、同協力会と連携・協力して訓練等を実施してきたが、「活動計画（マニュアル）」を作成することを同協力会に提案しており、その際には活動計画のひな型を提供し、可能な範囲で各協力会の任務や活動フローを計画の中で定めてもらうようお願いしている。

（出典：千代田区ヒアリングより）

④ 旧居留地連絡協議会防災委員会

中枢業務地として業務地環境を良好なものにするための活動の一環として、地域の魅力向上を目的として活動してきた連絡協議会に防災委員会を設け、自主防災活動に積極的に取り組む

《地区の概要》

- 旧居留地は、高層ビルが立ち並ぶ神戸市業務中心地であり、旧居留地連絡協議会は旧居留地及びその周辺の事業所 108 社で結成され、事業所相互の親睦を第一義とする企業市民による地縁コミュニティである。阪神・淡路大震災を教訓として、業務中心地としての非常時の企業の相互支援や来訪者支援（一時避難、救命活動、情報提供）等による企業の防災対策の必要性を実感している。

《活動のきっかけ》

- 旧居留地連絡協議会は、もともとビルオーナー同士の連携・協力の場所として機能していたが、阪神・淡路大震災時、建物被害やライフラインの途絶が発生したことから、地域で自ら防災に取り組むことの重要性を改めて認識し、事前に備えることが必要と考え、平成 8 年 10 月に自主的な防災活動に積極的に取り組むための防災委員会を新たに設置した。

《取組の特徴》

- 防災委員会が設置されて以降、平成 13 年 1 月までに「事業所のための『防災マニュアル』作成の手引き」、「神戸旧居留地・地域防災計画」を策定・配布する等の活動を行う。
- 大規模災害発生時に、帰宅困難者に対して地区内全ビルの会議室や廊下等を一時退避場所として提供し、最低限の生活支援（待避スペースとトイレの提供）を行うこととしている。また、地域内の医師や市民救命士による救護、被害状況や交通情報等の情報提供コーナーを設置する等が計画されている。
- 消防の新しいツール（FD カード：ファイヤー・ディフェンスカード）をモデル地区として導入する等、関係機関との信頼関係が構築されている。

旧居留地連絡協議会防災委員会の概要及び推進体制

旧居留地連絡協議会自体は、地区内の事業者（ビル所有者）同士の親睦会であり、地区全体の魅力向上の活動を行ってきた。個々の会員の平常時の親睦を図れる組織となることを基本として、防災まちづくりの体制を構築している。

阪神・淡路大震災後に建物被害やライフラインの途絶が発生したことから、地域で自ら防災に取り組むことの重要性を改めて認識し、事前に備えることが必要と考え、平成8年10月には自主的な防災活動に積極的に取り組むための防災委員会を新たに設置した。

防災委員会は毎月17日（震災発生日）に定例会を開催し、事業者と行政との協働を体現する防災の先駆的なコミュニティを精力的に目指している。具体的には、事業所（ビル）が相互に被害確認、支援を行う体制として、地区ごとのグループである「居留地隣組」を組織している。居留地を4つのブロックに分け、各ブロックに「ブロックリーダー」となる企業を決め、隣組内で情報伝達を実施する仕組みを作っている。

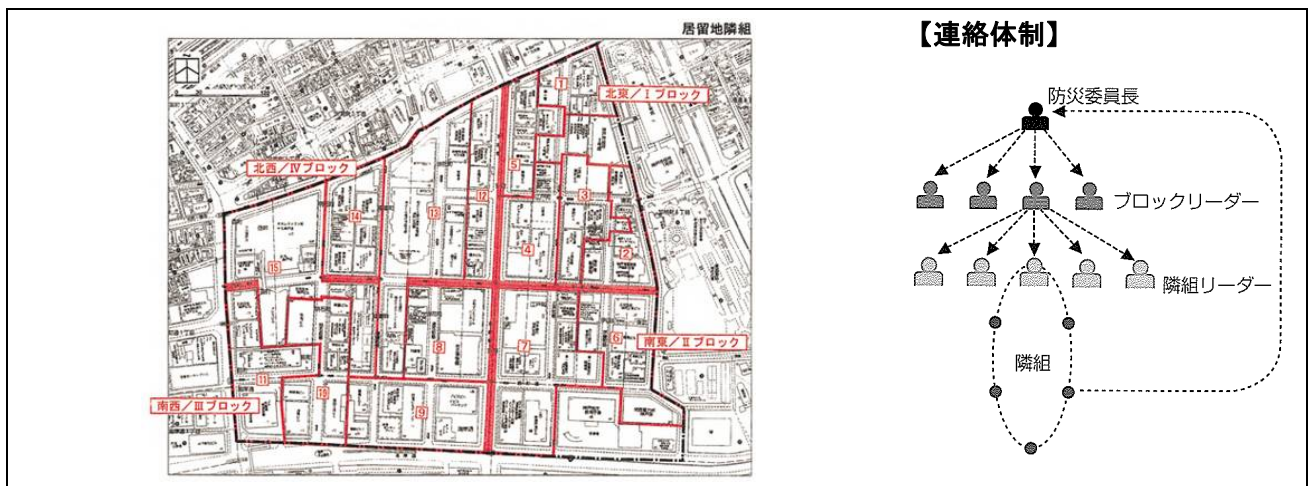


図 24 居留地隣組の構成図
（出典：旧居留地連絡協議会「神戸旧居留地・地域防災計画」）

「市民救命士」の資格の取得講座

防災委員会では、旧居留地連絡協議会に参加する企業を対象とした神戸市の「市民救命士」の資格の取得講座を実施しており、旧居留地連絡協議会内で約 700 人が取得している。旧居留地連絡協議会で講座を実施すると、各事業所で従業員に対して参加の呼びかけ等があるために多くの受講者が参加しており、従業員や顧客の安全の確保に役立っているほか、事業所等のイメージアップにもつながっている。

表 4 市民救命士講習会の種類と費用等

種 類	内 容	講習時間	教 材 費
市民救命士講習 【普通救命コース】	呼吸や心臓が止まったときに必要な応急手当と AED の取扱いなどの習得	3時間	無 料
市民救命士講習 【小児コース】	小児・乳児の事故防止及び救命に必要な応急手当などの習得	3時間	無 料
市民救命士講習 【ケガの手当コース】	骨折、外傷などのケガに役立つ応急手当の習得	2時間	無 料
市民救命士講習 【上級コース】	上記の各コースに加えて、体位管理、搬送法などの習得	8時間	無 料
救急インストラクター講習 【指導者養成コース】	より高度な応急手当及び指導技法の習得	24 時間 (3日間)	テキスト代 等実費

(出典：神戸市 HP)

地区の事業所のための防災マニュアル作成の手引きや地域防災計画の策定

阪神・淡路大震災後に旧居留地内の各事業所の防災マニュアルの見直しが3分の1程度の事業所でしか行われておらず、さらに規模の小さい事業所ほどマニュアルの整備が進んでいないという実態を受けて、防災委員会は、事業所個々の自主防災体制の基盤強化を図るため、平成10年1月に中小事業所を想定したできるだけ簡便な「事業所のための『防災マニュアル』作成の手引き」（図25）を作成した。手引きには実在する事業所をモデルとした具体的な防災マニュアルの作成例が整理されている。

また、防災委員会では、阪神・淡路大震災で得た「自分（自社）の命と財産は、自分（自社）で守らなければならない」という防災予防原則を前提とし、それでも不足する事柄については相互支援策を準備するという視点、1万人にも達する来訪者の人命維持のために、行政機関の救護体制が整うまでの間、支援の手を差し伸べるとする視点という二つの視点から、「旧居留地・地域防災計画」を検討し、策定を行った。

神戸旧居留地・地域防災計画の概要
(1) 非常時の相互支援 電子メール等の活用によるネットワーク構築、隣組の組織化
(2) 非常時の来訪者支援 救護、情報提供コーナー設置、帰宅困難者への一時待避場所提供
(3) 普段の備え 市民救命士、市民防災リーダー養成、各種訓練の実施、計画の定期点検

（出典：旧居留地連絡協議会 防災委員会について）

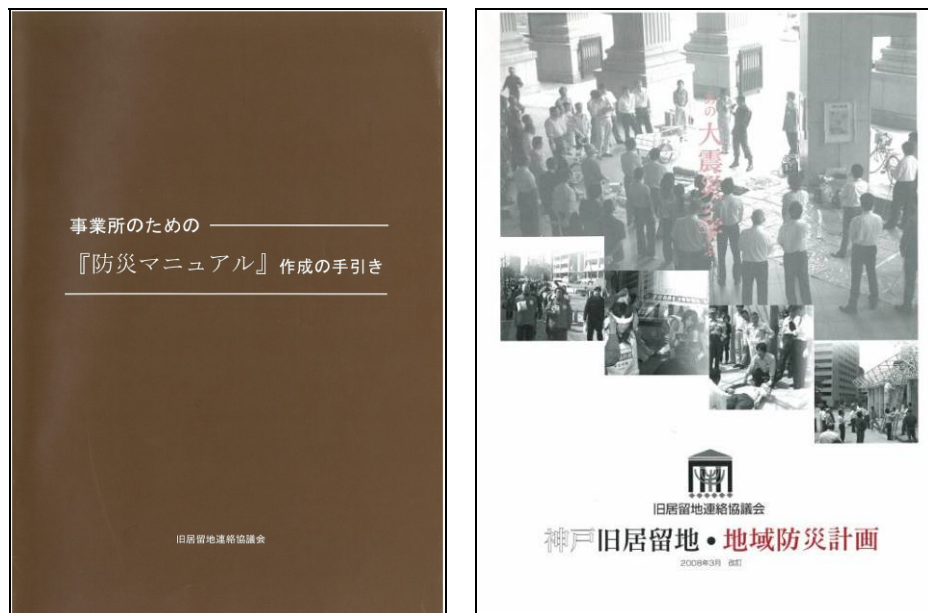


図25 「防災マニュアル」作成の手引きと神戸旧居留地・地域防災計画
（出典：旧居留地連絡協議会「事業所のための『防災マニュアル』作成の手引き」、
「神戸旧居留地・地域防災計画 2008」）

FDカードの導入

防災委員会の最近の取組として、火災発生時の非常時対応のため、旧居留地の地区内各ビルに事業所内の危険情報をまとめたFDカード（Fire Defenceカード）（図26）を導入している。

FDカード：万一、火災が発生した時のビルの防災・減災情報を取りまとめたもので、非常時には消防隊にその情報を提供し、被害を最小限にとどめるもの。

図26 FDカードとその使用方法

（出典：旧居留地連絡協議会提供資料）

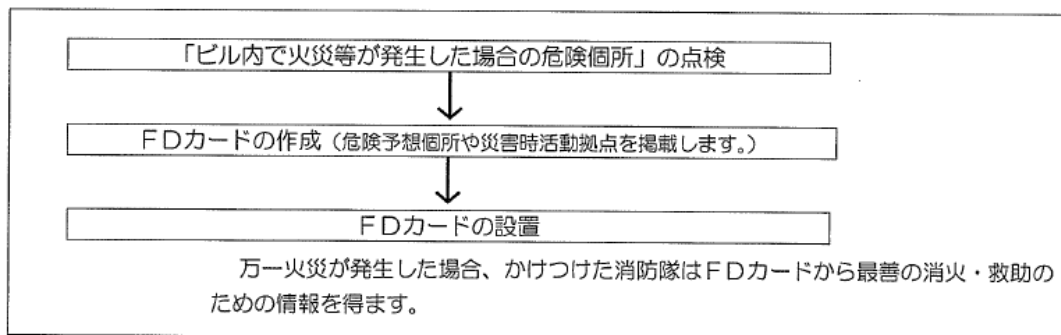


図27 FDカードの運用の手順

（出典：旧居留地連絡協議会提供資料）

⑤ 興津小学校

防災教育を地域の防災まちづくり活動へ展開。津波避難タワー等のハード整備、コミュニティドクターの支援や防災コンテスト等によるモチベーションの維持等の工夫あり。

《地区の概要》

- ・高知県四万十町興津地区は、東海・東南海地震が起きた際の津波危険地区であり、過去の地震においても津波被害を被っている。太平洋に面する興津地区への内陸部からの主要なアクセスルートは1つのみであり、有事の際はがけ崩れ等により内陸部とのアクセスが断たれ、孤立地区となる可能性が大きいことが予想されている。

《活動のきっかけ》

- ・平成17年度に、文部科学省「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」のモデル地域委託されたのがきっかけとなり、興津小学校を中心校とした興津地域ぐるみ学校安全体制整備推進委員会が発足し、会を中心として小学校の安全対策をはじめ、地域の防災活動の推進を行っている。この会は、地域の防災意識を高めることと防災リーダーの育成を目的としているものである。
- ・活動開始当時は地域でも防災意識が異なっていたが、興津地区の3地域のリーダーが現メンバー（平成24年3月時点）に代替わりしてから、徳島県に防災学習で訪問したり、防災の専門家を幾度も招き、興津地区の3地域で協力するための話し合いを「防災」をテーマに行うようになった。

※地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業：

学校の安全管理に対する取組を一層充実するため、学校が地域との連携を重視して地域のボランティアを活用する等、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備するもの

《取組の特徴》

- ・学年ごとに年間学習指導計画を立て、防災学習を実施。防災便りを全戸配布し、学校教育を地域にも還元している。
- ・文部科学省の「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」のモデル地域委託をきっかけに、地域と学校の関係強化して地域の人を学校の防災活動に引き込み、学校行事や防災教育への住民等の参加、学校施設の地域への開放等を行うことで、学校・地域連携での防災活動に取り組んでいる。
- ・先進地域を訪問しての防災学習や有識者を招いて地域で「防災」をテーマに話し合う等の取組を行っている。
- ・防災活動で子供たちや地域が提言した防災に関するハード整備等はそのまま行政に伝え、町長や町役場職員等を交えて話し合い、避難所の移設、ヘリポート、津波避難タワー等の整備を実現している。
- ・地域の防災活動に対して継続的に適切なアドバイス等を行う専門家（コミュニティドクター）が、地域の活動の継続にアドバイスを与える等、支援を行える体制を構築している。

興津小学校の防災教育 取組のポイント

興津小学校では、興津地域ぐるみ学校安全体制整備推進委員会（以下この章において「委員会」という。）（表 5）からの支援を受け、学年ごとに年間学習指導計画を立て（表 6）、地域全体で防災学習に取り組んでいる。

委員会は、興津小学校を中心校とし、地域の主要メンバー及び役場関係者で組織された、小学校、中学校、地域住民を対象に防災学習の機会を提供し、地域の防災意識を高めることと防災リーダーの育成を目的とする組織である（表 5）。

表 5 興津地域ぐるみ学校安全体制整備推進委員会メンバー構成

所属	
興津地域大総代・小室総代会長・興津地域防災総括責任者（代表）	
郷分総代会長	（副代表）
浦分総代会長 興津観光協会会長	（副代表）
興津小学校PTA会長	（副代表）
興津中学校PTA会長	
興津保育所保護者会長	
JA四万十理事	
興津漁協組合長	
町議会議員 四万十消防団興津第1分団長	（副代表）
四万十消防団興津第2分団長	
四万十消防団興津第3分団長	
高幡消防組合四万十清流消防署長	
浦分第1共楽会長（興津老人クラブ支部長）	
浦分第2共楽会長	
郷分老人クラブ会長	
小室さざなみ会長	
JA四万十興津青壮年部長	
郷分婦人代表（JA女性部）	
浦分婦人代表（漁協女性部）	
小室婦人代表（前興津地区センターママ）	
興津保育所長	
興津中学校長	（監事）
四万十町役場興津町民館館長	
四万十町役場興津出張所長	
四万十町教育委員会	
四万十町役場総務課（消防防災担当）	（事務局）
四万十町役場総務課（消防防災担当）	（事務局）
窪川警察署興津駐在	（オブザーバー）
地域有識者	（オブザーバー）
地域有識者	（オブザーバー）

（出典：興津小学校提供資料）

表 6 興津小学校 平成 23 年の防災学習の取組

5月	第1回防災学習 「東日本大震災を知る」 5月11日(水)実施	京都大学矢守教授・黒潮町役場防災担当を招聘し東日本大震災の実態を知り、来たる南海大震災を想起し興津の防災教育を考える。 小中学校児童生徒、保護者、地域住民、消防、その他関係機関、合わせて120人の参加。
7月	第2回防災学習 「防災に関わる四万十町・国 島の動きを知る」小中学校、 保護者、地域、関係機関参加 の避難訓練の実施 7月12日(火)	町役場防災担当北村さん・京都大学矢守教授を招聘し実施。 小中学校児童生徒、保護者、地域住民、関係機関合わせて90人参加 子どもたち、住民の質問に答える形式で実施。
8月	防災キャンプ 8月24日(水)～25日(木)	消防団による避難所巡り・ドラム缶くごによる飯盒炊爨による自炊・ 夜間避難訓練 等を3～6年児童で実施。
9月	興津地域自主防災訓練	児童生徒、教員の参加
10月	小中合同秋季大運動会 10月4日(日)	恒例の小学校「簡易担架リレー種目」を班別で行う。
11月	第3回防災学習 11月30日(水)実施予定	京都大学矢守教授を招聘し、東日本の復興の様子や復興に向けての今 からできることを学ぶ(予定)

(出典：興津小学校提供資料)



図 28 「土砂災害における教育プログラム」授業の様子

(出典：興津小学校 HP)

■主な取組内容

1. 親子防災視察（平成 17 年高知市浦戸地区へ）
2. 徳島県防災センターへの視察研修（平成 21 年は隣接地区の志和小学校と合同で実施）
3. 避難訓練と救護法講習会（地域への広がり）
4. 薪作り教室・防災サバイバルキャンプ
5. 非常時を想定した地域防災炊き出し（平成 17 年から 2 年毎に実施）
6. 防災講演会から防災シンポジウムへ
7. 進化する防災マップづくり（平成 17 年～）
8. 行政との提携（海拔シール）すすむ避難所整備、念願の保育所・さくら貝の移転実現へ
9. 防災便りの発行（全戸配布） 3・4 年生の副読本に教材化
10. 総務省指定 そして国土交通省・京都大学・筑波大学との共同授業

■取組の際のポイント

1. 小学校では、先進地域で取り組まれている『遊ぼうさい（防災）』という視点を大切に地震に対する恐怖心だけを植えつけるのではなく、いろいろな取組を楽しみながら経験する。2 年目から災害復興力をやしなうために、サバイバル精神の涵養をプラスする。
2. 児童数（指定当初 41 名…平成 22 年現在 35 名）、職員数（11 名）を考慮してあまり大きな背伸びをするような取組は避け、ささやかでもやってよかった、子どもたちと保護者・地域の意識が変わったねという防災学習をすすめる。
3. 学年ごとに年間学習指導計画をたて、防災学習を実施する。ただ地震・津波について調べるのではなく、自分の「命」を守り、他人の命を守ることを考えながら防災学習をすすめる。
4. 学習を深める中で、地域の人たちとのかかわりを大切に、地域の人と一緒に地震・津波に強い興津地域をつくっていく。
5. 子どもたちが防災について学んだこと、経験・感じたことを積極的に地域に情報発信する。
6. 防災力を強化にむけ日々努力している地域の姿を知り、将来の地域防災のリーダーを育てる。
7. 南海地震のとき町の中心地のある台地部をつなぐ道が寸断され、一定期間の地理的孤立が予想される中で、3 地域の共同性を高め、地域全体の防災力を強化する取組を行う。
8. やってよかった！！取り組んだみんなが元気になり、「地震・津波に強い地域にかわっていく」ことを実感できる。子どもたちは地域から知恵と力をもらい、地域は子どもたちから・・・
〈相互利益主義を大切に〉・・・防災を取り組まなければという義務感だけでは息の長い取組はできない。できれば学校・地域・行政のよい関係のキャッチボールを（三位一体の取組へ）

図 29 興津小学校の防災教育 取組のポイント

（出典：南海地震から身を守るための地域と連携した防災教育
<http://www.kochinet.ed.jp/okitsu-e/bousai/presentbassui.pdf>）

防災学習の地域への還元

取組の初期段階として、住民の自主防災の意識を高めるために専門家を招いたり、先進活動地域のリーダー等を訪問することにより、先進事例からの学びを取り入れ、また、活動の様子を「防災便り」や小学校のお便りという形で住民への全戸配布している（図 30、図 31）。

防災学習では、地域の防災活動に対して適切なアドバイス等を行う専門家（コミュニティドクター）を定期的に招いて、今後の興津の防災について小学生や保護者、その他の住民等と意見交換等を行うなど、地域の活動や取組に対して専門家の支援を受ける体制が整っている。

興津地域 防災便り 第16号

2011(平成23)年9月22日
興津地域ぐるみ学校安全体制整備推進委員会

7月12日(火)防災学習③を行いました。



初めての小中合同の防災学習・避難訓練を実施しました。今日の防災学習は、四万十町の防災にかかわる取り組みやそれに関わる子どもたちの質問に答える形で授業が進んで行きました。講師には、京都大学矢守教授・京都大生谷澤さん、四万十町総務課消防防災担当北村さんをお迎えしました。参加されていた、地域の方からのご意見も頂くことができ有意義な授業となりました。参加者も子どもたち

を含めて約70名の参加をいただきました。その後の、避難訓練にも多数の方が参加してくださいました。保護者・地域の方、興津診療所のみなさん、興津駐在所さん、窪川警察署の防災担当の方にも応援をいただきました。たくさんのみなさんの応援で驚異的な避難タイムが計測されました。なんと、6分38秒での到着でした。今後とも応援をしていただきたいと思います。

7月21日高齢者体験

避難訓練を実施しました。



7月19日に実施予定でしたが、台風6号の影響のため臨時休校となり21日に実施となりました。社会福祉協議会、高齢者包括支援センター、役場のみなさんに応援していただき自宅から近くの避難場所へ的高齢者体験グッズを身に付け避難です。思うように体動かないことや目や手足が自由に使えないことなどを体験しました。これからの防災学習に活かしていきたいと思えます。最後に、子ども達から関係機関のみなさんにお礼を言って貴重な体験が一つ積み上げられました。



8月15日 昭和の南海大震災のお話を聞きました。

今回は、浦分にお住まいの橋本さんにその当時のお話を聞きました。



地震の横揺れがすごくて、瓦がすべて落ちたそうです。また、12月だというのに梨の花が咲いていて不思議だったこと。明け方の4時過ぎの地震なのに辺りが明るくて不思議だったことを聞きました。何か、普段と違う変わったことが起こる前兆であったこ

と話をしてくださいました。

8月24～25日 防災キャンプを行いました。



本年も恒例の防災キャンプが始まりました。今回は、京都大学の矢守研究室の学生、谷澤君が応援に来てくれています。はじめの式をして、安全に一人ひとりが力を発揮できるようにお話をし始めました。まず、テントを協力して張りました。その後、消防分

団の応援を待て、地域の避難場所を巡りました。

次の活動は、避難生活を想定した飯ごう炊飯です。各班に分かれてカレー作り・ごはん炊きをします。火の加減を考えながら炊きあがるのを待ちます。美味しいカレーとサラダ、ごはんも何

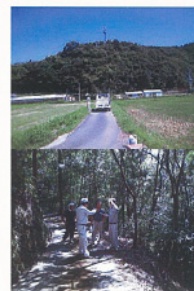


とか炊きました。今回は、興津駐在所のおまわりさんも試食に来てくれました。2部のもう一つのメインは、夜間避難訓練です。開始時間が近づきますが雨が降り出しました。中止になるのかと思いましたが、避難訓練時間には

雨がぴたり止んで星空が広がりました。暗くて、普段のように走れません。それでも、3～6年生です。7分13秒で、避難完了です。



8月29日 向山避難所予定



地を視察しました。

小中学校・郷分地区等の新しい避難場所を決めるために、3つの地区の総代さん達・総務課長さん防災担当北村さん・測量技師さん達で向山の避難場の予定地を見に行きました。高さ30mの位置から見る興津の風景は、大変きれいで津波を忘れさせるくらいでした。今後、総代さん達と町役場のみなさんと、津波対策のための新しい避難場所の検討にはいっていきそうです。1日も早い完成を期待したいと思います。

9月4日県下一斉防災避難訓練が実施されました。

保護者・地域の方と共に児童の避難の様子を教職員で支援します。



児童の避難してくる避難場所に先生方も支援者として参加しました。児童の参加も各避難所合計30人弱の参加がありました。避難場所によって参加人数は異なりましたが、避難場所によっては60人以上の参加がありました。避難訓練のあと、簡易トイレの設置訓練を行いました。

今後も防災学習の案内をさせていただきますので、是非 学校へおいで下さい。また、本年は、炊き出し訓練も予定しています。ご協力をお願いします。

図 30 興津地域防災便り

(出典：興津地域ぐるみ学校安全体制整備推進委員会「興津地域防災便り 第16号」)

興津小学校 はまゆう

平成23年7月19日

いよいよ夏休み！

いよいよ、子どもたちにとって待ちに待った夏休みが始まります。一学期間、さまざまな形でのご協力、ご支援をいただき本当にありがとうございました。

長い夏休みを事故のないことを第一に過ごしてほしいと思います。水の事故、自転車による飛び出しなどによる交通事故等がないように十分に注意していただきたいと思います。また、長い夏休み中は、生活が乱れやすくなります。また、いろいろな誘惑もあると思います。早寝早起き、規則正しい食事、勉強や手伝い等、学校の地区児童会で子どもたちが話し合っ、休み中の決まりを作っています。児童会で決まった決まりをもとに、ぜひご家庭で一緒に休み中の生活について話し合っ有意義な夏休みとなるようにしてください。(また、公園等でのゴミのポイ捨てと自転車の並べ方が悪い)のご指摘を毎年、地域の方からいただいておりますので、この点も特に気をつけてほしいと思います。)

なお、地区ごとにラジオ体操などを計画しています。お家の皆様方にはいろいろとお世話をかけますが、ご協力よろしくお願いいたします。

休み中、課題のプリント、工作などの宿題をはじめ、やらなければならないことはできるだけ早めになすませ、4.2日間におよぶ長い休みにしかできないような貴重な体験をたくさん積んでほしいと思います。

9月1日(木)の始業式には真っ黒に日焼けした、元気な顔を見せてくださいな。

1学期をふり返って、夏休み苦手なところを克服しよう！！

夏休み中の遊びについて

毎年、海や川で水遊び中の子どもが亡くなるという、悲しい事故が起こっています。終業式、学級指導で児童に指導をしていきます。それでも、直接、生命にかかわる水泳について、重ねてお願いをしたいと思います。

- ☆ 子ども同士ではかない
- ☆ 海や川の状態によっては泳がせない
- ☆ お家の人に必ず伝えてから行く

夏休みのくらしを配布しますので、

ご家庭で気をつけていただければと思います。

8月15日開 登校日・興津ふるさと子ども祭り
9月 1日開 始業式・通常校時(給食あり)



9月 5日(月)～9日(金)まで 夏休み作品展
職員室前の廊下に展示をします。是非、見に来て下さい。

小中合同防災学習・避難訓練への

ご協力ありがとうございました。



初めての小中合同の防災学習・避難訓練を実施しました。今回の防災学習は、四万十町の防災にかかわる取り組みやそれに関わる子どもたちの疑問に答える形で授業が進んで行きました。講師には、京都大学矢守教授・京都大生谷澤さん、四万十町総務課消防防災担当北村さんをお迎えしました。

参加されていた、地域の方からのご意見も頂くことができ有意義な授業となりました。参加者も子どもたちを含めて約70名の参加ができました。

その後の、避難訓練にも多数の方が参加してくださいました。保護者・地域の方、興津診療所のみなさん、興津駐在所さん、窪川警察署の防災担当の方にも応援をいただきました。たくさんのお家の応援で驚異的な避難タイムが計測されました。なんと、6分38秒での到着でした。今後とも応援をしていただきたいと思います。



あいさつ標語コンテスト入賞者作品を発表します！



すばらしい作品ばかりで、選者に時間がかかりましたが、いろいろな所に掲示して「あいさつ運動」を進めたいと思います。

興津小学校 はまゆう

平成23年10月3日

運動会へのご協力ありがとうございました

2学期の大きな行事の一つ「興津小中合同運動会」が素晴らしい秋晴れの中、実施できましたことを大変うれしく思っています。発達段階に応じた競技や他学年と協力する競技や親子競技など本当にすばらしい運動会だったと思います。中学生のまじめに取り組む姿は、小学生のお手本となりました。小学生も精一杯の活動をしてくれたと思っています。

また、小中の保護者のみなさんの後片付けへの積極的な参加をいただき最後まで感動した運動会でした。



はなかったかと思えます。

子どもたちの笑顔がとても印象的なすばらしい競技、最後までやりぬこうとする姿。そして、保護者のみなさん・地域の方のみなさんのあたたかい応援を心に感じながら、小中合同の行事を1+1=2ではなく3~5を目指していききたいと心より思った事でした。

本当にありがとうございました。

ホームページを開設しています！

興津小学校の取り組みを保護者・地域の方のみなさんにより詳しく知っていただくとうホームページを開設して1年が過ぎました。学校の様子を少しずつ更新しています。是非ご覧ください。

アドレス <http://www.kochinet.ed.jp/okit-su-e/>

9月29日に小室の浜の清掃活動に参加しました。



先の台風の影響で海岸にたくさんのゴミが打ち上げられました。地域の放送で清掃活動への応援要請をしています。興津小学校は、地域の方に応援していただいて運動場の草引きを実施させていただいています。その御恩に報いなければなりません。そこで、全校で応援に駆けつけました。到着した時には、たくさんの地域の方がすでに清掃活動をされていました。小学生も縦割り班で、さっそく応援にはいりました。作業すること30分余りでたくさんのゴミが出てきました。どんどん処理が進んで、きれいな海岸にもどりました。みなさんお疲れ様でした。



1・2年生が、1輪車に挑戦しています。

運動会で上級生が1輪車競技を披露しました。1・2年生も今から練習を開始しました。1輪車は、平衡感覚を養い今の時期が上達が難しい乗り物です。早く乗れるようになって欲しいと思います。

陸上記録会(上級生)・音楽祭(全校)にむけ、練習が始まりました。

毎年、恒例の行事が近づいてきました。各学年で、発達段階に応じて練習が始まりました。陸上は、4年生以上が練習しますが出場は5・6年生になります。音楽祭の合奏は、全校で AKB48 のヒーローテーションに取り組んでいます。どうぞ、応援をお願いします。

悲しい出来事がありました。

夏休み作品展の作品が展示中に紛失するという悲しいことがありました。あまりに可愛い作品で、欲しくなって持ち帰っていたことが分かりました。幸い、後日持ち主に返りました。今後、このようなことのないように子どもたちの心を研すように指導によりいっそう力を入れていきます。

今年の運動会へのご意見

ご感想をお願いします。

運動会での気づきの点や来年度、また見たい、やって欲しい、やりだしたい競技を教えてください。また、ご意見がありましたら下記返信欄にてお知らせください。

返信

()年 児童名()

図 31 興津小学校だより「はまゆう」

(出典：興津小学校だより)

防災マップ作り

興津小学校では、防災教育の一環として、子供たち自身がフィールドワークで地域の現状や問題点、災害時の危険な場所等を認識し、その後の活動へ結びつけるための防災まち歩きを行っている。

また、近い将来予想される地震・津波に備え、防災意識を高め、「より早く安全に避難場所に避難してもらう」ことを目的に、5・6年生児童が足と目で調べながら、カラーの手作りマップ（図 32）を作成している。

マップは、以下の点について留意する形で作成されている。

- 地域性・テーマ性（地域災害の特性や問題点等）
「地域の災害や危険な場所等を想定した作品作りができているか」
「地域災害の特性や問題点等が明確になっているか」
- ビジュアル性（地図等の工夫）
「色や写真、イラスト等を効果的に活用しているか」
「多くの人に見やすく、わかりやすい作品になっているか」
- 提案性（子どもの視点でのまちへの提言等）
「子どもならではの発見やまちへの提言が書かれているのか」
「マップを通して伝えたいことが明確になっているか」
- 教育効果性（子どもたちの防災意識の変化等）
「マップを作成するにあたり、しっかり地域を調べているか」
「地域住民のコミュニケーション等により、多くの人から見えるか」
「学んだ姿勢がみえるかどうか」



図 32 興津防災マップと作成のためのフィールドワークの様子

（出典：南海地震から身を守るための地域と連携した防災教育
<http://www.kochinet.ed.jp/okitsu-e/bousai/presentbassui.pdf>）

趣向をこらした訓練の実施

興津小学校では、学校での防災訓練の取組に対して地域の人に興味をもってもらうために、訓練に毎回新しい発想を取り入れている（避難するだけでなく、防災倉庫を開けて非常食を食べてみる、非常食を参加住民に配布する、マスコミの取材活動を防災活動の活性化に利用する、高齢者体験避難訓練を行う等）（図 33、図 34、図 35）。避難についても、同じ場所から避難するのではなく、学校から、家から、と毎回状況を変化させたり、警察官や消防団に避難誘導してもらい避難訓練の評価してもらったり、消防車を呼んで放水させてもらう等の工夫を行っている。



図 33 平成 23 年炊き出し訓練・避難訓練の様子

（出典：興津小学校 HP）

<p><12月4日 第4回興津津波防災炊き出し訓練> 興津地域防災炊き出し訓練</p>	
<p>日時 平成 23 年 12 月 4 日（日） 会場 興津小学校運動場（雨天時：校舎南側で調理、体育館で試食） 内容 防災炊き出し、防災グッズ・非常食展示 目的</p>	<p>タイムスケジュール 12月3日（金）までに マキは B&G より濱崎建設3コンテナ用意(2トン車1台分輸送) ○委員会有志によるマキの準備(チェーンソー等による切り分け) ○食材(400人分)の調達</p> <p>12月4日(日) 8:00～ 児童・教職員・保護者・委員・地域有志による作業開始 ○豚汁食材の調理 ○テーブル椅子の準備(JA 等から) 8:30～ ○ 湯沸し(大釜10基分)、調理開始(炊飯・豚汁) ○ 米は2回に分けて炊飯 ※ 今回は、ふたつき大なべで炊飯 ○ ※木製ふたは興津小学校で5つ製作 9:30～ 調理開始 小中学生他、向山避難所予定地見学 11:30～ 配膳開始 12:00～ 食事開始 12:30～ 興津地域ぐるみ学校安全体制整備推進委員会代表挨拶 13:00 後片付け開始 13:30～ 子どもは、気象台防災学習(14:30まで) 14:30 炊き出し作業終了 ※防災コーナー・非常食用は朝 テント3張り設置 防災グッズ・心肺蘇生コーナーは、設置するの？</p>
<p>①小学校の運動場を使い、小学校児童・保護者、役員、地域有志で、大なべとドラム缶くど（まきのみを使用）を使つての炊飯（炊飯袋使用）と豚汁等を作り、非常時の不便さと地域の共同性の重要性を確認する。 ②町役場、高幡消防組合四万十清流消防署等の協力を得て、『防災関連グッズ等の展示コーナー』をつくり、地域住民への啓発に努める。 ③全校児童、生徒が主体的に調理下準備、調理等に参加する中で、地域の未来を担う児童の防災意識の涵養に努める。</p> <p>参加対象 小学校児童、中学校生徒、教職員、保護者、興津地域ぐるみの学校安全体制整備推進委員会、地域の方々等 ※参加目標人数 400 名 （興津地区の人口は約 1,100 名）</p>	

図 34 平成 23 年度興津地域防災炊き出し訓練の詳細

（出典：興津小学校 HP）

児童による防災提言

以上のような興津小学校と委員会による、小学校、中学校及び地域住民を対象にした防災教育・防災学習において、児童や地域から出された意見については、「防災提言」（図 36）として取りまとめ、学校や地域の代表が「防災提言」を行政に持ちかけている。行政は「防災提言」を参考として、避難所や津波避難タワーの整備、道路の整備等を行っている（図 37、図 38）。

また、大規模災害発生時に地区が孤立した場合に利用することを想定して、ヘリポート等の整備も始まっている。整備を行う上での権利者等との調整に関しては、地域が率先して行っている。

- ・ 保育園・デイサービス「さくら貝」は、海も近く津波の影響を受けると考えます。また、避難経路にある橋も落ちると予想されているので助かる可能性が低いと思います。
- ・ 向畑の避難場所・防災施設は、車椅子の人のことも考えて作られているので感心しました。しかし、多くの避難場所が震災の影響を受けたとき、そこまでいけるかどうか不安に思えます。また、個人の家や公共施設などが避難場所となっていますが、鍵などがかかっていることもあり、入りづらいかもしれない。
- ・ 他の地区と結ぶ生活道が一本しかなく、その道は雨が降るとよく石が落ちていきます。現在もがけくずれがあり、土のうで応急処置をしているのが現状です。そんなことを考えても、震災後、地域は孤立する可能性が高いと思います。早く地震にも強い道路整備が望まれます。
- ・ 興津地域が震災による津波の影響を受けたとしたら、ほとんどの家が浸水の被害を受けると予想されます。そのため、**一時避難場所として安全だと考えるビニルハウスを使えるといい**と思います。

図 36 6年生による防災提言

（出典：南海地震から身を守るための地域と連携した防災教育

<http://www.kochinet.ed.jp/okitsu-e/bousai/presentbassui.pdf>）



小室第1・2避難場所も舗装工事完了 ソーラ・風力誘導灯も



図 37 避難所等の整備の様子

(出典：南海地震から身を守るための地域と連携した防災教育
<http://www.kochinet.ed.jp/okitsu-e/bousai/presentbassui.pdf>)

子どもも大人も願った 長年の地域課題の解決へ
保育所・デイサービスセンター「さくら貝」の移転へ決定！



図 38 保育所・デイサービスセンターの高台への移転

(出典：南海地震から身を守るための地域と連携した防災教育
<http://www.kochinet.ed.jp/okitsu-e/bousai/presentbassui.pdf>)

活動の対外発信や表彰等によるモチベーションの維持

学校や地域で行った防災学習・防災教育の成果を防災コンテストやマスコミを通じて世の中に発信することで、活動のモチベーションを高めるといった工夫を行っている。

(興津小学校が参加した防災コンテスト等)

全国防災ミーティング、興津小学校学習発表会、興津防災シンポジウム、小学生のぼうさい探検隊マップコンクール、ぼうさい甲子園、アジア防災教育子どもフォーラム等

The screenshot shows the Mainichi Shimbun website interface. The main navigation bar includes 'ホーム', '会社案内', '新聞購読・出版物', '採用情報', 'イベント', and 'お知らせ'. The breadcrumb trail reads 'ホーム > イベント > 教育 > ぼうさい甲子園 > 2008年 > 受賞団体の取り組み——地域面から'. The article title is '受賞団体の取り組み——地域面から' with a date of '2008年12月18日'. The text describes the 'ぼうさい甲子園' award ceremony, mentioning that the winning group from Otsu Elementary School proposed a high-ground relocation for their kindergarten. A sidebar on the right lists categories like '文化', 'スポーツ', '教育', and 'ぼうさい甲子園'.

■四万十町立興津小に大賞 保育園の高台移転、町に提案(2008年12月17日高知面)

◇興津小

災害時に孤立する可能性が高い興津小は、防災マップを作成し全戸に配布したり、防災標語を作成。津波への注意を促す「海抜ステッカー」を校区内の電柱に張る活動を続けるうち、子どもたちは町立興津保育園が浸水地域にあることに気づき、高台への移転を同町に提案した。小学生の活動が行政を動かし、同町は移転を決定した。



図 39 ぼうさい甲子園大賞の受賞

(出典：毎日新聞社 HP <http://www.mainichi.co.jp/event/edu/bousai/2008/000306.html>)

⑥ NPO 江東区の水辺に親しむ会

河川や水辺に関するまちづくりを目的とした NPO 法人が主体となり、イベントや平時の活動に「防災」のテーマを組み込むことで地域の自助・共助のまちづくりを実施

《地区の概要》

- 東京都江東区は多くの河川があり、水辺と緑を活かしたまちづくりを推進している地区である。ゼロメートル地帯が存在しており、集中豪雨等により大規模な水害が発生するおそれのある地域である。
- 河川沿いの道路は、災害時に有効な避難路となると考えられるが、未整備でつながっておらず、いざという時に使えない。

《活動のきっかけ》

- 理事長が東京都の 21 世紀の水辺を考える「江東内部河川流域連絡会」に委員として参加したことをきっかけに、河川があり、水辺に接している地域の住民の方々に対して、今以上に水辺を身近に感じる機会を提供し、地域がさらに豊かで楽しいものとなるよう、河川や水辺に関するまちづくり、環境、景観、交流の活動の必要性を考え、NPO を設立した。
- 水辺に関する情報を多数集めることから活動を始めていたが、治水という観点から「水は怖いものである」という人々の意識があることを知り、水辺の防災というところに活動の視野が広がった。

《取組の特徴》

- 本来の活動である水辺に興味を持ってもらうためのイベントの中で、東京を守る堤防を知るための企画、防災意識づくりのための乗船体験（門前仲町の河川の船着場を知るという目的）等のイベントを行い、活動を通じた「実体験」による防災意識の住民への浸透を狙った活動を行っている。
- 大学やその他関連団体と協働で防災船着場の設置、マンションにおける水辺を意識したハード整備の提言等を行っている。
- 活動を行う上で、観光協会、商店会、大学、マンション協会及び他関連団体と連携し、協働による活動を実施していることが大きなハード整備等の実現につながっている。

NPO 江東区の水辺に親しむ会主催イベント

- 通常イベント：水彩サロン、水彩フェスティバル、リバーガイドの養成（水辺の歴史や環境のエキスパートとして）、お江戸深川さくらまつり、等
- 防災イベント：堤防を守る体験の活動、防災訓練（門前仲町の河川の船着場を知るという目的）、乗船体験等水辺に関する防災イベント、等

NPO 江東区の水辺に親しむ会の概要及び推進体制

NPO 江東区の水辺に親しむ会は、東京都江東区の水辺から、全国、世界の水辺のまちづくりを視野に入れて、水辺から防災、景観等を考えるまちづくりの交流・研究活動を行っている組織である。河川があり、水辺に接している地域の住民に対して、今以上に水辺を身近に感じる機会を提供し、地域がさらに豊かで楽しいものとなるよう、河川や水辺に関するまちづくり、環境、景観、交流の活動を行っている。活動は主に江東区民の意識啓発を目的としている。平成 12 年 9 月、東京商船大学（現・東京海洋大学）や地域と協働で開催した『水彩フェスティバル』をきっかけに活動が拡がり、同大学と協力し、河川や水辺の視察見学会、勉強会を実施している。活動は、観光協会、商店会、大学、マンション協会、他関連団体との連携により、イベント等を通して行っている。防災の取組についても、他イベントと同様に水辺に関するイベントの一つとして取り組んでいる。

（出典：財団法人都市防災研究所 防災まちづくりポータルサイト
<http://www.udri.net/portal/matidukuri/jirei/jireinew/syousai8.htm>）

地域住民の興味・関心のきっかけづくりとして、イベントの中で防災に関わる取組も実施

平常時の活動としては、地域の住民に水辺に興味を持ってもらうためのアピールとして、水辺空間の活用事例等を知る講座形式の水彩サロン、水彩フェスティバル、お江戸深川さくらまつり等、「水辺に親しむ」イベントを開催している。そのイベントの中で、防災に関わる取組として、乗船体験を「防災船着場を知り、災害時の船の有効性を知る」という目的も兼ねて実施している（図 40、図 41）。

また、東京を守る堤防を知るという目的で利根川・渡良瀬遊水地の草刈り体験ツアー等の企画も行っており、住民の防災に対する意識啓発を行っている。利根川の治水活動である堤防の草刈りを通じて、利根川や渡良瀬遊水地と東京の関わりを知るきっかけをつくっている（図 42）。

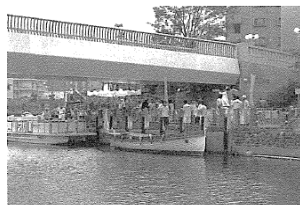


図 40 水彩フェスティバルの乗船体験（和船友の会）

（出典：NPO 江東区の水辺に親しむ会 会報 2011 年 12 月 1 日発行、
内閣府 平成 20 年度 広報ぼうさい）

乗船体験クルーズ・水を楽しもう

場所:小名木川・橋十間親水公園

水彩都市江東 第12回水彩フェスティバル

毎年恒例、第12回水彩フェスティバルを開催いたします。
今年もにぎやかなお祭りになります。
子どもおとなも一緒にあわせのうえ、遊びに来てください。

日 時	平成23年 9月3日【土】 AM10:00 ~ PM 4:00 ※雨天の場合は4日【日】に顺延
場 所	クローバー橋・水門橋周辺 江東区扇橋・緑江・大島・北砂【小名木川と橋十間川の交差点】 扇橋開門と荒川ロックゲートの見学会も行います
主催など	主催 水彩都市アピール実行委員会 協力 江東区(水辺と緑の課)、国土交通省荒川下流河川事務所、東京都江東治水事務所、公益財団法人江東区文化コミュニティ財団江東区東大島文化センター、江東区男女共同参画推進センター、江東区スポーツ会館、和船友の会、みどりネットKOTO、江東スポーツ大学OB会、NPO江東区の水辺に親しむ会、えここぐる江東、四砂町子ども会若葉木蔭、川南和木鼓クラブ、扇橋三丁目町会、またたび 後援 江東区 協力 ハリオグラス株式会社、国立大学法人東京海洋大学海洋工学部
お問合せ	水彩都市アピール実行委員会 事務局 電話:03-5639-2818 (NPO法人江東区の水辺に親しむ会)

荒川IRG 扇橋開門 	10:00~16:00 乗船場所 クローバー橋船着場	<p>○荒川ロックゲート・荒川コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用船:もどり(9名乗り) ・リバーガイド付 ・ロックゲートを通り、荒川へ出るコースです ・ダイヤ 1便:10:30~12:00 2便:12:40~14:10 3便:14:20~15:50 <p>○扇橋開門・小名木川コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用船:ナムワン(40名乗り) ・リバーガイド付 ・開門を通り大橋川まで行きます ・ダイヤ 1便:10:30~11:00 2便:11:00~12:00 3便:12:00~13:00 4便:13:00~14:00 5便:14:00~15:00 6便:15:00~16:00
カッター試 乗 	10:00~16:00乗船 場所 クローバー橋船着場	○カッター試乗 (東京海洋大学カッター部)・随時運航
和船体験 	10:00~16:00乗船 場所 橋十間親水公園	○和船の乗船体験 (和船友の会)・随時運航
ハゼ釣り 	10:00~16:00	○ハゼ釣調査 小名木川テラスで、ハゼ釣調査をします
展示会 	8/27~9/3 男女共同参画推進セ ンターにて	○江東区運河の桜のある風景 ほか (男女共同参画 推進センター)
<p>土曜の夜は、水のかんやん(ナイト)!! 牛乳パックをお持ちください!</p>		

図 41 水彩フェスティバルでの乗船プログラム内容

(出典：NPO 江東区の水辺に親しむ会 HP)



図 42 堤防を守る活動の様子

(出典：NPO 江東区の水辺に親しむ会 案内資料)

NPO・行政・マンション事業者の協働による水辺空間の整備

小名木川のほとりにあるレンガでできた工場跡地の開発事業の際、NPO 江東区の水辺に親しむ会が中心となり、地域の歴史の継承と水辺空間の一体的な整備の必要性を江東区やマンション開発業者に働きかけ、地域のイメージにあったレンガ造りをモニュメントとして残し、小名木川という水辺環境と景観の保全を考慮したまちづくりを主導した。三者の協働により、区有地と民有地を一体化した計画として、河岸から見た建築物の外観設計に工夫をこらしつつ、河川の堤防の一部改修、地盤の嵩上げ及び河岸遊歩道、広場の設置を行った。この取組は、日本不動産学会・業績賞を受賞している。

(出典：NPO 江東区の水辺に親しむ会 HP)

(受賞理由 (抜粋))

NPO 法人江東区の水辺に親しむ会の署名運動に基づく誠実かつ絶え間ない努力と、江東区、開発事業者への働きかけがあり、また、江東区および開発事業者もこれに協力したという前向き志向的共同作業は、この地域ばかりでなく他の地域での今後の再開発への良き先例を作ったものとして高く評価できる。

(出典：社団法人日本不動産学会)

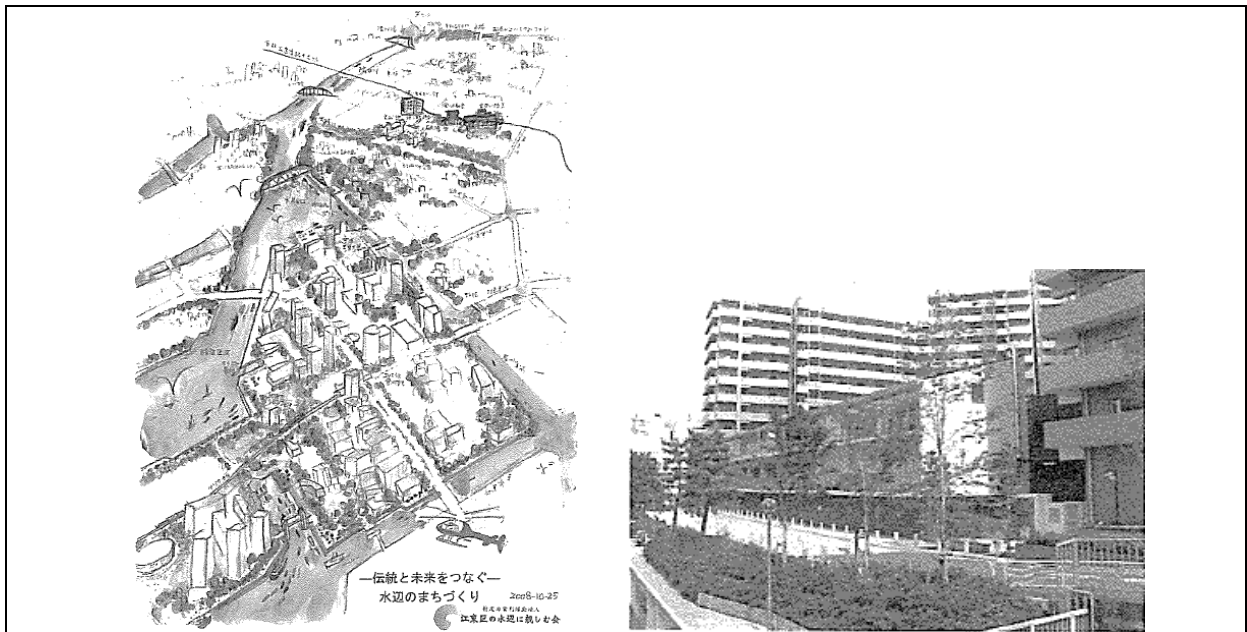


図 43 目指したい川と街が一体となったまちづくり (左：イメージ図) と、
実際実現した河川敷・区道・マンション敷地の一体整備の様子 (右図)

(出典：(財)国土計画協会 人と国土 21 2009. 3「NPO ネットワーク NPO 江東区の水辺に親しむ会 水辺から街を変える—知る、見るから実践へ」)

防災船着場の検討と整備

国土交通省の全国都市再生モデル調査「防災対策を考慮した水と緑のネットワーク再生事業」において、共同で検討した東京海洋大学の協力のもと、災害時にも強く、平常時にも魅力的な水と緑のあり方の検討、避難場所や船着場の位置の検討、舟運活用のための水深と橋梁の調査、水と緑に関する市民の意識調査を行い、水辺の会主導により芝浦工業大学前に仮設船着場を作った（図 44、図 45）。

これは前述の乗船体験により、地域の方に船着場設置の重要性が認知されたことで、江東区と芝浦工業大学が資金を出し、スロープやポンツーン等を芝浦工業大学前の運河に整備することとなったものである。実体験により地域の方の水辺に対する見方を変え、水辺への理解や親和性が増したことによって、まちづくりに対する住民の意見を引き出し、ハード整備につなげることに成功している。

（参考：江東区、豊洲地区運河ルネサンス協議会 豊洲地区運河ルネサンス計画書
<http://www.city.koto.lg.jp/seikatsu/toshiseibi/46042/46134/file/t.pdf>）

※全国都市再生モデル調査：内閣官房都市再生本部が推進する都市再生の取組①「都市再生プロジェクト」の推進、②民間都市開発投資の促進、③全国都市再生の推進において、特に③全国都市再生の推進に関して全国各地で展開される「先導的な都市再生活動」を、国が対象となる都市再生活動の提案を募集し、「全国都市再生モデル調査」として支援するもの。



写真：東京海洋大学の協力による船着場の水深計測調査

図 44 江東区の水辺に親しむ会と東京海洋大学の活動の様子

（出典：平成 15 年度全国都市再生モデル調査防災対策を考慮した水と緑のネットワーク再生事業
検討業務概要、江東区 HP）



図 45 芝浦工業大学前に作った仮設船着場

（出典：（財）国土計画協会 人と国土 21 2009, 3 「NPO ネットワーク NPO 江東区の水辺に親しむ
会 水辺から街を変える一知る、見るから実践へ」）

⑦ NPO 法人ア! 安全・快適街づくり

ゼロメートル地帯を有する地域へのスーパー堤防の必要性から、NPO 法人が主体となり、水害対策や防災まちづくり促進し、地域へ展開

《地区の概要》

- ・活動拠点の東京都葛飾区新小岩北地区は、荒川、中川、新中川の3つの川に囲まれたエリアであり、かつては田園地帯であった。最近では、工業用水の過剰くみ上げに伴う広域にわたる沈下現象が起こっているが、住民の多くは地盤沈下による影響を感じておらず、地盤沈下によって水面下となった地域の広域に市街地が形成されることとなった地域である。
- ・荒川・中川は天井川になっていて、大震災が発生すると、荒川・中川の堤防が切れる心配があり、また、いったん水が市街地に流入すると、広範囲にわたり、長期間冠水する恐れがある

《活動のきっかけ》

- ・東京都建設局長として隅田川沿いのスーパー堤防建設を進めた理事長と葛飾区西新小岩で事業を行っていた副理事長（理事長は、副理事長と同郷で高校の同級生という関係）が、共通に持つ洪水体験からスーパー堤防の必要性を感じ、河川管理者が行うスーパー堤防整備事業を契機に本地区の0メートル市街地の実態に地域が理解を深め、また克服することを願って活動を始めた。危険性を熟知した専門家（都職員OB）と、長年にわたり地域で事業経営してきた民間経営者がタッグを組んだ、取組である。
- ・創設のミッションは、①地域の住民、ゼロメートル市街地の事実を理解してもらうこと、そのために専門家や研究者、行政、地域と連携して地域の地域によるビジョンを創っていくこと、②広域ゼロメートル市街地は、工業用水の過剰なくみ上げという産業活動に伴う郊外型の地盤沈下の結果であるから、地盤の高さを元に戻す責任が公共側にあるが、膨大な経費と時間がかかり、非現実的であるため、川沿いに沿ってスーパー堤防を創ることや、地域に遭った工夫で安全・快適街づくりを行い、減災化を図ること、③1ha以上の更地が発生するような場合、街づくりのチャンスととらえ、水と緑の「東京一番の街」を住民の発意で作ることを目指すこと、である。
- ・NPOの当初メンバーは都職員OB中心の50人で、地元との縁がなかった。そこで、青山副知事（会員）を講師としてシンポジウムを開催した。副知事の講演ということで、都や区の行政マンが聞きに来たことにより、NPOのことが都や区に認知された。次は地域に入りたいと考え、都市再生モデル事業にエントリーし、地域に入って取り組んだ。行政OBのメンバーがいて役所の仕組みを熟知していたことで、行政や地域に認知されるための戦略・戦術（水位表示ポールの設置、勉強会の開催、子供参加の川沿い環境体験等）を立てることができた。

《取組の特徴》

- ・2002年の創立以来、NPOとしての積極的な活動と、大規模水害を自分たちの課題として考えるためのワークショップ・体験学習（ボート乗船による下船体験、川から街を見るイベント等町が水面下にあることを実感する体験）を展開している。

- 取組初期は、地域が低地帯であることを認識するための水位表示板の設置、洪水ハザードマップの副読本「洪水に備えて」の作成と区内全戸への配布、災害の歴史・記録・活動紹介等のパネルの作成とそれらのシンポジウム等での展示等で地域への認知を図り、その後、長期的な対策を具体的に検討するまちづくりアクション「新小岩宣言」を作成、地域で認識の共有を図った。さらに、専門家等の協力のもと、広域ゼロメートル市街地研究会を立ち上げ、町会主体でGISを利用した防災地理情報の作成とハザードマップを基にした避難・備蓄の検証等も行っている。
- 近年では、国際交流、中学生中心のワークショップの開催、内閣府のフォーラムへの参加等、新たな活動を展開し、地域、学校、研究者や行政との連携を図っている。また、「葛飾区新小岩北地区ゼロメートル市街地協議会」地域や行政、他 NPO 団体等と設立し、自助・共助・公助での協働街づくりを行っていく予定である。

(出典：NPO 法人ア！安全・快適街づくり HP <http://www.banktown.org/index.shtml>、
渡邊喜代美「コミュニティを生かした減災まちづくり—地域の底力を育てる—」
新都市 2012年 Vo166 No.2)

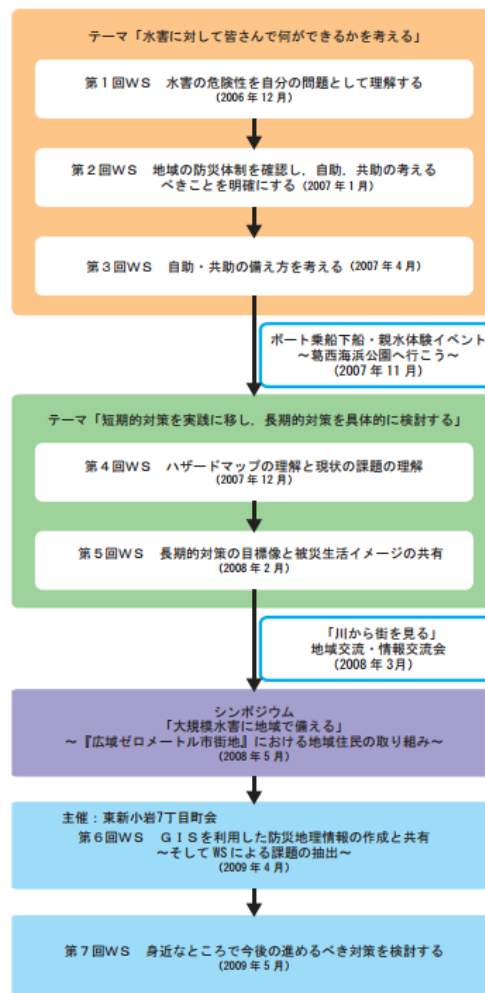


図 46 NPO 法人ア！安全・快適街づくりの取組

(出典：NPO 法人ア！安全・快適街づくり＋広域ゼロメートル市街地研究会
http://kato-sss.iis.u-tokyo.ac.jp/project/city_below_sea_level/pdf/zenmachi09_panel.pdf)

イベントの主催

ゼロメートル地帯の災害の危険性に目を向けてもらうため、川から街を眺める、スーパー堤防やスーパー堤防と一体化した街づくりの様子を見学する等のイベントを主催し、NPO 会員の他、地域や大学生をはじめとする若い人に、乗船体験やスーパー堤防事業の見学を通して、河川と災害に強いまちづくりについて学ぶ機会を提供。その他、区や都、他の団体が主催するイベントやシンポジウムにも参加し取組の情報共有を行うことで、知識を増やして、NPO としての活動の幅を広げている。

表 7 活動初期の主催イベント例

日時	イベント名	内容
H14. 10. 9	東京の今の川と街を見る会（対象：主に大学生）	荒川下流工事事務所の協力を得て、視察船「荒川号」に乗船、荒川岩淵水門を出発し荒川沿いに平井7丁目地区、亀戸大島・小松川地区で行われているスーパー堤防事業や、荒川ロックゲート、臨海副都心を見学。臨海部からは隅田川に入り、大川端や吾妻橋のスーパー堤防事業などを中心に見学。
H15. 4. 17	スーパー堤防街づくり現場見学会（対象：主に事業者）	千葉県市川市にある「パークシティ市川」で、スーパー堤防整備事業を行うに至った経緯や開発の様子等の説明の他、スーパー堤防周辺の散策等。
H16. 4. 15	川づくり勉強会（対象：主に大学生、地域）	土地区画整理事業とスーパー堤防整備事業が一体的に実施されている平井七丁目地区を皮切りに、小松川地区、小名木川ロックゲートを見学し、その後、小松川リバーステーションからあらかわ号に乗船して荒川、隅田川のスーパー堤防事業を川から見学。
H16. 9. 2	船上見学会（対象：主に大学生）	大島・小松川地区のスーパー堤防完成現場の視察及び東京湾を航行（天候により、荒川河口から砂町運河を通り、隅田川航行に変更）。
H16. 9. 3	スーパー堤防見学会（対象：主に事業者）	多摩川・下丸子地区で国土交通省京浜河川事務所と三菱商事を中心としたグループが共同で事業化を進めているスーパー堤防建設と街づくりの見学。
H17. 1. 29	中川気温測定（対象：主に地域（町内会））	河川の街づくりにおける役割を地域に知ってもらうため、中川沿川の気温測定会を実施。 →後日小学校での学習会開催につながる
H17. 4. 22	東京湾ぐるっと一巡り見学会（対象：主に地域）	東京湾臨海地区の景観を、船に乗って下から見上げ、地元中川左岸の現状と対比することで、その環境の違いを再認識する。

以降も多数のイベントを実施している。

（参考：NPO 法人ア！安全・快適街づくり HP トピックス
<http://www.banktown.org/topics/topics.htm>）

水位表示ポールの設置

NPO 法人ア！安全・快適街づくりでは、過去の台風で、どの位の高さまで中川の水位が上がったか、又地域の地盤が中川の水位とどの位違うかを住民の方々に知って頂くため、自治体等と協働して地元と話し合いを行い、平成 17 年 3 月、「水位表示ポール」を東京都葛飾区西新小岩地区に 8 箇所設置した。また、護岸堤防の壁等にもわかりやすい水位表示を設置している。

当初、過去の経験から地域が低地帯であると表示すること自体、「地価に影響する」と地域からの反対が予想されたが、町会長の賛同・許可を得て、区が動いたことにより実現した。設置に多くの資金が必要となるポールではなく、町会長の提案で、商店街等の電柱に印を着ける形式も採用した。さらに近年の大地震、大津波、台風による水害の頻発が「水位表示ポール」設置に賛成を促したといえる。



図 47 設置された水位表示ポール・水位表示板
(青の表示は満潮時の水位、赤の数字は過去最高水位)

(出典：NPO 法人ア！安全・快適街づくり HP 地域が低地帯であることを表示する「水位表示ポール」の設置 <http://www.banktown.org/topics/suii-pole/suii-pole.htm>)

長期的街づくりの検討と「新小岩宣言」

取組中期の活動として、長期的な対策検討のため、石原都知事がオリンピック招致を目指して地域の活動の助成を開始した新小岩地区の連合町会と連携し、まちづくりアクション「新小岩宣言」を作成。大規模水害に対する取組を開始した。

「新小岩宣言」

1. ゼロメートル市街地における大規模水害への備えを地域からはじめます。
2. お年寄りから子どもまで多世代の交流を進めコミュニティの元気を再生します。
3. 行政を超えた、地域どうしの協力をすすめます。
4. 住民・地域の小中学校、PTA、NPO、企業、行政は、お互いに協力し、大規模水害に備える行動計画の具体化に向けた活動を行います。

(出典：渡邊喜代美 「水と緑の東京一番の街をめざして—ゼロメートル市街地・街を暮らしをどう守り育てるか—」 街並 vol49)

水害・地震水害対策支援システムの開発

地震によって堤防が壊れてしまい、津波などによって増水した川の水が町に入ってきた場合に備えるために、GIS（地理情報システム）を活用した住民参画型の地震水害対策支援システムの開発を進めたいと考え、専門家（東京大学 加藤先生）の指導のもと、平成16年度内閣府全国都市再生モデル調査として、水害・地震水害対策支援システム『市民の安全を守る君』の基本設計及び画面設計、さらにデモンストレーション版の作成（※）を行った。

後日、このシステムを用いて地域を対象とするワークショップを開催し、地域の課題に対する検討材料として活用している。

（※）システム開発協力：（株）グロービスジャパン

■『市民の安全を守る君』システム概要

①地域情報分析 ～ 市街地の現況を知る

GISを活用することにより様々な観点からまちの現状を見ることが出来る。例えば、何階建ての建物がどのように分布しているのか、人口密度はどうなっているのか、などまちの状況をつぶさに知ることが可能である。

②浸水シミュレーション ～ 被災状況を知る

地震によって堤防が壊れたときに、川の水がどのように浸入し、広がっていくかを計算することができる。堤防の壊れる箇所を設定してあげることで、何時間後に何丁目が何メートル、水に浸かってしまうかが想定できる。

③課題分析 ～ まちの課題を知る

浸水したときに、どこにどの位の時間で逃げなければならないのか、各町会単位で避難しなければいけない住民の方々の数を赤色で、安全な空間に収容できる人の数を緑色で示すことができる。また、避難の状況をシミュレーションすることも可能である。

④対策支援機能 ～ 対策を考える

避難シミュレーションではっきりした課題に対して、まちの中にある集合住宅や商業施設などと防災協定などを結ぶことによって避難可能な空間として活用し、万が一の際の避難空間として活用すること、収容人口がどれだけ増え、避難がより安全かつスムーズに行われるようになるか、再度計算して効果を確認することが可能である。また、ある地区をスーパー堤防化すると、どれぐらいの収容人口が増え、避難が容易なるか、などという評価も可能である。

（出典：NPO 法人ア！ 安全・快適街づくり HP 水害・地震水害対策支援システム
<http://www.banktown.org/suigai-shien/sugai-shien.htm>）

活動内容の地域への還元

NPO 法人ア！安全・快適街づくりは、地域の住民を対象に「地震で堤防が破れた時」と題する説明会を地元町会と共同で開催し、これまでの活動内容（水位表示板の設置、「水害・地震水害対策支援システム・市民の安全を守る君」の開発）についての報告や、「地震で堤防が破れた時」と題する講演を行い、地域の課題認識や防災街づくりへの意識啓発につなげている。この様子は報道機関からも取材され、後日全国で紹介されている。



図 48 地域への説明会の様子
(報道機関も取材)

(出典：NPO 法人ア！安全・快適街づくり HP トピックス

<http://www.banktown.org/topics/h18.10katsudou/h18-katsudou.htm>)

また、地域を対象にしたワークショップにおいて、「自助、共助、公助」の理念と「自助、共助の重要性」の確認や、「公助」の防災体制を知るための勉強会を開催し、地域の「自助、共助」による具体的な対策に結びつけていく基礎を作っている。

(参考：NPO 法人ア！安全・快適街づくり HP トピックス

http://www.banktown.org/topics/h19_1_26workshop/h19_1_26workshop.htm)

また、NPO の成長と共に、協力する立場の町会も徐々に変化した。NPO の活動が地域に根付きつつある結果、町会なくても防災意識が向上し、さらに NPO への協力体制が構築された。

例えば、地域の町会では、組織的に災害時に対応できるような練習をしている。町会の世帯数は、1500 世帯程度である。そこを 500 世帯程度毎に分け、防災の責任者をつけている。3 地区で要介護者のリストを作成するため、自己申告方式ではあるが住民に自身に情報提供を呼びかけ、最終的には町会で取りまとめた。責任者がそのリストを管理し、まち歩き等により 1 年に 1 回更新する方針を採用している。

さらに、災害時に地域を守る人材を確保するため、町会役員に加え、平常時は町会に積極的に参加する余裕はないが有事には活動ができる住民のリストを作成している。役員に加え、30～40 名程度である。市民消防隊として C 型ポンプの操作等を担う。若手の人材がないということが課題であったが、町会の役員にならなくても良いので、いざというときのみ活動してほしいと粘り強く交渉をしたところ、40 歳代の若手が入ってくれたという。

小冊子「洪水に備えて」の発行

NPO 法人ア！安全・快適街づくりと葛飾区が協働で実施している事業の一環として、ポケットに入る12ページ立てのハンディタイプのハザードマップ副読本「洪水に備えて」を発刊。区の防災リーダー研修会で配布し、その後区の全戸にも配布を行っている。

ハザードマップ支援資料

洪水に備えて

平成20年7月

目次

- ☆ はじめに 2
- ☆ 洪水になったときの歩き方 2
- ☆ 洪水のハザードマップとは 3
- ☆ 私達が住んでいるところはこんなところ 4
- ☆ もしも今、洪水が押し寄せたら 6
- ☆ カヌーやボートが風被害状況 8
- ☆ 江東Oメートル地帯の現状と洪水被害 9
- ☆ 洪水に備えて 10
- ☆ 用語の説明 11
- ☆ もしもの時のために 12

まえがき

あなたが一生のうち経験するかもしれないという大洪水を対象に浸水の深さやその時の避難についてまとめたものがハザードマップです。

めったに起きないからといって軽視しないでください。交通事故だって一生のうちで一度も経験しない人がほとんどですが、注意を怠る人はいません。0メートル地域では1箇所でも破壊すると町じゅうが水びたしになります。そして堤防を修復するまで毎日、海の水が入ってきます。山の手台地にはないこの地域特有の水害です。

皆さんがこれに適切に対処する方法を事前に、自ら考えておけば洪水の際うらたえなくすみます。「考えること」にはお金はかかりません。「考えること」に少し時間をかけてください。この冊子は「考える」ヒントを提供します。

洪水になったときの歩き方

- 歩ける深さは男性で約70cm、女性で50cm。水深が腰まであるようなら無理な建物です。高い所で危険を待たまじょう。
- 水が下にはどんな危険があるかわからないので、長なら無理な建物です。高い所で危険を待たまじょう。
- 水が下にはどんな危険があるかわからないので、長なら無理な建物です。高い所で危険を待たまじょう。
- 水が下にはどんな危険があるかわからないので、長なら無理な建物です。高い所で危険を待たまじょう。

会社員長 藤原のHPより

私達が住んでいるところはこんなところ

1 地盤沈下経年グラフ

長年の地下水汲み上げで地盤が4m以上も沈下
(江東区南砂2丁目の地盤は昭和30年までに4m60cmも沈下しました)

高気圧長期の地下水の過剰なみ上げにより、荒川下流域の葛飾区、江戸川区や江東区を中心に、広域的な地盤沈下が生じ、最大で4.5mの沈下が確認されています。現在では、地下水の汲み上げ規制等により地盤沈下はほとんど収まっていますが、海平面以下の地域の面積は、約124平方キロにもなります。

葛飾区東新小岩1丁目の沈下状況
(写真提供：国土交通省荒川下流河川事務所)

もしもの時のために話し合っておこう！

ハザードマップを聞いたら、家族や近所の人と避難の行動について話し合っておこう！

休日などに散歩がてら避難場所までの経路を歩いて確認しておきましょう

避難場所	1	2
避難所への経路	避難する場所への移動は徒歩、公共交通機関(電車、バスなど)で行ってください。	
保管場所		
携行品内訳		
家族	氏名	生年月日
親	氏名	生年月日
子	氏名	生年月日
孫	氏名	生年月日
兄弟	氏名	生年月日
その他	氏名	生年月日
緊急連絡先	氏名	住所
	氏名	住所
所	住所	電話
有	氏名	電話

監修：葛飾区地籍課 防災課 藤原 啓 (事務の専業説明)
作成：特定非営利活動法人「ア！安全・快適街づくり」 (11)のセンターによる実施した「ココア・リンクス南砂、スーパードーム(空)とオムニバスツアー」(株)とオムニバスツアー(株) (Web: www.banktown.org)

図 49 小冊子「洪水に備えて」

(出典：NPO 法人ア！安全・快適街づくり HP トピックス

<http://www.banktown.org/topics/kouzui/kouzuinisonaetenitteituka.html>)

自治体との共同事業への積極的参画

NPO 法人ア！安全・快適街づくりは、区や都・他団体との共同事業に積極的に申請を行い、活動費用の行政からの助成を受け、活動の推進を図っている。

葛飾区新小岩北地区ゼロメートル市街地協議会

「新小岩北地区輪中街づくり事業」（平成 23 年度、平成 24 年度）

東京都から 985 万円（そのうち 23 年度は 355 万円）助成

事業内容：ゼロメートル市街地において大規模な水害が発生した場合でも、住民の命が守られるモデルとなるコミュニティ環境づくりを進めることを目的として、葛飾区新小岩北地区において河川・水路に囲まれた「輪中」を単位とした安全・安心まちづくりの仕組みを構築する。

- ①東日本大震災の被災地の教訓を学び、平常時から、地域の安全を守る「近隣関係継続計画」（LCCP）を検討し、LCCP の基盤となるツールや仕組みづくりを進めること。
- ②東日本大震災の被災地と交流・支援を行い、被災地からは災害に備える実践の知恵を得、被災地へはコミュニティ再生への支援を行うこと。
- ③運命共同体として水害に備える地域を、「輪中地域」として位置づけ、地域の様々な担い手が協働して取り組む組織「輪中会議」の理念を確立し、設立準備を行う。
- ④助成期間終了後も「輪中会議」や被災地交流・支援を継続的に行うために「輪中基金」を創設すべく、準備活動を行うこと。

（出典：NPO 法人ア！安全・快適街づくり HP トピックス

<http://www.banktown.org/topics/moderusaitaku/moderusaitaku.htm>）

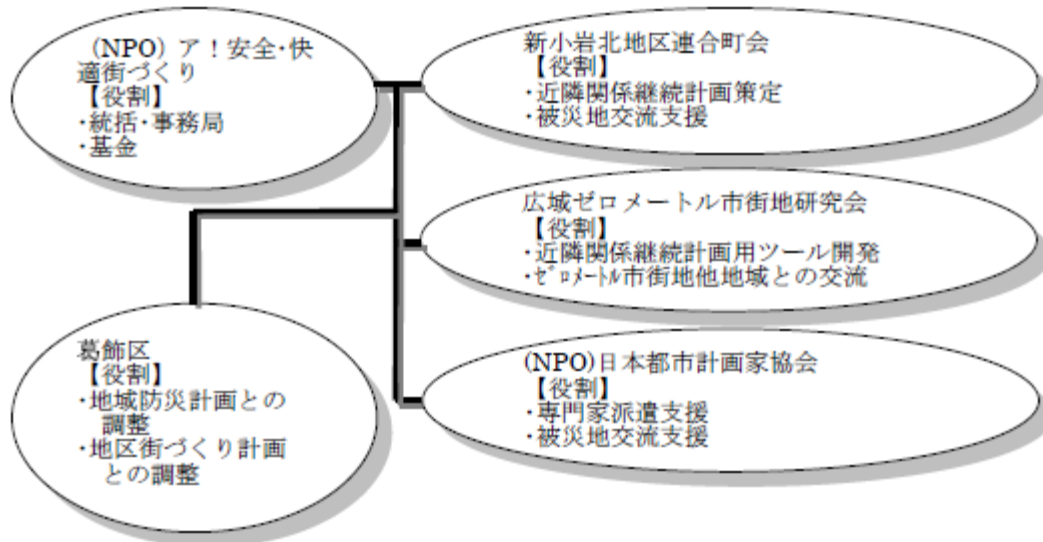


図 50 遂行体制

（出典：NPO 法人ア！安全・快適街づくり HP）

⑧ 山治ビル

津波避難退避所や帰宅困難者の一時受け入れ場所として、民間同士で協定の締結や対策の推進等を進める

《地区の概要》

- ・茅ヶ崎市は相模湾に面し、東京、横浜のベッドタウンとして人口が増加している地域である。湘南海水浴場を有し、観光都市としても多くの人を訪れる地域である。茅ヶ崎市は東海地震の発生による被害が想定されている地域であり、津波の被害に遭うリスクを抱えている。
- ・山治ビルは、JR 茅ヶ崎駅から徒歩1分の立地にある6階建てのビルであり、屋上から JR 茅ヶ崎駅ペDESTリアンデッキが一望できる場所にある。
- ・東日本大震災の際に、JR 茅ヶ崎駅のペDESTリアンデッキ上には 1,000 人近くが滞留する等、混雑しており、早期に対応するためにも駅周辺の防災拠点が必要であった。
- ・「はまけい（茅ヶ崎・浜景観づくり推進会議）」、「T A J（タージ）（しょうなん茅ヶ崎災害ボランティア）」等、地域の市民活動が盛んな地域である。

《活動のきっかけ》

- ・東日本大震災の際に、JR 茅ヶ崎駅のペDESTリアンデッキ上に帰宅困難者があふれていたことから、JR 茅ヶ崎駅の帰宅困難者対策の拠点が必要であると感じていた山治ビルオーナーが、東日本大震災を受け、海側のマンション等の津波一時退避場所協定の締結を進めていた市役所に対して、市役所と連携した帰宅困難者対策の防災協力について提案した。

《取組の特徴》

- ・山治ビルから茅ヶ崎市に対し、津波避難ビル指定・協定締結を要望。
- ・帰宅困難者対策について、駅前の情報を取りやすい場所に立地する山治ビルが、災害時の駅周辺の混雑状況の情報伝達を実施することを協定で定めている。
- ・寝具店と「寝具・毛布等供給協定書」を締結し、災害時に寝具の提供を受けられるようにしている。
- ・海岸に近い民間マンションの管理組合との間で、災害時に建物内の住民等に危機が迫った場合、山治ビルで受け入れる内容の民間同士による「地震・津波待避所協定書」を締結しており、市とも連携して帰宅困難者受入施設設営訓練等も実施している。
- ・協定締結後にマニュアルの作成、備蓄の推進、訓練等を実施し、緊急時に直ちに活用できる準備をしている。

茅ヶ崎市と山治ビルとの協定

東日本大震災の際に、JR 茅ヶ崎駅のペデストリアンデッキ上に帰宅困難者があふれていたことから、帰宅困難者対策の拠点が必要であると感じていた JR 茅ヶ崎駅前の山治ビルのオーナーは、茅ヶ崎市が東日本大震災後、海側のマンション等の津波一時退避場所協定の締結を進めていたことを受け、茅ヶ崎市に対し津波避難ビル指定の緊急提案を行った（平成 23 年 4 月 27 日。指定は平成 23 年 6 月 1 日）。その後、山治ビルオーナーは、平成 23 年 8 月 1 日に帰宅困難者のビルへの受入れに係る協定締結の要望を提出し、平成 23 年 8 月 10 日、茅ヶ崎市との間で協定を締結した（図 52）。津波避難場所、帰宅困難者収容場所としてだけでなく、津波や駅周辺の混雑状況について、ビルの屋上等から確認が可能であるため、行政と連携した情報収集・発信の拠点としてビルを利用できる協定となっている。

協定締結後、茅ヶ崎市から山治ビルに対し、毛布 50 枚が災害用に貸与されている。台風で鉄道の運行が乱れた際には、協定に基づき、駅の状況の市への伝達を実際に行った。

市内初の災害時協定へ、帰宅困難者受け入れ

茅ヶ崎市と市内の民間ビルが先ごろ、災害時に想定される帰宅困難者の受け入れや、情報提供を柱とする協定を結んだ。東日本大震災を受け、市は海側のマンションなどを津波からの一時的退避場とする協定を進めてきたが、帰宅困難者の受け入れも盛り込んだ協定は市内初という。

市と協定を結んだのは、JR 茅ヶ崎駅北口近くに建つハスキー企画が管理する「山治ビル」。地下 1 階、地上 6 階建ての屋上付きで外階段がある。同企画の加藤信吾社長（60）が最上階に「ハスキーズ・ギャラリー」を開設しているほか、美容室や飲食店などのテナントが入居している。

市防災対策課によると、東日本大震災が発生した 3 月 11 日、市民文化会館や総合体育館などには約 600 人の帰宅困難者が集まり、新たな受け入れ先の確保が課題となっていた。

協定は市防災対策課と協議を進め、10 日に締結。災害時、帰宅困難者に開放するのは 6 階のテラスとギャラリーで、テラスは無許可で入場可能。約 90 平方メートルのギャラリーは加藤さん立ち会いで入室できる。立ち会いのための連絡先はビルの張り紙に明記し、24 時間態勢で連絡を受け付ける。

生活用水や発電機、照明などを備蓄。市の毛布も約 50 枚保管する予定という。加藤さんは「東日本大震災当日は駅前には人があふれていた。自由に入れ、一時的に避難できる場所がもっと必要」と話す。

このほか、ハスキー企画は近隣の寝具店と災害時の寝具の貸与などを融通する協定も独自に結んだ。加藤さんは「地域で行う『共助』にも事故発生などのリスクはある。だが、災害時に役に立たないのであれば企業市民として不本意。民間の施設もまちを守る立場にある」と話している。



図 51 山治ビルの防災対策（備蓄状況）

（出典：カナロコ 2011 年 8 月 16 日）

災害時等における茅ヶ崎市と有限会社ハスキー企画との協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と有限会社ハスキー企画（以下「乙」という。）は、災害時（地震、津波、風水害及び武力攻撃災害）等に対し、甲は防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、乙は地域に密着して市民活動の一環である社会貢献を行う企業市民として、甲乙協力のもと、災害等の拡大防止と被害軽減に努めるため、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時における帰宅困難者対応及び津波発生時の一時退避場所について、乙の施設への甲の協力要請と乙の受諾に関する必要な事項を定めるものとする。

（要請、受諾及び協力事項）

第2条 災害発生時（津波発生時を含む。以下「災害発生時」という。）、甲の要請に基づき、乙は次に掲げる事項について協力することを了承する。ただし、甲の要請がない場合において、乙の判断で協力事項を実施したときは、甲へ実施した旨の報告をすることにより、甲からの要請及び乙の受諾に変えるものとする。

- （1）駅周辺状況の情報提供
- （2）帰宅困難者等への情報提供
- （3）帰宅困難者等の受入
- （4）帰宅困難者等対策に係る周辺事業所等への協力依頼
- （5）帰宅困難者等対策及び津波避難対策に係る対応市職員の公務場所の提供
- （6）津波発生に伴う津波一時退避場所の提供
- （7）防災備蓄資機材の備蓄場所の提供及び保管

（駅周辺状況の情報提供）

第3条 災害発生時、甲の要請により、乙は乙所有の山治ビル（所在地は新栄町1番1号。以下「乙のビル」という。）階上より目視可能な範囲において、駅周辺状況について、甲に情報提供の協力を行うものとする。

2 乙の情報提供にあたっては無償協力を原則とする。

3 情報受伝達のため、甲は乙に MCA 無線を無償貸与することとする。ただし、充電等に要する電気代については乙の負担とし、貸与期間は別に甲乙協議の上、定めるものとする。

（帰宅困難者等への情報提供）

第4条 災害発生時、甲の要請により、あるいは乙の判断により、乙のビル1階の柱を利用して、甲の用意する帰宅困難者等への情報提供のための看板等の掲出について無償で協力するものとする。

(帰宅困難者等の受入)

第5条 災害発生時、甲の要請により、あるいは乙の判断により、乙は乙のビルの「ハスキーズ・ギャラリー」(以下「乙の施設」という。)を帰宅困難者等の避難場所あるいは一時退避場所として提供する。

2 乙の判断により帰宅困難者等を受け入れた場合に発生する費用については、帰宅困難者等の負担とする。ただし、甲の要請により帰宅困難者等を受け入れた場合における、帰宅困難者等が使用した光熱水費及び避難者等を受け入れたことを起因とする乙の負担した費用については、甲が負担するものとし、特別な事情があるときは、甲乙協議の上、決定する。

3 乙が甲及び帰宅困難者等へ請求する負担額については、適正価格に設定するよう努めることとする。

(帰宅困難者対策に係る周辺事業所等への協力依頼)

第6条 帰宅困難者等を受け入れるにあたり、乙は乙の判断により乙のビルに存する飲食を業とする店舗その他に対し、交通機関が再開されるまでの間の食事提供等の協力依頼に努めることとする。ただし、飲食に係る費用は、乙または乙の依頼を受けて協力する店舗等の責任により、帰宅困難者等の負担とする。

2 乙は、乙が協力を依頼した店舗等に対し、前項による帰宅困難者等の負担額については、適正な価格が設定されるよう努めることとする。

(帰宅困難者等対策及び津波避難対策に係る対応市職員の公務場所の提供)

第7条 帰宅困難者等対策及び津波避難対策のため、甲の要請により乙は乙の所有する事務所を災害に対応する市職員の公務場所として提供するものとする。

2 乙が提供する場所に備えているパソコン、ファックス、コピー機等の事務用機器及び仮眠用ベッドを、乙は災害に対応する市職員へ無償提供するものとする。

(防災備蓄資機材の備蓄場所の提供及び保管)

第8条 乙は乙所有の施設に、甲の所有する防災備蓄資機材を備蓄し、甲と乙が共同して適正かつ安全に維持管理を行うものとする。

2 防災備蓄資機材の種類及び要領等については、甲乙協議の上、別に定めることとする。

(帰宅困難者等の受入期間)

第9条 帰宅困難者等を受け入れる期間は乙が決定し、津波一時退避のための避難者については一時退避が回避されるまでとする。

(帰宅困難者等の避難場所の原状復旧)

第10条 甲は、甲の要請に基づいて避難場所として提供された乙の施設が閉鎖された場合、速やかに原状に復すものとし、閉鎖前であっても、帰宅困難者等の使用に伴う施設及び設備等の損壊、損傷等について、乙の事業等に影響がある場合は、速やかに原状に復すなどの措置を講じ

るものとする。

(避難場所開設時の事故等に係る責任)

第 11 条 甲の要請の基づいて開設した場合の、乙の施設内において発生した事故等に対して、乙は一切の責任を負わないものとする。

(協定書の有効期限)

第 13 条 この協定書の有効期限は、協定締結日から乙が協定内容を遂行できなくなるまでとする。ただし、乙の代表者が変更となった場合は、その時点で本協定は失効する。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上対応するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 23 年 8 月 10 日

甲：

乙：

図 52 災害時等における茅ヶ崎市と有限会社ハスキー企画との協定書

(出典：山治ビル提供資料)

山治ビルと寝具店、マンションとの協定

山治ビルは、帰宅困難者対策について、寝具店と「寝具・毛布等供給協定書」を民間同士で締結している（図 53）。災害時に提供された寝具の費用については、山治ビルが負担することになっている。また、海沿いのマンションと、地震・津波時のマンションの安全機能が失われた場合に、マンションの住民に対し山治ビルのギャラリースペースを二次避難所として開放する協定を結んでいる（図 54）。

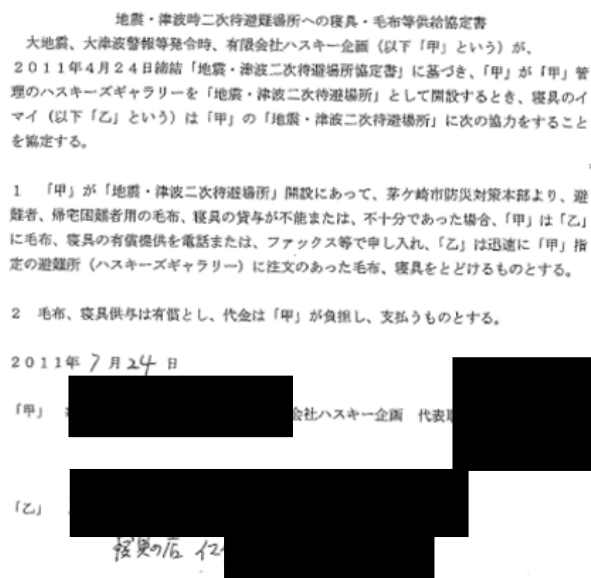


図 53 地震・津波二次待避場所への寝具・毛布等供給協定書

(出典：山治ビル提供資料)

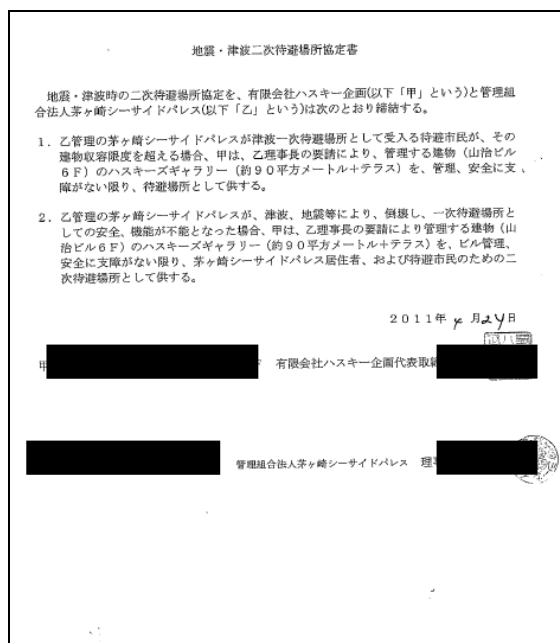


図 54 地震・津波二次待避場所協定書

(出典：山治ビル提供資料)

山治ビル避難訓練

山治ビルでは、津波避難ビル・帰宅困難者受入施設としての機能を高めることを目的に、市と「地震・津波退避所協定書」を締結した海沿いのマンションである茅ヶ崎シーサイドパレスと共同で、津波避難所・帰宅困難者受入施設設営訓練を実施。市役所との徒歩、電話、防災無線による、被害状況の情報伝達手段を確認している（図 56）。

また、避難者への情報発信手段としては、茅ヶ崎シーサイドパレスと共同で Web 上に「山治ビル・茅ヶ崎シーサイドパレス 津波避難・帰宅困難者受入一時滞在施設情報」を掲載し、発災時には受け入れ可能数等を随時更新可能な体制としている。



図 55 山治ビル避難訓練の実施

（出典：山治ビル提供資料）

2011 防災ハスキー津波避難所・帰宅困難者受入施設設営訓練

共催 茅ヶ崎市 有限会社ハスキー企画

協力 茅ヶ崎市消費者団体連合会 茅ヶ崎シーサイドパレス

条件 2011年10月3日(月)15:00 静岡県伊豆半島沖で東海地震発生 地震は相模トラフにも影響を与え、相模湾沿岸各市に海拔10メートル以上の大津波が押し寄せた。茅ヶ崎市はただちに「緊急地震速報」「大津波警報」を発令 防災行政無線で市民に避難を呼びかけた。JR東海道線、相模線は不通、道路は寸断され、翌朝6:00まで交通機関の復旧の見込みなし。新栄町エメロード近辺は地震による停電で街路灯は停電、駅北口ペDESTリアンデッキは市民待避者1000名が溢れ、パニック状態となる

日時 2011年10月3日(月)15:00-16:00

- 1 茅ヶ崎市防災対策本部より電話で防災ハスキー宛「防災ハスキー津波避難所・帰宅困難者受入施設設営命令」受理(受理がなくてもテレビ情報、防災無線情報で設営)
- 2 茅ヶ崎市防災対策本部は、職員を市民への避難誘導、協定書履行、防災ハスキー防災無線貸与のため、徒歩で本部より防災ハスキーに向かわせる。
- 3 防災ハスキーでは、「看板」、発電機、照明等をビル中央に設置、ビルへの避難を呼びかける(無人)。15:30避難者は看板誘導により許可なく、外階段よりハスキーズギャラリーテラスへ入る。
- 4 ビル屋上、ブルーシート設営、一時避難所茅ヶ崎シーサイドパレスに二次避難所設営状態にあることを告知(注:2011年当時の体制。現在はweb上で情報伝達が可能になっている)
- 5 テラスに丸テーブル、イス、折りたたみ机で津波避難所を設営、水・ウーロン茶を用意。飲物、トイレサービスを行う。帰宅困難のため、宿泊希望者は、「待避所・帰宅困難受入所ご利用者カード」を記載、引き換えに市貸与の毛布を渡し、ギャラリー入室。ギャラリーでは、ランタン10個以上を要所に設営、停電時の避難体験を希望者にしてもらう。
- 6 防災ハスキーでは、市防災無線、写真にて駅近辺の被害状況をビルから撮影、無線で中心市街地の被害状況を本部に報告
- 7 避難者へのサービス、飲料水・ウーロン茶を用意(提供)、トイレ、避難者への情報提供。ホワイトボード、ラジオを用意する(FMナバサ:震度5以上は防災ラジオに切り替わる)。防災無線で防災対策課に、JR運行状況、被害状況を問合せ。JRの運転再開、津波警報の解除により、避難所解除

図 56 山治ビル避難訓練の詳細

(出典:山治ビル提供資料 一部改変)

⑨ 東京都中央区

条例によりまちづくりにおける義務を定めたり、協定書のひな型を作成し提案する等により、企業の防災への取組を促進

《地区の概要》

- ・東京都中央区には、大規模なターミナル駅、企業、集客施設等が存在し、日中に中央区内にいると想定する昼間人口（約 59 万人）の多くが帰宅困難者になると想定されており、地震発生時の帰宅困難者対策が課題となっている。
- ・帰宅を急ぐ人による駅周辺の混乱を避けるため、一時的な避難場所の確保や道路の整備について、大規模開発企業と協議を行ったり、休憩場所となる民間施設の確保に努めるとともに、電車やバスに代わる移動手段として水上交通の活用を地域防災計画の中で定めている。

（出典：中央区 平成 21 年 8 月 災害に強いまち中央区 中央区地域防災計画概要版）

《活動を促進するための取組》

- ・「まちづくり基本条例」では、開発事業を行う際に事業者が地域の市街地環境の整備につながる取組を求められている。テーマは「防災」を含めた複数から選択が可能であり、事業者にとっても過負荷とならないように配慮されている。
- ・帰宅困難者対応の協定を企業と締結しており、東日本大震災の際には、具体的な支援活動にまでは至らなかったが、普段の意識啓発によって従業員の一斉帰宅を抑止する効果はあったと考えられる。企業が主体的に帰宅困難者対応を行う具体的なマニュアル等の整備、企業主体の協議会運営等が今後望まれている。

条例の制定

中央区では、平成22年に中央区まちづくり基本条例を制定し（図57、図58）、延べ敷地面積が3000㎡以上の建築等を行う事業者に対し、地域の生活環境の向上等に資するテーマ（「環境」、「防災」、「交通」、「景観形成」の各テーマの項目の中から各2項目以上、「子育て」、「高齢者・障害者福祉」、「地域活動」、「観光」の各テーマの項目の中から各1項目以上を選択（同条例第4条第2項、第7条、中央区 開発計画への反映事項に関する指針参照：図59、表8～表16）に沿った整備を義務化している。

その中でも、「防災」に関しては、防災のためのスペースの設置や備蓄等、整備するものが明確であり、開発に対し地域住民からの理解も得やすいため、比較的多くの開発事業者から選択されている。この結果、事業者によってマンホールトイレや防災備蓄倉庫等、地域防災に資するハード整備が行われている。

中央区まちづくり基本条例においては、事業者が地域貢献に資する整備を行わせることが規定されるとともに、その内容について周辺住民に説明、理解を得ることを条件としており、事業者側にとっても、開発時の地域住民等への説明の際に、「地域の防災に資する整備を合わせて行う」ことで地域と良好な関係を築くきっかけともなっている。

○中央区まちづくり基本条例

平成二十二年三月三十一日
条例第十六号

（目的）

第一条 この条例は、開発事業が中央区（以下「区」という。）のまちづくりに重要な役割を果たすことを踏まえ、まちづくりについての基本となる事項を定めることにより、もって中央区基本構想（平成十年六月中央区議会議決第七十六号）が示す区の将来像の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 まちづくりは、都心区としての魅力の創出、定住の促進及び地域環境の改善に資するものでなければならない。

2 区民、開発事業を行う者（以下「開発事業者」という。）及び区は、地球温暖化の防止、ユニバーサルデザインの推進等の時代の要請に応えるまちづくりに協調して取り組まなければならない。

（定義）

第三条 この条例において「区民」とは、区の区域内に住所を有する者をいう。

2 この条例において「都市開発諸制度」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第三号の高度利用地区
- 二 都市計画法第八条第一項第四号の特定街区
- 三 都市計画法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区を定める地区計画
- 四 総合設計（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第五十九条の二第一項に規定する特例をいう。）
- 五 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十六条第一項の都市再生特別地区

3 この条例において「建築」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 法第二条第十三号に規定する建築
- 二 法第二条第十四号に規定する大規模の修繕

- 三 法第二条第十五号に規定する大規模の模様替
- 四 法第八十七条第一項に規定する建築物の用途の変更
- 4 この条例において「開発事業」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 都市開発諸制度の活用による建築
 - 二 敷地面積が三千平方メートル以上の建築
- 5 この条例において「建物所有者等」とは、次に掲げる者をいう。
 - 一 建物の所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第二項に規定する区分所有者を含む。)
 - 二 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四百十九号)第二条第三号に規定する管理組合

(区の責務)

第四条 区長は、地区計画を始めとする都市計画の適切な運用を図りながら、地域の特性に応じたまちづくりを進めなければならない。

2 区長は、まちづくりに関する施策を講ずる上で、第七条第一項から第三項までに規定する事項を反映しなければならない。

- 3 区長は、区民の理解と協力を得るために、まちづくりに関する必要な情報を区民に提供するものとする。
- 4 区長は、必要があると認めるときは、開発事業者(建物所有者等を含む。以下次条第二項において同じ。)に対し、当該開発事業について報告を求め、及び調査を行うとともに、必要な改善措置を講ずるよう指導しなければならない。
- 5 区長は、まちづくりを進めるため、関係機関との緊密な連携を図るとともに、必要に応じ、当該関係機関に対して適切な施策又は必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(開発事業者の責務)

第五条 開発事業者は、開発事業が地域のまちづくりに大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、積極的に地域貢献を果たすよう努めなければならない。

- 2 開発事業者は、前条第四項の規定により、区長からの報告及び調査への協力を求められたときは、それらを行うとともに、同項の規定による指導の内容を実現するために必要な措置を講じなければならない。

(区民の責務)

第六条 区民は、第一条の目的を達成するために、区長が実施するまちづくりに関する施策に協力するものとする。

(開発計画への反映)

第七条 開発事業者は、開発事業を行うための計画(以下「開発計画」という。)を策定する際、次に掲げる事項を反映するものとする。

- 一 緑化の推進、省エネルギーに資する設備の設置その他の環境対策に関すること。

二 避難の用に供する広場の設置、防災備蓄倉庫の設置その他の防災対策に関すること。

- 三 駐車場の設置、駐輪場の設置その他の交通対策に関すること。
 - 四 建築物の形態の配慮その他の良好な景観の形成に関すること。
- 2 開発事業者は、開発計画を策定する際、当該開発計画に係る開発事業を行うおとする地域の特性に応じて、次に掲げる事項を反映するものとする。
- 一 保育所の設置、幼稚園の設置その他の子育て支援に関すること。
 - 二 特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。)の設置、介護老人保健施設(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設をいう。)の設置その他の高齢者福祉に関すること。

<p>三 障害者ケアホーム(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十項に規定する共同生活介護を行うための施設をいう。)の設置、障害者グループホーム(同条第十六項に規定する共同生活援助を行うための施設をいう。)の設置その他の障害者福祉に関すること。</p> <p>四 集会場の設置、広場の設置その他の地域活動の支援に関すること。</p> <p>五 観光案内所の設置その他の観光支援に関すること。</p> <p>3 開発事業者は、前二項に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める事項について、開発計画に反映するものとする。</p> <p>4 開発事業者は、前三項の規定により反映された開発計画について、当該開発計画に係る開発事業を行おうとする地域の区民に説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。</p> <p>(協議)</p> <p>第八条 区民、開発事業者及び区は、まちづくりを推進するため相互に理解を深めるよう努めるものとする。</p> <p>2 区長は、開発事業が行われる地域に資するよう、当該地域の区民と当該開発事業について協議を行うものとする。</p> <p>3 区長は、前項の協議及び区長が実施するまちづくりに関する施策を踏まえ、開発事業者と協議するものとする。</p> <p>4 区長は、必要があると認めるときは、区民及び開発事業者との三者により協議を行うことができる。</p> <p>附 則 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。</p>
--

図 57 中央区まちづくり基本条例

(出典：中央区 HP)

中央区まちづくり基本条例について

<内容>

1 背景及び目的

本区では、これまで、区民と一体となってまちづくりを進めてきた結果、定住人口の回復やまちなりの創出などを実現してきたところです。

一方で、地域によっては、日影や風害等により地域環境が変化している場合もあるほか、近年では地球温暖化防止やユニバーサルデザインの推進といった新たな課題も生じております。このため、開発事業をより適切に誘導し、これら諸課題の解決に努めていく必要があります。

本取組では、開発事業がまちづくりを進めていく上で重要な役割を果たすことを踏まえ、関係者の責務や事業計画に反映すべき事項、住民協議による開発事業の進め方などの基本となる事項をまとめ、区民の意見を踏まえたより良好な計画による開発事業を推進することにより、本区の基本構想に示す区の将来像の実現を目指すものです。

2 取組内容

(1) 開発事業者に求める開発計画への反映事項の具体化

①必ず反映する事項

- ・環境対策に関すること
例) 緑化の推進、省エネルギーに資する設備の設置など
- ・防災対策に関すること
例) 避難の用に供する広場の設置、防災備蓄倉庫の設置など
- ・交通対策に関すること
例) 駐車場の設置、駐輪場の設置など
- ・良好な景観の形成に関すること
例) 建築物の形態の配慮など

②地域特性に応じて反映する事項

- ・子育て支援に関すること
例) 保育所の設置、幼稚園の設置など
- ・高齢者福祉に関すること
例) 特別養護老人ホームの設置、介護老人保健施設の設置など
- ・障害者福祉に関すること
例) 障害者グループホームの設置、障害者ケアホームの設置など
- ・地域活動の支援に関すること
例) 集会場の設置、広場の設置など
- ・観光支援に関すること
例) 観光案内所の設置など

(2) 開発計画に関する協議の義務化

- ①区と開発事業者が行われる地域の区民等との協議
- ②開発事業者による住民説明会の開催
- ③開発事業者に対する報告の義務化、区による調査の実施及び改善指導

3 対象となる開発事業

- (1) 都市開発諸制度(高度利用地区、特定街区、再開発等促進区を定める地区計画、総合設計、都市再生特別地区)の活用による開発事業
- (2) 敷地面積が3,000㎡以上の開発事業

4 条例施行日

平成22年10月1日

図 58 中央区まちづくり基本条例概要

(出典：中央区 HP)

開発計画への反映事項に関する指針

平成22年10月1日
22中都地第158号

1 目的

この指針は、中央区まちづくり基本条例（平成22年3月中央区条例第16号。以下「条例」という。）第7条第1項、第2項及び第3項の規定による開発計画への反映事項に関する具体的事項を定めることにより、地域と調和した開発計画を誘導することを目的とする。

2 指針の適用にあたっての基本的事項

- (1) 開発事業者は、開発事業を行うにあたり、当該開発計画に適用される法令等（以下「関係法令」という）を遵守することはもとより、本指針に定める開発計画への反映する事項にあっては、「中央区環境行動計画」及び「中央区福祉のまちづくり実施方針」などに基づく整備水準を上回るよう整備する。
- (2) 本指針に定める開発計画への反映する事項にあっては、開発事業者は積極的に検討し整備することとし、区と協議のうえ確定するものとする。

3 条例第7条第1項各号に定める開発計画への反映事項等

- (1) 条例第7条第1項各号に定める開発計画に反映する事項は、別表1ア欄の区分に応じてイ欄に掲げるものとする。
- (2) 開発事業者は、(1)に定める反映事項を条例第7条第1項の規定により開発計画に反映するときは、別表1ア欄の区分ごとにイ欄から二つ以上選択し、その選択した対象施設等に応じてウ欄及びエ欄の内容に基づき整備するものとする。
- (3) 開発事業者は、(2)の整備にあっては、別表2に掲げる施設を優先して整備するものとする。

4 条例第7条第2項各号に定める開発計画への反映事項等

- (1) 条例第7条第2項各号に定める開発計画に反映する事項は、別表3ア欄の区分に応じてイ欄に掲げるものとする。
- (2) 開発事業者は、(1)で定める反映事項を条例第7条第2項の規定により開発計画に反映するときは、地域の特性を考慮し、別表3ア欄の区分のうち一つ以上を選択するものとする。
- (3) 開発事業者は、(2)で選択した区分ごとにイ欄から一つ以上選択し、その選択した対象施設等に応じてウ欄及びエ欄の内容に基づき整備するものとする。
- (4) 開発事業者は、(2)で別表3ア欄の区分のうち子育て支援対策を選択した場合には、(3)の整備にあたり、別表4に掲げる施設を優先して整備するものとする。

5 条例第7条第3項に定める開発計画への反映事項

区長が特に必要と認める開発計画への反映事項については、地域の課題や状況等を踏まえ定めるものとする。

6 協議先

3から5までに定める開発計画への反映事項の協議先は、別表5のとおりとする。

7 指針の見直し

この指針は、必要に応じて見直しを図るものとする。

図 59 中央区 開発計画への反映事項に関する指針

（出典：中央区提供資料）

表 8 (別表 1) 中央区 開発計画への反映事項に関する指針 (1 環境対策)

ア	イ 対象施設等	ウ 対象地域	エ 特記事項
環境対策	①地上部・屋上の樹木等の植栽	全域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地上部及び屋上利用可能な部分の空地面積の約 50%以上を緑化する。
	②喫煙所		<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共用及び建物利用者用を整備する。 ・ 終日外部から直接出入りできることとする。
	③カーシェアリング用駐車場		<ul style="list-style-type: none"> ・ 付置義務用駐車台数とは別に整備する。
	④電気自動車用充電設備付駐車場		<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物居住者・建物利用者以外の者が利用できるように整備する。
	⑤省エネルギーに資する設備の設置		<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該開発計画時点の最高水準の設備仕様を目指す。 ・ 住宅用途では、原則、「住宅の品質確保の促進に関する法律に基づく評価方法基準」に規定する省エネルギー対策等級 4 程度以上とする。 ・ 住宅以外の用途では、原則、PAL 削減率 25%以上かつ ERR35%以上とする。
	⑥再生可能エネルギー活用施設		<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該開発の建築物の形状等を踏まえ、最も効率的な再生可能エネルギーを選択し、整備する。
	⑦地域冷暖房用プラント		<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該開発地の周辺地域に供給が行われるものとする。
	⑧雨水貯留槽の設置		<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常時の雨水利用を可能とする設備仕様とする。(防災対策に掲げる雨水貯留槽との兼用可)
	⑨公園・児童遊園		<ul style="list-style-type: none"> ・ 区立。
	⑩防風スクリーンの設置、防風のための植栽		<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該開発による建築物周辺の風環境が、風対策を講じない時と比べ改善されるよう整備する。
	⑪道路の表層・基層・街築の整備		<ul style="list-style-type: none"> ・ 低騒音舗装や車道透水性舗装等の環境に配慮した舗装技術とする。
	⑫その他これらに類する環境対策に寄与するもの		—

表 9 (別表 1) 中央区 開発計画への反映事項に関する指針 (2 防災対策)

ア	イ 対象施設等	ウ 対象地域	エ 特記事項
防災対策	①避難の用に供する広場	全域	・ 災害用設備を設けるものとする。
	②防災備蓄倉庫		・ 地域住民・帰宅困難者用及び建物居住者・建物利用者用を整備する。
	③帰宅困難者一時滞在場所及び一時収容施設		—
	④災害用設備の設置		・ 災害用トイレ、防災用井戸、防火水槽、照明設備等を整備する。
	⑤情報発信施設		・ 防災ネットワークの整備に寄与するよう、防災行政無線屋外子局、地域防災無線半固定局、Web カメラシステム等を整備する。
	⑥雨水貯留槽の設置		・ 災害時の生活用氷としての活用や豪雨時の下水処理に寄与するよう、雨水を敷地内にて一時的に貯留できる設備仕様とする。 ・ (環境対策に掲げる雨水貯留槽との兼用可)
	⑦防災活動資器材庫		—
	⑧消防格納庫		—
	⑨防災船着場		—
	⑩その他これらに類する防災対策に寄与するもの		—

表 10 (別表 1) 中央区 開発計画への反映事項に関する指針 (3 交通対策)

ア	イ 対象施設等	ウ 対象地域	エ 特記事項
交通対策	① 駐車場 (自動車、自動二輪車、自転車)	全域	協議のうえ、下記の項目から選択することも可とする。 <自動車> ・ 付置義務用駐車台数とは別に整備する。 ・ 建物居住者・建物利用者以外の者に時間単位の利用ができるよう整備する。 <自動二輪車> ・ 建物居住者・建物利用者用を整備する。 ・ 建物居住者・建物利用者以外の者に時間単位の利用ができるよう整備する。 <自転車> ・ 建物居住者・建物利用者用を整備する。 ・ 建物居住者・建物利用者以外の者に時間単位の利用ができるよう整備する。
	② 地下鉄出入口の整備		・ バリアフリー整備や地下鉄利用者の混雑緩和等に寄与するよう、地下鉄出入口の新設やエレベーターの設置等を行う。
	③ 歩行者通路の整備		・ 歩道と一体となる通路、護岸や水辺の整備に寄与する歩道等を整備する。
	④ 電線類の地中化整備		—
	⑤ その他これらに類する交通対策に寄与するもの		—

表 11 (別表 1) 中央区 開発計画への反映事項に関する指針 (4 良好な景観の形成)

ア	イ 対象施設等	ウ 対象地域	エ 特記事項
良好な景観の形成	① 建築物・工作物等の形態	全域	・ 通りからの歩行者の目線を重視するなど計画地周辺の地域に相応しい外観形成を行う。 ・ 地域の歴史や文化の継続性及び都市景観に配慮する。
	② 建築物・工作物等の色彩		
	③ その他これらに類する良好な景観の形成に寄与するもの		—

(出典：中央区提供資料)

表 12 (別表 2) 中央区 地域特性に応じた反映事項に関する指針 (1 子育て支援)

ア	イ 対象施設等	ウ 対象地域	エ 特記事項
子育て支援	①保育所	全域	—
	②幼稚園		—
	③認定こども園		—
	④児童館		—
	⑤一時預かり保育施設		—
	⑥病児・病後児保育施設		—
	⑦子育て交流施設		—
	⑧赤ちゃん・ふらっと事業に関する施設		<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業施設又は公共施設を整備する場合に併設する。 ・ 授乳ができる設備、おむつ替えができる設備、調乳用の給湯設備、手洗いができる設備及び冷暖房設備を整備する。
	⑨その他これらに類する子育て支援に寄与する施設		—

表 13 (別表 2) 中央区 地域特性に応じた反映事項に関する指針 (2 高齢者福祉)

ア	イ 対象施設等	ウ 対象地域	エ 特記事項
高齢者福祉	①特別養護老人ホーム	京橋地域	・ ショートステイと併設して整備する。
	②介護老人保健施設	全域	
	③小規模多機能型居宅介護施設	京橋・日本橋地域	・ 高齢者向け優良賃貸住宅等と併設して整備する。
	④認知症高齢者グループホーム	京橋地域	
	⑤高齢者在宅サービスセンター	全域	
	⑥ケアハウス		
	⑦自立高齢者向け施設		・ シニアセンター、高齢者トレーニングルーム等を整備する。
	⑧高齢者向け住宅		・ 高齢者向け優良賃貸住宅等を整備する。
	⑨地域住民の交流や高齢者の健康づくりに寄与する広場		・ ベンチ、運動器具等を整備する。
	⑩その他これらに類する高齢者福祉に寄与する施設		—

表 14 (別表 2) 中央区 地域特性に応じた反映事項に関する指針 (3 障害者福祉)

ア	イ 対象施設等	ウ 対象地域	エ 特記事項
障害者福祉	①日中一時支援事業に関する施設	全域	・ 宿泊を伴わない緊急一時保護・自立生活体験を行う施設を整備する。
	②障害者グループホーム・ケアホーム		—
	③障害者就労支援施設		—
	④その他これらに類する障害者福祉に寄与する施設		—

表 15 (別表 2) 中央区 地域特性に応じた反映事項に関する指針 (4 地域活動の支援)

ア	イ 対象施設等	ウ 対象地域	エ 特記事項
地域活動の支援	①集会場	全域	・ 地域住民用を整備する。
	②地域活動の用に供する広場		・ オープンスペースとする。
	③コミュニティルーム	工欄に記載	・ 区立。 ・ 日本橋六・七の部連合町会、京橋一～三の部連合町会、佃連合町会、晴海連合町会内に整備する(別図1参照)。
	④その他これらに類する地域活動の支援に寄与する施設	全域	—

表 16 (別表 2) 中央区 地域特性に応じた反映事項に関する指針 (5 観光支援)

ア	イ 対象施設等	ウ 対象地域	エ 特記事項
観光支援	①観光案内所	全域	・ 観光表示板、多言語対応タッチパネル等を整備する。
	②観光客の一時休憩所		
	③観光バス乗降所		—
	④その他これらに類する観光支援に寄与する施設		—

(出典：中央区提供資料)

協定の締結

中央区では、災害時における応急活動を迅速かつ円滑に実施するため、区内の事業者や団体に協定書の案を手渡し、「災害時における応急対策活動の協力に関する協定」締結への協力・検討をお願いしている（図 60、図 61）。

この協定は、大地震等の災害が発生した場合、道路、交通機関、通信の混乱等により応急対策活動が著しく制約されたことを想定し、警察署や民間企業等との相互協力のもと、区内の被害や混乱の軽減を図ることを目的としており、災害時における自治体と企業の相互援助の体制を確立するものである。協定の締結は、平成 24 年 3 月現在、4 団体と行っている。

協定締結のご検討について

発災時には、消防や警察、区役所など公的機関は、道路や交通機関、通信の混乱等により、その活動は著しく制約されることが予想されます。そうした時に、区内企業の皆さんが地域住民と協力して、救出救助活動や支援、帰宅困難者、駅前滞留者への一時的な対応等を行っていただくことは、行政はもとより、区民にとっても大きな力になります。災害時協力協定は、その際の条件や協力内容、期間や経費の負担についてあらかじめ定めるものです。ついては、以下の事項について、ご検討方よろしく申し上げます。

1. 協定の期間・条件
勤務時間内に発災し、区が要請した時が基本となります。また、ご協力いただける期間についてご検討ください。
2. 協力していただく内容
近隣住民の救助や施設の提供等様々なケースが考えられますが、可能な業務をご検討ください。第Ⅰゾーン（主に昭和通り西側）・第Ⅱゾーン（昭和通り東側から隅田川）の企業としては帰宅困難者に対する水・トイレ・情報の提供、第Ⅲゾーン（月島地域）の企業としては近隣住民の災害救助活動に対するご協力などが考えられます。
3. 経費の負担
業務の提供に要した費用は区が負担し、額については災害救助法に基づく基準額を参考にして協議の上決定することが一般的です。
4. 損害賠償
区の要請に基づき、応急対策業務に従事した者に損害が生じた場合は、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年中央区条例第15号）による補償が適用されます。
5. 留意事項
区の要請に基づき、可能な範囲において通常業務に並行してご協力いただくこととなります。従って、貴社のBCP（事業継続計画）や防災計画（災害時の社員態勢や備蓄等）をご確認いただきながら、ご検討いただければと存じます。
6. その他
貴社の建物内にいるお客様等を基本と考えてもらって結構です。情報の提供や一時滞在スペースの提供をしていただき、お客様等が安全に帰宅できるようサポートをしていただけたらと思います。貴社の社員を帰宅困難者とならないようにする狙いもあります。

図 60 協定締結に関する説明文

（出典：中央区提供資料）

災害時における応急対策活動の協力に関する協定（案）

中央区（以下「甲」という。）及び株式会社（以下「乙」という。）は、地震等が発生した際に甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（対象）

第1条 この協定の対象となる地震等は、乙の業務時間内に発生し中央区の区域内に被害を及ぼす地震等で、甲が災害対策本部を設置し対処しなければならないものとする。

（協力要請等）

第2条 甲は、地震等が発生し、災害対策本部を設置したときに、次に掲げる応急対策活動について乙に協力を要請することができる。この場合において、甲は、災害対策本部の設置後、速やかに乙に協力を要請するものとする。

（1）乙の所在地周辺に居住する者に対する救助活動

（2）甲が指定する水、食料等の帰宅困難者（地震等の発生により自宅へ帰ることが困難な者をいう。）への提供又は当該活動を行う場所の提供

（3）前2号に掲げるもののほか、甲の要請により乙が応じられる活動

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、最大限に可能な範囲でこれに協力するものとする。この場合において、乙は、甲の指示に従い応急対策活動に従事するものとする。

3 第1項に規定する要請は、要請の理由、活動内容、活動場所、活動期間その他の乙の活動に必要な情報を記載した書面により行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、甲は、書面による要請が困難と認めるときは、電話等により要請することができる。この場合において、甲は、応急対策活動の終了後、速やかに前項の書面を乙に交付するものとする。

（協力期間）

第3条 前条第2項の規定により乙が協力する期間は、甲が災害対策本部を設置した日から起算して3日以内とする。ただし、乙が認めるときは、この限りでない。

（報告）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による要請に協力したときは、その活動内容、活動場所、活動期間その他の乙の活動実績に係る情報を記載した書面により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、第2条第1項の規定による要請に係る活動費用（災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令の適用がある費用を除く。）が乙に生じたときは、当該費用を負担するものとする。

（損害補償）

第6条 甲は、第2条第1項の規定による要請に係る乙の活動に従事する者に損害が生じたときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年3月中央区条例第15号）の適用があるときに限り、同条例の規定によりその損害を補償するものとする。

（乙の責務）

第7条 乙は、地震等の発生に備え、円滑な協力が行える体制の整備に努めるものとする。

（甲の責務）

第8条 甲は、乙に地震等に関する情報を提供するとともに、前条に規定する体制の整備について必要な助言を行うものとする。

（秘密保持義務）

第9条 甲及び乙は、この協定の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。第11条に規定する有効期間が終了した後も、また、同様とする。

（協議）

第10条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（効力）

第11条 この協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

（以下略）

図 61 協定書ひな形

（出典：中央区提供資料）

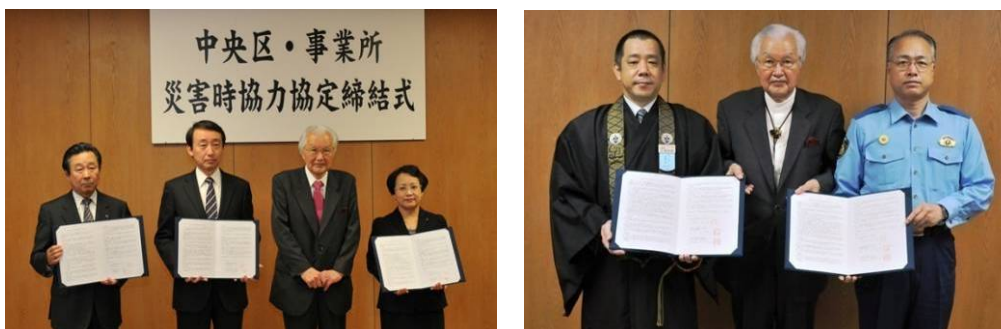


図 62 中央区 災害時における応急対策活動の協力に関する協定の締結

（出典：中央区 HP）

⑩ 高知県高知市

地域活動や市民活動を活性化するため、コミュニティ計画の策定や地域への職員派遣・まちづくりファンドの創設等の施策を展開し、住民全体のまちづくりを促進する取組を行っている

《地区の概要》

- 高知県高知市は、昭和 32 年度の「高知市総合調査」実施後、昭和 42 年度に「高知市基本計画」を策定、その後、高知市は人口の増加や各種機能の集積が進み、土地、住宅、交通、公害、社会福祉等の都市問題が複雑・深刻化し、昭和 48 年度には基本計画の改訂を行う等、他の地区に先んじて、地域社会のあり方や市民の生活の場の形成をどう進めるかという「都市の中のまちづくり」を促進してきた。

【高知市総合調査(1957)】

1957 年(昭和 32 年)に、日本都市学会近畿支部によって実施された調査で、その後策定される「高知市基本計画(昭和 42 年)」の基礎資料としての位置づけ等があったと考えられる。

なお、平成 19 年度に「高知市総合調査」がふたたび実施されるにあたり、市長は議会で以下の説明を行っている。

「総合計画の策定に当たっては、合併による市域の拡大を踏まえ、鏡・土佐山地域の特色ある資源などの要素を加えるとともに、春野町との合併協議が進むなど高知市を取り巻く社会環境も大きく変化してきておりますことから、昭和 32 年に全国に先駆けて実施した「高知市総合調査 1957」の調査手法を参考にしながら、今日的視点に立った総合調査を実施いたします。」

(第 393 回高知市議会定例会市長説明要旨(平成 18 年 3 月 7 日):高知市 HP より)

平成 19 年度の「高知市総合調査」では、その調査目的等について以下のように位置付けられている。

- 県域全体を視野に入れた地域の「自然」、「社会」に関する総合的な調査
- 今後の地域発展の方向を探るとともに、現在(平成 22 年度)策定中の次期総合計画の基礎資料として活用

【高知市基本計画】

- 市行政の基本方向を示したもの
- 全体計画と部門別計画に分かれる
- 市の行政全体からの立場にたつもの

(コミュニティ計画)

- 市全体を地域の視点で区分(概ね小学校区)
- 各々の居住地域(コミュニティ)ごとに生活環境の保全と整備にかかわる課題を検討
- 市民の立場からの、身近な生活環境に関わるもの

- 昭和 50 年代の水害被害から、高知市では浸水対策や下水道整備等の都市基盤整備に重点が置かれるようになり、コミュニティ計画策定への取組が一時、中断されていた時期もあった。平成 3 年に、地区の課題と対応について住民が検討し、取りまとめる「コミュニティ計画」が市の

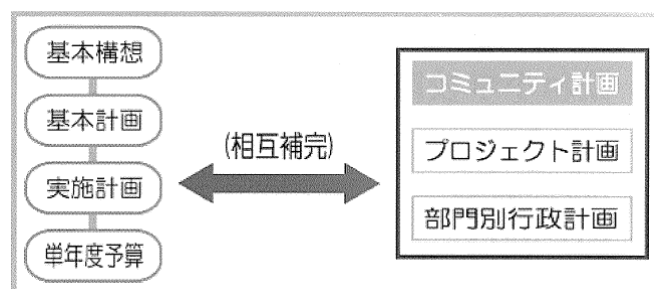
総合計画を補完する計画に位置付けられ、住民参加型の「コミュニティ計画策定市民会議」で検討して頂く取組を開始した。

- 「コミュニティ計画策定市民会議」での地域課題の検討がきっかけとなり、住民主体によるまちづくり活動を推進する「コミュニティ計画推進市民会議」に発展した地区もある。また、防災対策を住民主体で進めている地区もある。

《活動を促進するための取組》

- 市の総合計画を補完するものとして位置付けられている住民自治を基本とした地域社会づくりのための「コミュニティ計画」を、地域住民の参加による「コミュニティ計画策定市民会議」によって策定する取組が進められている。その際には、市が基礎的な検討データとして「地区カルテ」を作成し、住民へ提示している。
- 市の職員から募ったまちづくりパートナーが地区住民による検討のワークショップを担当し、地域の活動のサポートを行っている。多くの職員が公募に応じる等、全庁的にコミュニティ計画策定の施策が浸透していたと考えられる。
- 住民主導の自主的な組織として、「コミュニティ計画推進市民会議」が結成された地区では、コミュニティ計画をもとに地域の特性を活かしたまちづくり活動を展開している。

※ 平成3年に策定された「高知市総合計画 1990」において、コミュニティ計画を「総合計画を相互補完する計画」として位置づけている。平成13年に策定された「高知市総合計画 2001」においては、まちづくり条例の制定によるコミュニティ計画策定の支援について盛り込んでいる。



(出典：高知市提供資料)

コミュニティ活動の取組

住民主体のまちづくり活動は、防災以外にも公園づくりや交通安全活動など、幅広く実施されている。これらのコミュニティ活動のほかに、防災訓練も行なわれており、コミュニティを活性化しながら防災に寄与していると考えられる（図 63）。

筆山・皿ヶ峰ハイキングコースの整備

潮江地区で、身近に自然にふれあえる場所である筆山・皿ヶ峰を、住民の憩いの場として活用していただくため、ハイキングコースとして整備を進めています。

数ヶ所に総合案内板や道しるべを設置している他、皿ヶ峰山頂にはパノラマ案内板を設置しています。

帯田公園リフレッシュ計画策定

潮江小学校の3年生を中心に、高知市、公園愛護会、近隣町内会等が協力し、ワークショップ方式で計画づくりを行いました。

地域防災の取り組み

南海大地震等の大災害に備えようと、防災マップの作成や防災講演会の開催、防災訓練等を行っています。

潮江地区交通安全モデル地区事業の展開

平成9年度に、潮江地区が高知市の「交通安全モデル地区」に指定されたことから、地域・高知市・警察が一体となって取り組みを行いました。

校区内の通行量調査や、「交通安全モデル地区」の横断幕の掲示、パンダのストップシール張りを行った他、潮江小学校の児童から交通安全標語を募集し、啓発看板と横断幕を設置しました。

図 63 市民によるまちづくり活動の例（公園づくり、防災訓練等）

（出典：高知市 HP「潮江地区コミュニティ計画推進市民会議潮江小学校校区ブロック会の紹介」）

地区カルテによる防災課題の把握

高知市では、「高知市総合計画-1990-」において、総合計画を補完する「コミュニティ計画」が位置づけられている。「コミュニティ計画」とは、「高知市全体を地域の視点で区分し、それぞれの地区において、土地利用の在り方や生活環境の保全・整備の課題等を検討する計画であり、さらに各々の居住地域（コミュニティ）で、そこに住む住民の参加と創造による住民自治をベースとし、相互理解と連帯のもと、人間性豊かな心のふれあう地域社会の形成を目指し策定する計画」とされている。この「コミュニティ計画」の策定にあたり、地域住民の参加による「コミュニティ計画策定市民会議」を活用する取組が進められているが、その際、市が基礎的な検討データとして住民に提示しているのが「地区カルテ」である。

地区カルテは、地域で抱えている課題の解決策を検討する際に参考として活用できるように作成した、コミュニティ計画策定にあたっての基礎となるデータを集めた参考資料集であり、安全性、衛生面、利便性、快適性といった市民生活に密接に関わる 67 項目（表 17）について、項目ごとに現状分析を行っているものである。この中に、防災に関する資料として、「避難施設位置図」、「高知市公共下水道計画図（雨水）」、「消防管轄区域図」、「警防計画による指定区域図」、「消防車進入困難道路位置図」、「ポンプ場位置図」が記載されている。

表 17 高知市地区カルテ 項目一覧

基礎 行政区域	行政区域図 行政区域変遷図 高知市住居表示総括案内図 人口密度状況図 人口増減状況図 老年人口比率状況図	利便性 道路	都市計画道路整備状況図 道路状況図 鉄道・バス路線網図 中心部における駐車場の状況図 駐輪状況図 大規模小売店舗位置図 事業所位置図 教育施設位置図 文化施設位置図 体育施設位置図 医療施設位置図 公営住宅位置図 集会所機能を持つ施設状況図 保育所・幼稚園位置図 障害者福祉施設等位置図 電力送電線と都市ガス供給可能 区域図 ケーブルテレビ放送区域図
人口	高知広域都市計画整備・開発・保全の方針付 図 高知広域都市計画総括図 高知広域都市計画施設図 都市整備状況図 産業分類図(土地利用現況図) 農業振興地域・農用地域指定図 農業基盤整備事業実施状況図 農業関連施設・地帯別主要作物分布図 農地転用位置図 自然公園指定区域図 保安林区区域図	公共交通 駐車場 自転車駐輪 商業 工業 公共施設等	
土地利用		公共サービス等	
安全性 防災	避難施設位置図 高知市公共下水道計画図(雨水) 消防管轄区域図 警防計画による指定区域図 消防車進入困難道路位置図 ポンプ場位置図 交通事故多発地点位置図 交通渋滞ポイント位置図 道路交通センサス交通量図	快適性 みどり	高知しみどりの総括図 公園整備状況図 緑被状況図 ゲートボール場利用実態状況図 高知市河川網図 浦戸湾水域における水質経年変 化 環境騒音分布状況図(道路に面す る地域) 環境騒音分布状況図(一般地域) 道路交通騒音状況図 道路交通振動状況図 道路交通量状況図 公害苦情分布図 史跡等
交通		河川 環境	史跡等
衛生面 下水道	高知市公共下水道計画図(汚水) 高知市公共下水道整備状況図(汚水)	史跡等	史跡位置図 観光名所位置図 神社位置図 指定文化財位置図 わがまち百景位置図 おいしい水位置図
上水道	高知市水道第4期拡張事業概要図 高知市上水道及び簡易水道整備状況図	景観・その他	
清掃	不燃物集積場所とごみ処理関連施設		

(出典：高知市 高知市のコミュニティ計画)

コミュニティ計画における地区の防災まちづくり

地区によってはコミュニティ計画の中に、避難場所の確保、食料等の備蓄、防災組織の結成等、各地区の特徴や課題を反映した防災対策が位置付けられている所もある(図 66)。コミュニティ計画の策定は、平成5年度より開始され、平成22年8月現在、28地区で策定済みである。

コミュニティ計画の策定については、参加者を住民の公募によることとしている「コミュニティ計画策定市民会議」においてコミュニティ計画(案)を検討・策定し、行政に提案している。コミュニティ計画(案)は、行政内部で検討が進められ、行政計画としてのコミュニティ計画として策定されることとなる。

策定されたコミュニティ計画については、「わがまちふれあいトーク(市長と地域住民とのトークセッション)」の際に、行政内部での検討結果が地元でフィードバックされる仕組みになっている(図 65)。これにより、計画策定に携わった住民は、コミュニティ計画(案)の検討だけに終わらず、市の施策に反映されていることを認識することができる。

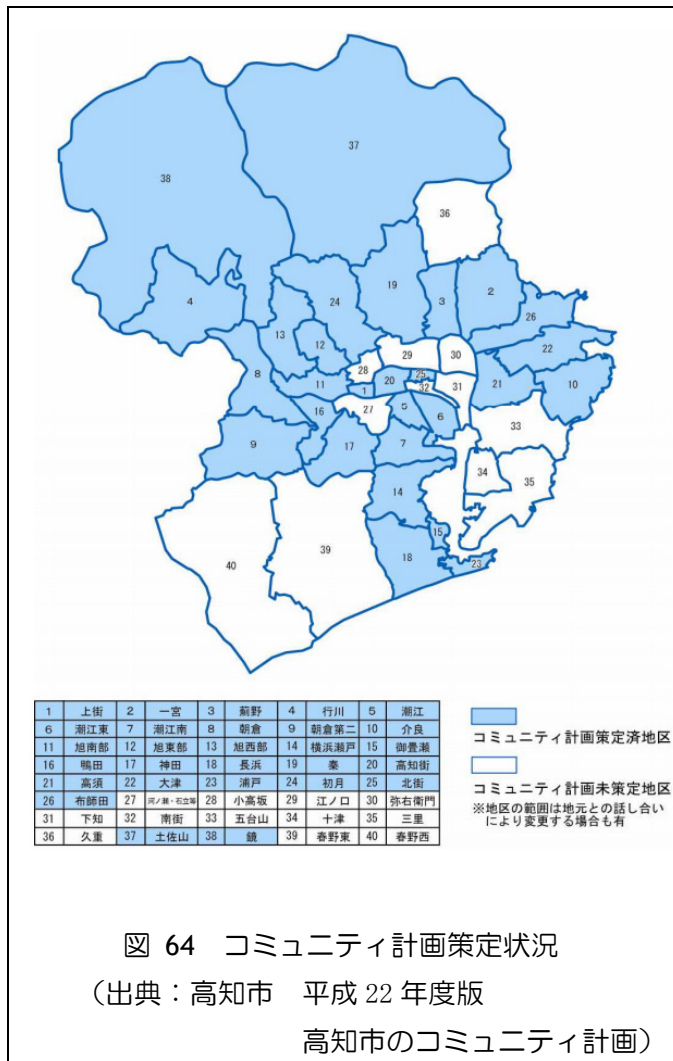


図 64 コミュニティ計画策定状況
(出典：高知市 平成22年度版
高知市のコミュニティ計画)

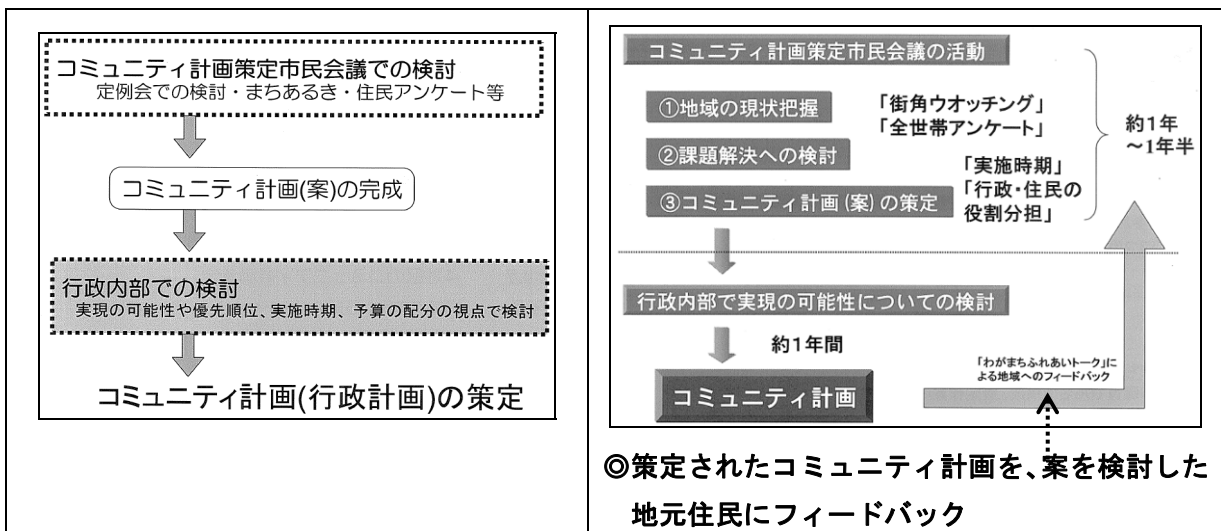


図 65 コミュニティ計画策定の流れ

(出典：高知市提供資料)

(浦戸地区コミュニティ計画)

(3)防災対策を図ろう

実施中又は短期に実施予定の事業

- ・ **自主防災組織の結成** ○「自主防災組織の育成」を防災施策の重要課題と位置づけ、啓発活動、防災避難訓練等を実施。今後とも結成に向け積極的に対応
○組織が行う放送施設の設置等、防災施設の整備事業に対し、事業費の一部助成を実施（9年度から助成率1/2，限度額50万円）
- ・ **防災訓練** ○防災に関する基礎知識と行動力を身につけるため、要望があれば避難、消火訓練等について積極的に支援
- ・ **防災・避難体制** ○地域の実情に応じた防災・避難体制を住民自らが検討することが重要であり、自主防災組織結成へ向け積極的に対応
- ・ **防災マップ** ○防災広報事業として、地震対策市民啓発用パンフレットや避難所等掲載地図の作成及び配布
○避難経路や危険箇所の把握等、地域独自の防災マップ作成に関しては、資料や情報の提供
- ・ **災害弱者対策** ○民生委員等との連携を含めたシステムづくりを検討

中長期的に実施すべき事業

- ・ **緊急避難場所** ○津波対策を含む浦戸地区全体の避難体制（避難場所・避難経路等）の整備については早急な検討が必要
- ・ **警告板の設置** ○高知県において津波防災アセスメント事業が進められており、その中で高知県下及び市町村レベルでの一定の津波被害の危険区域が想定される
○津波の規模に対する警告板の設置については、その結果を待って検討が必要

(潮江小学校校区コミュニティ計画)

(6)災害対策の検討

①防災計画の検討

実施中又は短期に実施予定の事業

- ・ **避難場所・避難方法** ※避難場所については、施設の耐震性の向上を図るとともに、非常用電源・通信施設の確保、生活関連物資の備蓄を行うなど、機能の向上を図ることを検討
○8年度避難場所の指定見直しの実施
○見直しの基準としては、災害時に一定期間避難生活が可能であることが条件
○地域の実情に応じた防災、避難体制を住民自らが検討することが重要であり、自主防災組織結成へ向け積極的に対応
- ・ **防災訓練実施** ○防災に関する基礎知識と行動力を身につけるため、要望があれば避難・消火訓練等について積極的に対応
- ・ **防災マップ** ○地域の防災マップ作成に関しては、資料や情報の提供等の協力を実施
※9年3月に高知市地域防災計画作成後、市民の安全のための情報を基本とし、その周知に努力（避難方法、避難場所、災害時の対処の仕方等）

図 66 コミュニティ計画における防災対策の記載状況

(出典：高知市 平成22年度版 高知市のコミュニティ計画)

専門職員の地区への派遣

高知市では、各地区の住民がコミュニティ計画（案）を作成するにあたって、市の職員もまちづくりパートナーとして参加している。まちづくりパートナーは、市の内部で公募され、11チーム106人で編成し、市と市民とのパイプ役としてコミュニティ計画（案）づくりに加わった。

まちづくりパートナーは、担当課の職員だけでは、市内全地区のコミュニティ計画（案）の策定に十分な対応ができないことから編成されたもので、毎月1回開かれる各地区の「コミュニティ計画策定市民会議」の運営を担っている。会議には、調整や相談、作業時の進行役を務めるボランティアとして出席している。この他、資料づくりや情報収集といった会議の準備作業も行っている（図 67）。

平成5年当時、まちづくりパートナーに応募した職員は、地区の会議に参加する前に、各行政計画や担当地区の現状・課題の把握等について、半年間の研修を受けた。その際、まちづくりに関する必要な知識を身につけるとともに、防災に関する研修も受けることとなっていたため、防災に関する一定の知識も身につけられるようになっていた（表 18）。なお、まちづくりパートナーの役割は、コミュニティ計画（案）が策定された時点で終了する。

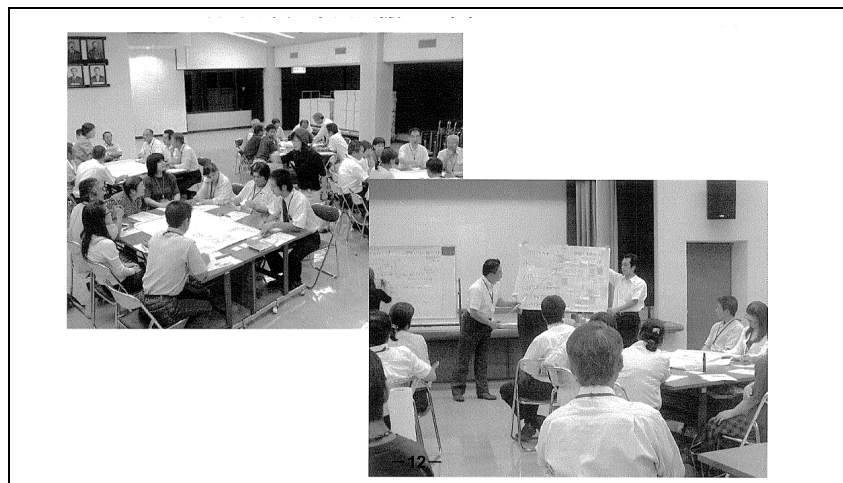


図 67 コミュニティ計画策定市民会議の様子

（出典：高知市提供資料）

表 18 まちづくりパートナー研修実施内容と、担当地域別まちづくりパートナー人数

年 月 日	内 容	地 域	人 数
H.5.10.20	まちづくり講演会	中 央	12
H.5.10.27	高知市まちづくりの現状	潮 江	12
H.5.11.10	防災計画・鏡川清流保全条例	長 浜	8
H.5.11.24	高齢者福祉計画	三 里	7
H.5.12. 8	地区整備計画案と今後の取り組みについて	五台山・高須	7
H.5.12.22	地区整備計画案と今後の取り組みについて	大津・介良	10
H.6. 1.12	都市景観ガイドプラン 緑化推進計画	布師田・一宮	8
H.6. 4.27	高知市商工振興ビジョン	秦 ・初月	11
		旭	13
		朝 倉	9
		鴨 田	9
		総 計	106

(出典：高知市 高知市のコミュニティ計画)

コミュニティ計画策定後の活動

コミュニティ計画の策定後は、概ね小学校区を単位とし、コミュニティ計画を実践する住民主導の自主的な組織として結成される「コミュニティ計画推進市民会議」がまちづくり活動を実施している。現在、推進市民会議は、コミュニティ計画策定済みの28地区中21地区で活動しており、①コミュニティ計画（案）の検討→②住民主体のまちづくり活動という流れを構築している。

推進市民会議の取組内容は、防災を含め多岐にわたっているが、住民主体で協力して活動する体制が構築されていることから、防災への取組を開始する場合にも自助・共助の体制が比較的取りやすくなっていると考えられる。

◆各地区推進市民会議の特徴的な取り組み

教育分野

- ・横浜小学校自然学習林活動(横浜瀬戸)
- ・グラウンドワークによる自然体験ひろばづくり(神田)
- ・校区内小中学校の通学路調査(介良ほか)

環境分野

- ・河川の水質浄化 ・里山の活用と保全
- ・正蓮寺街道クリーン大作戦(以上 秦) ・花いっぱい活動(取り組み多数)
- ・鏡川の環境美化啓発看板の設置(旭南部)
- ・グラウンドワークによる自然遊歩道の整備・彼岸花ロード整備(行川)
- ・ロードボランティア事業(横浜瀬戸) 地区一斉清掃(長浜ほか)

歴史・文化

- ・史跡保存、史跡めぐりコースづくり(長浜ほか取り組み多数)
- ・高知街ラ・ラ・ラ音楽祭の開催(高知街) ・三世代遊び集の発行(薊野)
- ・岡田以蔵命日祭の開催(薊野) ・門松づくり教室の開催(神田)
- ・センダイヤザクラのまちづくり(旭東部)

防犯・防災

- ・交通安全モデル地区の取り組み(取り組み多数)
- ・地区防災の取り組み(取り組み多数)
- ・地区安全に向けた「まちあるき」の実施(旭西部)

地域交流

- ・布師田ふれあい広場づくり(布師田) ・鏡川緑地公園イベントの取り組み(鴨田)
- ・海辺のにぎわい市の開催(横浜瀬戸)
- ・筆山皿ヶ峰ハイキングコースづくり(潮江、潮江南)
- ・龍馬関連交流施設の計画づくり(上街) ・一宮ふれあいまつりの開催(一宮)
- ・コミュニティおたすけ隊の活動(浦戸) ・あいさつ運動(朝倉など)

図 68 各地区推進市民会議の特徴的な取組

(出典：高知市提供資料)

コミュニティ計画推進市民会議による防災への取組

現在、高知市内 24 地区において、「コミュニティ計画推進市民会議」が住民主体のまちづくり活動を展開している。コミュニティ計画（図 69）に防災活動を位置づけた地区では、自治会・町内会や各種団体等との連携を図りながら、私立高校との避難協定の締結（図 70）や小学校と連携した防災フェア（図 71）、また、防災マップの作成（図 72）等のまちづくり活動を展開している。

(6)災害対策の検討

①防災計画の検討

実施中又は短期に実施予定の事業

- ・避難場所・避難方法 ※避難場所については、施設の耐震性の向上を図るとともに、非常用電源・通信施設の確保、生活関連物資の備蓄を行うなど、機能の向上を図ることを検討
 - 8年度避難場所の指定見直しの実施
 - 見直しの基準としては、災害時に一定期間避難生活が可能であることが条件
 - 地域の実情に応じた防災、避難体制を住民自らが検討することが重要であり、自主防災組織結成へ向け積極的に対応
- ・防災訓練実施 ○防災に関する基礎知識と行動力を身につけるため、要望があれば避難・消火訓練等について積極的に対応
- ・防災マップ ○地域の防災マップ作成に関しては、資料や情報の提供等の協力を実施
 - ※9年3月に高知市地域防災計画作成後、市民の安全のための情報を基本とし、その周知に努力（避難方法、避難場所、災害時の対処の仕方等）

図 69 潮江地区（潮江小学校区）コミュニティ計画における防災対策の内容
（出典：潮江小学校区コミュニティ計画）

土佐高校との緊急避難施設の協定

潮江小学校区連絡協議会（加盟団体）：
潮江地区町内会中央地区会・潮江中央地区地域安全推進協議会・潮江小学校区交通安全会議・潮江小学校区民生委員・潮江小学校区自主防災組織・潮江体育会・潮江小学校区青少年育成協議会・潮江小学校・潮江小PTA・潮江地区コミュニティ計画推進市民会議潮江小学校校区ブロック会・潮江小学校区夏まつり実行委員会）防災連合部会は、高知市を仲介として、平成22年9月10日学校法人土佐高等学校と緊急避難施設（津波避難ビル）として地域住民等が南海地震・東南海地震等が発生した場合緊急に避難できるように協定を結びました。場所は土佐高等学校体育館2階アリーナで約1700人程収容できます。体育館及び各校門の鍵は近隣の梅ノ辻（西）町内会・潮江中央町内会・塩屋崎町町内会・百石町1丁目町内会の各町内会長が管理しております。尚、協定書の細かな内容につきましては、毎年11月に潮江小学校で行っている「防災フェア」の会場に展示してありますので、是非参加してご覧下さい。

潮江小学校区連絡協議会
防災連合部会
部会長 西森 弘征

図 70 潮江地区（潮江小学校区）における私立高校との津波避難に係る協定の記事
（出典：潮江地区コミュニティ計画推進市民会議（潮江小学校区ブロック会）まちづくり情報誌）

潮江まちづくり潮江小学校校区版 第7号 2011年(平成23年)3月31日発行

防災フェアについて

平成22年11月28日(日)に潮江小学校において潮江小学校区防災フェアが開催されました。

今年で10回目の開催となり、ここ数年は潮江小学校の午前中に開催される人権教育参観日のあとの午後実施をしています。午後1時半に潮江小学校児童の和太鼓クラブの勇壮な打ち鳴らしをして、潮江小学校区連絡協議会防災連合部会西森弘征部会長の開会挨拶で防災フェアが始まりました。



まず最初に、今後南海地震が起ると考えられている中で、災害時の警察の役割について高知南警察署・警備課・古田係長から「災害時には警察は！」と題してのお話をお聞きしました。潮江地区は地震の揺れによって、堤防等の最終防潮ラインが機能しなかった場合に、2mから5mの浸水が予測されており、さらに津波の到達までの時間が早いところで20〜30分程度と予測されているところから、甚大な被害が予想されています。普段から災害時における警察署の役割を十分知っておくことも大切です。



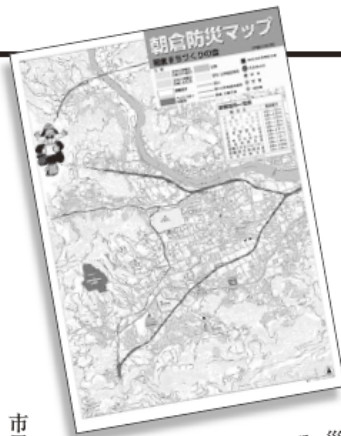
その後、潮江小学校5年生児童の防災学習の発表を行いました。地震のメカニズムやこれまでの日本の地震の様子、地震への備えや津波の恐怖など八つのグループに分かれて、ニュース形式で発表しました。

児童は少し緊張気味でしたが、たくさんの保護者や地域の方の前で学習したことを発表できました。その後は、体育館では緊急救命措置(AED)、搬送訓練、防災グッズなどのコーナー展示、運動場では煙体験や丸太切り体験、消火訓練、はしご車体験などがあり、子どもたちも楽しそうに参加できました。

図 71 潮江小学校における防災フェアの内容

(出典：潮江地区コミュニティ計画推進市民会議(潮江小学校区ブロック会)まちづくり情報誌)

朝倉まちづくりの会 第2号



朝倉防災マップは 活用されてこそ完成です！

防災・安全のグループ
隅田 純一

「防災マップ」は平成21年3月31日に完成しました。大きさは、A1サイズ(594mm×840mm)で紙質もマット紙で4色のカラー刷り。

実際近くで見てくださいましたか。自分の住んでいる区域が分かりますか。自宅が分かりますか。町内会・自治会の防災マップと「朝倉防災マップ」の違いが分かりますか。それぞれ役割があり大切ですが最大の違いは、全体の危険箇所を一目で確認できる事です。

凡例があります。まずこれを見れば地図の示している内容を知る事が大切です。まず驚くのは、山の地域がほとんどと言え程、崖崩れ災害警戒区域、土石流災害警戒区域となっていることです。その地域を「朝倉防災マップ」が色分けで表示しています。凡例は緊急時における内容の目次です。一覧表も合わせ載せています。「朝倉防災マップ」の見方は、凡例を見ること。見れば色分けで示す内容が誰にでも分かります。

防災安全のグループではこのマップを活用して現地を歩き、凡例部分の箇所の確認に当たっています。これまで、10月、12月の2回、米田・朝倉、大谷・海老川を歩きました。今後2時間を目標に確認を続けたいと思います。

最後に「防災マップは活用されてこそ完成です」。是非とも、多くの朝倉住民、県民・市民の皆さんに、また色々な分野、教育の場などで、活用していただければ幸いです。



図 72 朝倉地区で作成された防災マップを活用した取組内容

(出典：朝倉まちづくりの会情報誌)

まちづくりファンドの創設

高知市では、市民による継続性のあるまちづくり活動を支援するため、「高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例」に基づき、高知市が四国銀行に3,000万円を信託して「公益信託高知市まちづくりファンド」を創設し、ソフト面での活動に助成を行っている。

また、平成18年度からは財団法人民間都市開発推進機構による「住民参加型まちづくりファンド」への資金拠出制度を活用することで、まちづくりのハード整備事業に対しても助成を行っている（図73）。

高知市まちづくりファンドは、高知市を住みよいまち、豊かな地域社会にしていくために行うまちづくり活動を対象に、支援事業の内容や助成金額に応じて次の3つのコースを設けて、活動の段階に応じた支援を行えるようにしている。

①「まちづくりはじめの一步」コース

まちづくりへの参加の第一歩を踏み出そうとしている市民団体、あるいは活動を始めているが、まだ定着していない市民団体の活動に対する支援

②「まちづくり一歩前へ」コース

市民団体が継続して行うまちづくり活動に対する支援

③「まちづくり大きな一歩（ソフトからハードへ）」コース

住みよいまち、豊かな地域社会をめざす施設・設備等の整備に対する支援
その他、市民のコミュニティ活動を支援するための高知市の組織である「市民活動サポートセンター」において、様々な民間助成についての案内を行っている。

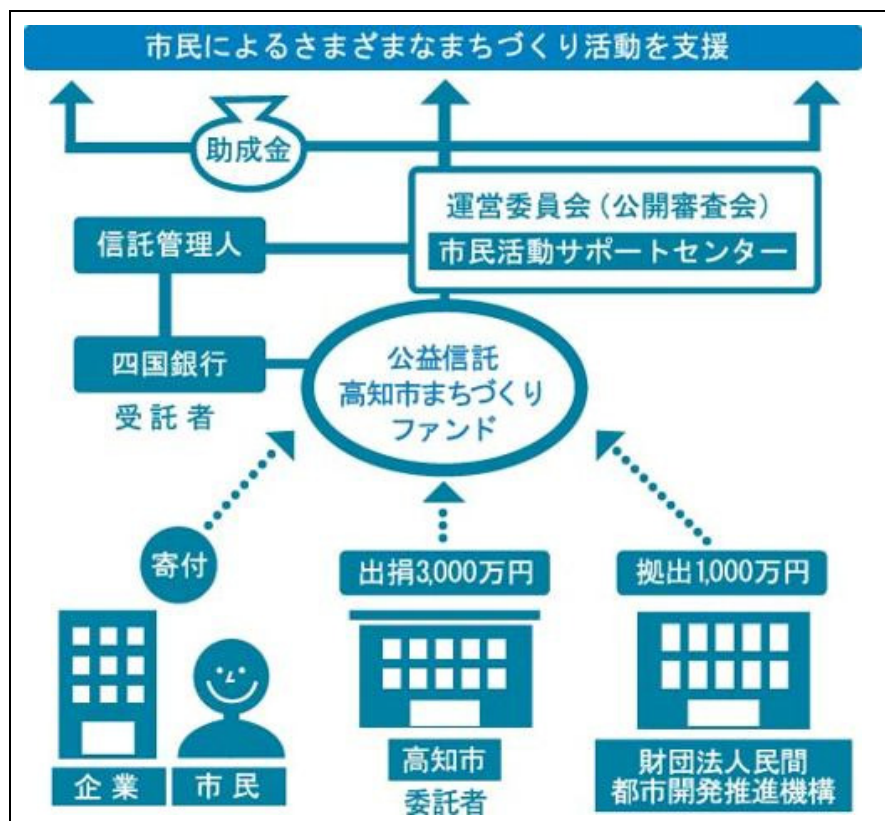


図 73 公益信託高知市まちづくりファンドの概要

（出典：高知市市民活動サポートセンターHP）

⑪ 東京都国分寺市

防災リスク情報の公表や市民向けの防災講座の設置等、市民の防災意識の向上と自助・共助の取組を促す機会の提供により、市民の防災まちづくり活動の展開に成功

《地区の概要》

- 東京都国分寺市は、東京都西部の多摩地域に位置する住宅都市。全市域的に市街化しており、大規模な地震に伴う火災の同時発生、延焼等の災害への対策が求められている。
(出典：財団法人都市防災研究所 HP <http://www.udri.net/portal/matidukuri/jirei/jireinew/syousai1.htm>)
- 昭和 52 年の宮城県沖地震の際、被災地でブロック塀の倒壊が多発したことから、住宅地の防災まちづくりの推進を図っている地域である。阪神・淡路大震災を経て、自主防災活動と防災まちづくりの重要性を認識していた。

《活動を促進するための取組》

- 国分寺市では、新潟地震、十勝沖地震を契機に、「都市の安全性を考える委員会」を昭和 50 年に設置し、委員会において、地域における防災まちづくりの推進、市民の自主的参加、防災都市づくりを行政が進める上での横断的組織体制の確立、都市基盤整備の推進など多岐にわたる内容の答申がまとめられた。答申を踏まえて、市内のそれぞれの地区における地区カルテ、防災情報地図、災害時危険診断地図を市が作成するとともに、住民に対して全戸配布を行うことで住民の防災意識を発意させ、さらに防災まちづくり学校を開設して市民学習の場を設け、防災への意識を育てている。
- 地域の団体(自治会や町会)と市が協定を結び、防災まちづくり推進地区として指定することで、地域の住民が主体となって地域の安全化を図るとともに、予測される災害に対する市民の応急活動体制を整えることを協力・共同して進めていく仕組みとして「防災まちづくり推進事業」を実施している。
- 防災まちづくり推進地区として指定されてから3年間は、防災まちづくりの専門家(コンサルタント)を市から派遣し、地区住民、コンサルタント、市が協力して、それぞれの地域に合った防災まちづくり活動を行っている。
- 市が災害時の給水拠点として公園等に設置した手押しポンプ井戸の「むかしの井戸」は、地域の住民同士の情報交換及び推進委員の交流の場となっており、他地区の活動の導入やコミュニティの活性化につながり、活動の継続に寄与している。

防災データの公表

国分寺市では、積極的に地区カルテ、災害危険診断地図、防災情報地図等防災関係の情報を公表・提供することで、住民が自発的な行動を起こし、主体的に防災活動を行うことができるように努めている。

地区カルテは、地区ごとの住民数、年齢層、要援護者数、土地利用・建物現況、空地率、軟弱地盤面積比率、重量塀（倒壊時に人的被害につながるおそれのあるブロック塀や石塀等）の数、被害想定・危険度評価の結果が詳細に記載され、地区の現況把握やリスク評価が把握できる基礎的なデータとなっている（図 74）。

災害危険診断地図は、災害危険要因に関する情報を地図上に明らかにしていることが特徴的である。延焼危険区域、消火活動困難区域、崖・よう壁崩壊危険区域等が地図上に記載されており、市民が自らの周囲に存在している災害危険要因の状況を正確に認識することができる（図 75）。

国分寺市		町全体	1丁目	2丁目	3丁目	全市
1 基礎指標						
1-1	面積 (ha)	39	16	12	11	1,148
1-2	面積の全市比率 (%)	3.4%	1.4%	1.0%	1.0%	—
1-3	夜間人口 (人)	4,726	2,435	944	1,347	117,663
1-4	夜間人口の全市比率 (%)	4.0%	2.1%	0.8%	1.1%	—
1-5	夜間人口密度 (人/ha)	121	152	79	122	102
1-6	昼間人口 (人)	2,202	1,216	434	552	88,561
1-7	昼間人口密度 (人/ha)	56	76	36	50	77
1-8	世帯数	2,086	1,143	384	559	55,007
1-9	世帯数の全市比率 (%)	3.8%	2.1%	0.7%	1.0%	—
1-10	年齢3区分別人口構成比 (%)					
	0～14歳	10.5%	9.4%	13.7%	10.5%	12.3%
	15～64歳	68.4%	68.9%	68.5%	67.3%	70.7%
	65歳以上	21.1%	21.6%	17.9%	22.3%	17.0%
1-11	災害時要援護者人口 (人)	177	—	—	—	5,144
2 土地・建物の指標						
2-1	土地利用構成比 (%)					
	市街地	86.9%	96.7%	68.2%	91.9%	79.1%
	田畑	12.2%	3.3%	28.8%	8.1%	16.4%
	森林地	0.9%	0.0%	3.0%	0.0%	4.5%
	公共施設	0.5%	0.5%	1.4%	0.1%	10.1%
	商業・業務施設	6.8%	6.9%	8.6%	5.6%	10.2%
	戸建て住宅	71.8%	71.8%	63.5%	77.6%	47.5%
	集合住宅	19.5%	20.2%	22.2%	16.4%	29.1%
	工場・倉庫	0.6%	0.7%	0.6%	0.2%	2.6%
	農業施設	0.8%	0.0%	3.7%	0.1%	0.5%
2-3	建物数	1,432	771	253	408	26,992
2-4	構造別建物棟数					
	木造	1,248	671	204	373	22,191
	非木造	184	100	49	35	4,801
2-5	建築年代別建物棟数					
	1970年以前	245	160	44	41	4,870
	1971～1980年	413	231	64	118	6,243
	1981年以降	774	380	145	249	15,874
2-6	建ぺい率 (%)	34.2%	37.9%	33.1%	31.7%	35.2%
2-7	木造率 (%)	14.0%	14.1%	16.2%	11.9%	12.6%
3 防災に関する指標						
3-1	道路率 (%)	1.9%	2.0%	3.3%	0.4%	3.4%
3-2	空地率 (%)	13.2%	1.1%	34.9%	3.5%	29.1%
3-3	崖・擁壁箇所数	0	0	0	0	283
3-4	軟弱地盤面積比率 (%)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.9%
3-5	重量塀数	782	407	148	227	13,528
3-6	重量塀数 (2丁目のみ実績値、他は推計値)					
	ブロック塀	642	329	130	183	11,033
	石塀	58	28	14	16	997
	コンクリート塀	68	41	4	23	1,197
	万年塀	14	9	0	5	301
3-7	重量塀構成比 (%)					
	ブロック塀	82.1%	80.8%	87.8%	80.6%	81.6%
	石塀	7.4%	6.9%	9.5%	7.0%	7.4%
	コンクリート塀	8.7%	10.1%	2.7%	10.1%	8.8%
	万年塀	1.8%	2.2%	0.0%	2.2%	2.2%
3-8	浸水予測面積比率 (%)	1.3%	0.0%	0.0%	4.5%	9.9%
3-9	消火栓一箇所当たり世帯数	40.3	—	—	—	47.1
3-10	防火水播等一箇所当たり世帯数	256.9	—	—	—	144.5
3-11	5年間の火災件数	3	—	—	—	267
3-12	不燃領域率 (%)	22.4%	10.2%	48.7%	8.3%	49.0%
3-13	木防壁率 (%)	28.4%	32.4%	24.7%	28.0%	21.8%
3-14	消火活動困難区域率 (%)	4.6%	11.3%	0.0%	0.0%	1.7%
3-15	避難困難区域率 (%)	16.9%	41.1%	0.0%	0.0%	23.5%
4 地震時の被害及び危険度の判定に関する指標						
4-1	壁・隔壁危険度ランク	1.0	1	1	1	—
4-2	建物全壊数	23	13	4	6	474
4-3	建物全壊率 (%)	1.6%	1.7%	1.5%	1.4%	1.8%
4-4	建物損壊危険度ランク	3.3	5	2	3	—
4-5	重量倒壊件数	98	50	20	28	1,729
4-6	重量倒壊率 (%)	12.5%	12.2%	13.8%	12.2%	12.8%
4-7	重量倒壊危険度ランク	4.0	5	3	4	—
4-8	落下物危険度ランク	2.0	2	2	2	—
4-9	出火要因危険度ランク	2.7	4	1	3	—
4-10	倒壊による出火危険度ランク	3.3	5	1	4	—
4-11	延焼危険度ランク	4.3	5	3	5	—
4-12	道路閉塞率 (%)	23.5%	24.9%	23.1%	21.7%	22.0%
4-13	道路閉塞率ランク	3.0	3	3	3	—
4-14	避難危険度ランク	1.7	2	2	1	—
4-15	消防活動の困難性ランク	3.0	4	3	2	—

図 74 地区カルテ（国分寺市富士本地区）

（出典：国分寺市提供資料）

こうした災害危険要因に関する情報は、市民に対して公表することが躊躇される場合も考えられるが、国分寺市では、市民がこうした情報を把握し、日常的な備えを行うとともに、災害発生時の避難行動を事前に検討しておけるよう、公開に踏み切ったものである。

また、防災情報地図も発行し、災害時の避難施設や非常時の給水拠点をはじめとした防災関連施設の位置及び避難施設の名称と役割分担（例 「地区災害時退避所」：避難する前に緊急に避難する場所（畑等）、「地区防災センター」：避難する場所（学校等）、「緊急避難場所」：駅の乗降客の避難場所）を掲載している（図 76）。

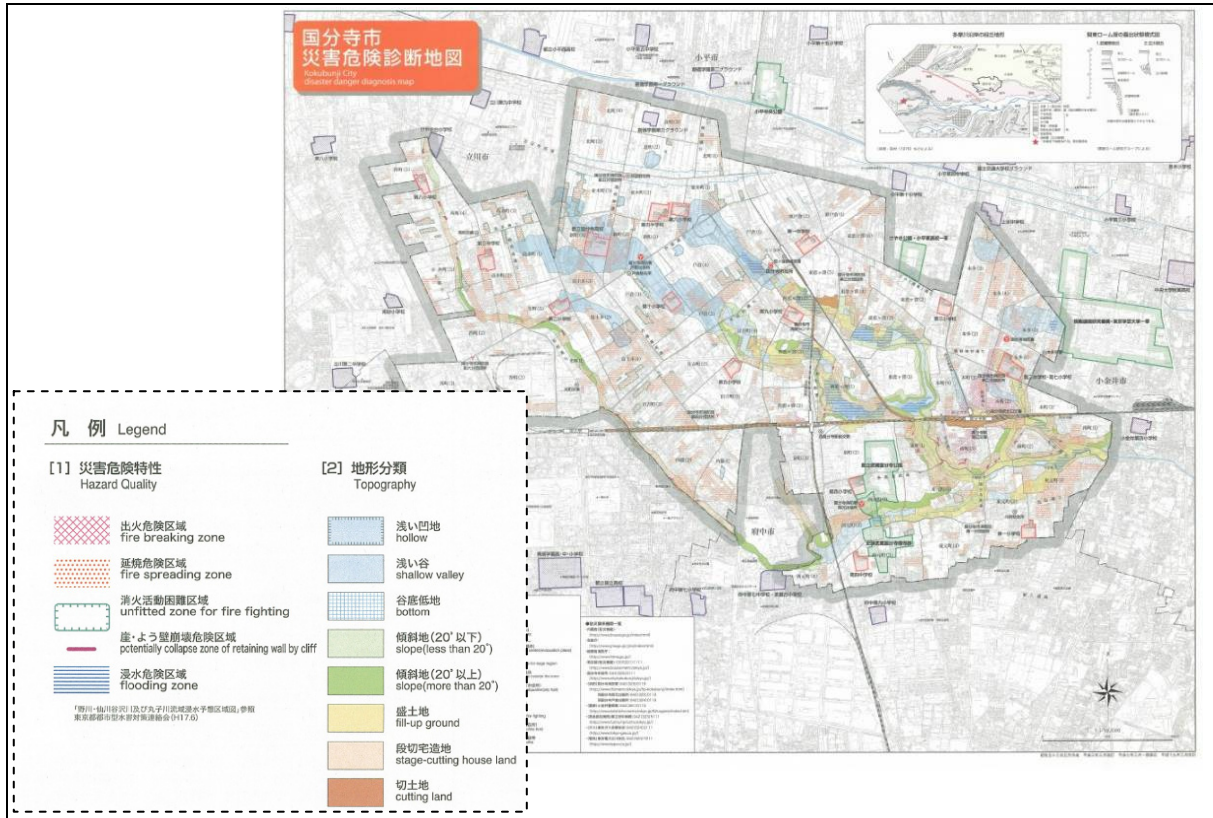


図 75 国分寺市 災害危険診断地図

(出典：国分寺市 HP)

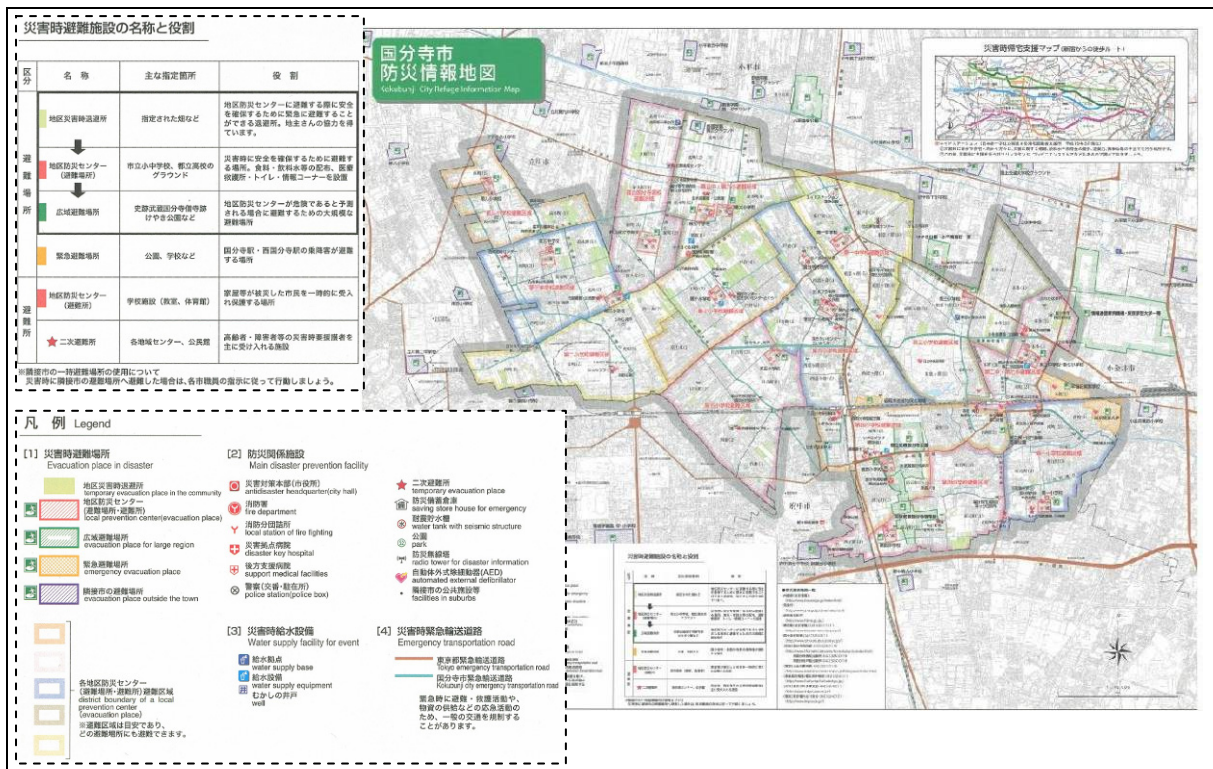


図 76 国分寺市 防災情報地図

(出典：国分寺市 HP)

市民防災まちづくり学校の開校

国分寺市は、市民が安全で住みよいまちづくり及び社会づくりに関心を寄せ、これに積極的に関与するための講義＋実戦形式の市民学習の場として市民防災まちづくり学校を開催している。

講義は通常6月から翌年3月まで概ね毎月1回、合計11回開講し、午前中は講義形式、午後は現地や施設見学等の体験の場としている。講義は市職員や外部講師を招待して行い、テーマも身近な話題から専門的な話題まで様々である（表19）。

一年を通しての市民防災まちづくり学校でのコミュニケーションは、防災を通じたまちづくり・社会づくりの学習をするだけでなく、防災まちづくりにおける市民と行政の相互理解を深める一助ともなっている。

表19 市民防災まちづくり学校講座表（平成23年度）

回	開講日	学習事項	午前 (9:30~12:00)	午後 (13:00~16:30)
			講義等	見学会等
1	6月25日(土) 市役所 (第1庁舎)	ガイダンス, 自己紹介		開講式 ガイダンス, 自己紹介
2	7月23日(土) けやきスポーツセンター	国分寺市の安全対策	災害危険診断地図 防災まちづくりの取組み 推進委員会・地区の紹介	地域防災計画の概要 国分寺市の防犯 防災施設の説明
3	8月6日(土) ひかりプラザ	住まいの安全対策	一般住宅を地震破壊から守る 我が家の耐震診断 耐震診断・改修助成制度	火災とまちづくり 家庭の安全対策
4	9月14日(水) ひかりプラザ	水とくらしと安全	国分寺市の下水道 国分寺市の上水道	施設見学 (バスにて移動) ①北町浄水場 ②ふれあい下水道館
5	10月13日(木) 清掃センター	都市生活と生活環境	清掃センターの見学 家庭ゴミの流れ	災害時のごみ処理
6	11月24日(木) いきいきセンター	都市環境とみどり	国分寺市のみどりの現状 農地の現状	施設見学 (バスにて移動) ①日立中央研究所 ②真姿・姿見の池、農地
7	12月10日(土) 福祉センター	我が町の現状を知る	防災診断地図とは? まちあるき	防災診断地図づくり (ワークショップ) 発表・まとめ
8	2012年 1月14日(土) 本町・南町地域センター	災害事例と災害危険	ビデオ「阪神・淡路大震災」 地震災害から学ぶ	市内見学 (徒歩) 南町, 泉町, 東元町周辺
9	2月4日(土) いずみホール	まちづくり・都市づくり	国分寺市の都市計画 国分寺市の都市づくり	市内見学 (徒歩) 用途地域の確認 まちづくり条例適用地
10	2月25日(土) ひかりプラザ	生活安全講習	普通救命講習 (国分寺消防署)	体験学習・立川防災館 (バスにて移動) 初期消火訓練, 地震体験 煙体験, 防災ミニシアター
11	3月10日(土) Lホール	私にとっての防災 閉講式		まちづくり学校感想 閉講式

(出典：国分寺市提供資料)

市民防災推進委員の創設と認定

市民防災まちづくり学校の参加者の中で、一定の出席回数に達した受講生の中で本人の承諾を得られた修了者に、国分寺市民防災推進委員（以下この章において「推進委員」という。）として認定を行っている。この推進委員は、市民防災まちづくり学校設立後まもなくは、単に卒業生が地域に帰って防災の取組を推進しようとしても、市民防災まちづくり学校を受講したということだけでは必ずしも地域から信頼を得ることは難しく、防災活動をリードすることがなかなかうまくいかなかったために、市が資格として設け、卒業生を地域の防災リーダーとして認定することで、住民が行う地域の防災まちづくり活動を推進委員主体で行ってもらおうとしたものである。

この資格設立後、市民防災まちづくり学校修了者が地域社会で防災まちづくり活動に参加しやすい環境となり、地域住民に対する防災意識の浸透や活動への参加・協力が見られるようになった。

平成 23 年度においては、推進委員に認定された市民は累計 1,100 名に上り、674 名の推進委員が地域のリーダーとして防災まちづくり活動の普及を行っている。

国分寺市民防災推進委員設置規程

昭和 55 年 8 月 27 日

規程第 113 号

（推進委員の設置）

第 1 条 市は、市民参加によって防災都市づくりを総合的に進めるため、市と協力して自発的から自主的に、地域における市民防災を推進していく市民として、国分寺市民防災推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

（平成 9 年 3 月 4 日 一部改正）

（推進委員の認定）

第 2 条 推進委員は、次に掲げるものの中から、地域の団体及び市の推せん又は本人の申出により、市長がこれを認定する。

- （1）市が開設する防災学校を修了した者
- （2）前号に規定する者と同程度以上の防災問題への理解と積極性をもった者
- （3）地域の団体において、現に市民防災を推進していく立場にある者

2 市長が認定する推進委員については、国分寺市民防災推進委員認定書の発行、国分寺市民防災推進委員表示板及びこれを象徴するバッヂを交付する。

（平成 9 年 3 月 4 日 一部改正）

（推進委員の公表）

第 3 条 推進委員の氏名は、市報等により公表し、市民への周知を図る。

（推進委員の活動）

第 4 条 推進委員の活動は、次に掲げる事項とする。

- （1）地域における防災まちづくり運動の醸成及び市民防災組織の形成とその指導に関すること。

(2) 市民防災の発展に寄与する創意工夫ある自発的地域活動に関する事。

(3) 第 7 条に定める全市的組織の活動に関する事。

(平成 9 年 3 月 4 日 一部改正)

(市の役割)

第 5 条 市の役割は、次に掲げる事項とする。

(1) 市は、推進委員が第 4 条に定める活動を遂行する上で必要となる情報、資料等について、積極的に援助するものとする。

(2) 市は、推進委員が第 4 条に定める活動を遂行し、これを通じて行われる防災行政上の諸問題に関する質問、提案に対して、速やかに、回答を行うものとする。

(推進委員の認定の取消し)

第 6 条 推進委員の認定は、次に掲げる事情が発生した場合は、取り消すものとする。

(1) 国分寺市民でなくなった場合

(2) 第 2 条第 3 号に定める者がその役職を離れた場合。ただし、当人が防災学校を修了する見込みのあるときは、この限りでない。

(3) その他本人の申出によるやむを得ない理由のある場合

(全市組織の設置)

第 7 条 推進委員は、相互の意見、情報、経験等の交流又は市民防災の全市的拡がりと発展を目的として、自主的な組織(以下「全市組織」という。)をつくることができる。

2 市は、全市組織の活動に対して、必要と認める援助を行う。

(平成 9 年 3 月 4 日 一部改正)

(研修)

第 8 条 推進委員は、常に防災に対する知識の修得と防災への理解を深め、市民の範となるよう努めるものとする。

2 前項の研修に対して市は、積極的に援助するものとする。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

付則

この規程は、昭和 55 年 10 月 1 日から施行する。

附則(平成 9 年 3 月 4 日)

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

図 77 国分寺市民防災推進委員設置規程

(出典：国分寺市地域防災計画 資料編)

防災まちづくり推進地区の指定

防災活動を積極的に推進していこうとしている地域の団体（自治会や町会）と市が協定を結び、防災まちづくり推進地区として指定し、地域の住民が主体となって地域の安全化を図るとともに予測される災害に対する市民の応急活動体制を整えることを市と地域が協力・共同して進めていく「防災まちづくり推進事業」を実施している（表 21、図 79、図 80）。

防災まちづくり推進地区として指定されてから3年間は、市から防災まちづくりの専門家（コンサルタント）が派遣され、地区住民、コンサルタント及び市が協力して、それぞれの地域に合った防災まちづくり活動を行う。昭和56年2月に高木町自治会が第1号の協定を市と結んでから、平成23年度現在までに11地区が協定を結び、その地域に合った“防災まちづくり”を実施している（表 20）。

表 20 防災まちづくり推進地区状況（平成22年4月1日現在）

地区名	協定締結日	面積 (h)	世帯数	人口	
国分寺市		1148.0	54,712	116,182	
1号地区	高木町地区	S56.2.13	35.2	1,139	2,882
2号地区	本多地区	S57.1.16	65.4	4,403	8,502
3号地区	泉町三丁目地区	S59.1.23	16.3	1,722	3,352
4号地区	東恋ヶ窪六丁目地区	S60.5.23	12.5	834	1,837
5号地区	新町地区	H6.12.22	31.1	1,321	3,361
6号地区	国立団地地区	H8.5.13	2.2	103	251
7号地区	戸倉自治会中・西・北地区	H14.2.16	90.6	3,264	7,897
8号地区	西町弁天町内会地区	H17.8.21	34.5	1,250	2,993
9号地区	西町友和会地区	H18.9.3	2.9	146	346
10号地区	光町北部自治会地区	H20.7.13	74.1	2,820	5,939
11号地区	戸倉自治会東地区	H22.3.29	37.0	1,534	3,344
推進地区 計		401.8	18,536	40,704	
市全体に対する割合 (%)		35.0	33.9	35.0	

（出典：国分寺市提供資料）

表 21 国分寺市における防災まちづくり推進地区の活動フロー

活動期間	想定される活動	活動内容
1年目	アンケートの実施	地区内の生活環境や防災に対する意識についてアンケートを実施
	まちの実態調査（まち歩き）	実際にまちを歩いて、道路、町並み、防災関連施設、樹林地、空地など、自分たちの住んでいるまちの実態を調査
	防災診断地図（ハザードマップ）の作成	まち歩きなどで得た情報をもとに地区内の災害危険を地図にまとめる
	まちづくりニュースの発行	アンケートの結果や、まち歩きの情報などを地区内に周知するための情報誌を作成
2年目	アンケートの実施	1年目に作成した防災診断地図やまち歩きなどで明らかになった地区内の課題や問題点に関する地区内の意向についてアンケートを実施

国分寺市防災まちづくり推進地区実施要綱

国分寺市防災まちづくり推進地区実施要綱(昭和55年要綱第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、国分寺市(以下「市」という。)が目指す防災まちづくり(自治会、町内会等の地域的つながりにより構成された団体が当該地域を災害に強い地区として活動を行うことをいう。以下同じ。)を行う地区の指定及び当該地区と市が協力して行う防災まちづくりに関し、必要な事項を定めるものとする。

(市が指定する地区の名称)

第2条 この要綱の規定により市が指定する地区は、国分寺市防災まちづくり推進地区(以下「推進地区」という。)と称する。

(防災まちづくりの目的及び事業)

第3条 推進地区は、防災まちづくりを通じて、地域社会の安全及び防災力の向上、市民主体の防災環境づくり及び地域コミュニティづくり並びに災害に強いまちづくり及び人づくりを行うことを目的とする。

2 前項の目的を実現するため、推進地区は、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 災害危険地図の作成
- (2) 防災計画の策定
- (3) 防災計画に基づく体制づくり

(対象地区)

第4条 推進地区の指定の対象となる地区は、次の各号のいずれにも該当する地区とする。

- (1) 自治会、町内会その他団体(以下「自治会等」という。)として会則を有していること。
- (2) 自治会等として組織が確立されていること。
- (3) 自治会等として設立されてから概ね5年以上を経過していること。
- (4) 自治会等として概ね3年以上防災活動を行っていること。
- (5) 自治会等への加入世帯数が概ね100世帯以上であること。
- (6) 自治会等として現に防災上の措置が必要であると認められること。

(推進地区の指定)

第5条 推進地区の指定を受けようとする自治会等は、国分寺市防災まちづくり推進地区申出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申出があった場合は、その内容を審査し、当該自治会等以外の推進地区の指定に係る状況、当該自治会等に係る推進地区の指定の必要性その他の事情を総合的に勘案して適当と認めるときは、当該自治会等を推進地区として指定するものとする。

(協定の締結)

第6条 市長は、前条の規定により推進地区の指定をしたときは、当該推進地区と協議の上、協定を締結するものとする。

(市民防災推進委員会への加盟)

第7条 推進地区は、前条の規定により協定を締結したときは、国分寺市民防災推進委員設置規程(昭和55年規程第113号)第8条(全市組織の設置)の規定により設置された全市組織に加盟し、防災まちづくりの推進と発展に努めなければならない。

(協定締結後の支援)

第8条 市長は、第6条の規定により協定を締結した推進地区へ3年間防災まちづくりに係るコンサルタントを派遣し、助言その他市長が必要と認める支援を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による期間を経過した後、当該推進地区へ国分寺市防災資機材等助成要綱(平成22年要綱第5号)に基づく防災資機材等の助成その他市長が必要と認める支援を行うものとする。

(様式)

第9条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の国分寺市防災まちづくり推進地区実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱による改正後の国分寺市防災まちづくり推進地区実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

図 79 国分寺市防災まちづくり推進地区実施要綱

(出典：国分寺市 HP)

国分寺市防災まちづくり推進地区協定書

国分寺市長を甲とし、〇〇防災まちづくり推進地区代表者を乙とし、両当事者は、当該地区における防災まちづくりを推進していくことを目的とし、国分寺市防災まちづくり推進地区実施要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、次の通り協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 災害に対して不安なく日常生活をおくることができるよう、地域社会の安全化及び地域の防災力向上を図ることを目的とする。

2 市民参加によるまちづくりの形態として、市と市民相互の協力のもとに、市民主体の防災環境づくり及び地域コミュニティづくりの推進と発展を目的とする。

3 災害に強いまちづくり及び災害に強い人づくりを具体化することを目的とする。

（適用地区）

第2条 この協定は、別地図に示す地区内に適用する。

（会の開催）

第3条 当該推進地区は、要綱第8条第1項の期間内において、月に1度定例会を開催するものとする。ただし、定例会は、市長指定の日に協議の上設定するものとする。

3 当該推進地区は、前項規定の定例会の運営を円滑に行うため、定例会の概ね2週間前に役員会を開催するものとする。ただし、役員会は、市長指定の日に協議の上設定するものとする。

（協定締結後の支援）

第4条 要綱第8条第1項規定のコンサルタント派遣期間中、当該推進地区は、次の各号に掲げる事項について市へ要望することができる。

- (1) 定例会及び役員会の会場の確保
- (2) 視察研修のためのバスの確保
- (3) 普及及び啓発のための印刷物の発行支援

2 要綱第8条第2項規定の必要な支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 防災まちづくりに関する諸問題解決を目的とした専門家の派遣

3 市は、第1項及び第2項に掲げる要望及び支援について、毎年度の予算の範囲内で行うものとする。

（その他）

第5条 この協定書に定めのない事項で疑義が生じた場合は協議の上、決定するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所 国分寺市戸倉一丁目6番地1

氏名 国分寺市長 印

乙 住所 国分寺市 町 丁目 番地 号

氏名 印

図 80 国分寺市 防災まちづくり推進地区協定書

（出典：国分寺市提供資料）

地区の防災計画の策定

国分寺市では、防災まちづくり推進地区に指定された地区の3年目の活動として、地区防災計画書の作成を促している（図 81）。地区防災計画書は地区の特性を踏まえたものとなっており、市が派遣する専門家（コンサルタント）の支援を受けながら活動してきたそれまでの取組をもとに作成するものである。

地区防災計画書は具体的に「防災まちづくり」における目標を実現するためのものであり、防災まちづくりの基本的な考え方のほか、家庭内での防災対策の充実、地域の防災対策の推進等について、具体的に取るべき対策が示されているものである。

地区防災計画書作成後は、市から推進地区に対し、防災倉庫や資機材の助成・貸与を行っている（図 82）。また、推進地区指定4年目以降は、地区防災計画書に基づき、各地区が自立した組織として住民主体の地域防災活動を育成・継続させている。

光町北部自治会地区防災計画書<目次>

1 はじめに

1-1 はじめに～自治会長のことば～……………1

1-2 これまでの取組みの経緯……………2

1-3 過去の震災が教えること……………3

2 地区防災計画書の目的

2-1 地区防災計画書の目的……………5

2-2 自治会員の皆さんへ……………5

3 防災まちづくりの目標

3-1 防災まちづくりの基本的な考え方……………6

3-2 防災まちづくりの目標……………6

4 防災まちづくり計画

4-1 家庭内の防災対策の充実……………7

(1) 家庭内で防災について話合う……………8

(2) 災害必需品の準備を行う……………12

(3) 火災等への備えを行う……………13

(4) 家屋の安全対策を行う……………14

4-2 地域の防災対策の推進……………16

(1) 避難計画の確認……………17

(2) 災害時の地区本部の設置……………18

(3) みんなで参加する組織づくり……………19

(4) 普段から進める災害に強いまちづくり……………22

(5) 関係機関等との連携……………24

5 参考資料

参考資料1 (これまでの取組みの経緯)……………25

参考資料2 (防災関係機関一覧)……………27

参考資料3 (防災まちづくり推進地区とは)……………28

参考資料4 (防災まちづくり推進地区の現況)……………29

参考資料5 (地区防災センター等の位置)……………30

2 地区防災計画書の目的

2-1 地区防災計画書の目的

- 地区防災計画書は、防災まちづくり推進地区として国分寺市と協定を締結してから約3年間の取組みを踏まえて、光町北部自治会全体で、今後の防災まちづくりを進めるための基本となる事項を定めた冊子です。
- 具体的には、『防災まちづくりの目標』とこれを実現するための『防災まちづくり計画』を定めています。

2-2 自治会員の皆さんへ

- 地区防災計画書の内容を参考にして、家族全員で避難場所及び避難時の行動や防災対策等について確認してください（7ページから15ページ）。
- 光町北部自治会では、災害時における地区本部の設置や、普段から進める災害に強いまちづくりへの取組みを考えています（16ページから24ページ）。ぜひ、皆さんのご協力をお願いします。

図 81 地区防災計画書の作成

（出典：国分寺市 HP）

<p style="text-align: center;">○国分寺市防災資機材等助成要綱</p> <p style="text-align: right;">平成22年3月25日 要綱第5号</p> <p>国分寺市防災器具貸与及び助成要綱(昭和62年要綱第6号)の全部を改正する。</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、国分寺市防災まちづくり推進地区実施要綱(平成22年要綱第4号。以下「推進地区実施要綱」という。)第2条(市が指定する地区の名称)に規定する防災まちづくり推進地区(以下「推進地区」という。)に対する防災資機材等の助成について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(助成対象) 第2条 防災資機材等の助成は、推進地区実施要綱第6条(協定の締結)の規定により市長と協定を締結した推進地区で同要綱第8条(協定締結後の支援)第1項に規定するコンサルタントの派遣期間を経過した日の翌日から起算して1年以内のものを対象とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。</p> <p>(助成資機材等) 第3条 市長は、予算の範囲内において、次に掲げる防災資機材等を助成する。 (1) 1,000,000円相当額を限度とする防災資機材。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。 (2) 前号に規定する防災資機材の修繕に係る費用で市長が特に認めるもの</p> <p>(助成の申請) 第4条 防災資機材等の助成を受けようとする推進地区(以下「申請者」という。)は、国分寺市防災資機材等助成申請書により申請しなければならない。</p> <p>(助成の決定) 第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を国分寺市防災資機材等助成決定通知書により、申請者に通知するものとする。</p> <p>(防災資機材の運用) 第6条 防災資機材の助成を受けた推進地区は、推進地区実施要綱第3条(防災まちづくりの目的及び事業)第1項の目的にそって当該防災資機材を運用しなければならない。</p> <p>(管理及び報告)</p>	<p>第7条 防災資機材等の助成を受けた推進地区は、当該防災資機材を常時使用できるよう良好な状態に管理するとともに、毎年度末に防災資機材等管理状況報告書により、市長に状況報告をしなければならない。</p> <p>(防災資機材等の返還) 第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した防災資機材等の全部又は一部を返還させることができる。 (1) 防災資機材等を第6条に規定する目的以外に使用したとき。 (2) この要綱に違反したとき。 (3) 前2号に定めるもののほか市長の指示に従わないとき。</p> <p>(様式) 第9条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。</p> <p>(委任) 第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は、決裁の日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の国分寺市防災器具貸与及び助成要綱(以下「旧要綱」という。)の規定により貸与されている備品は、この要綱による改正後の国分寺市防災器具貸与及び助成要綱(以下「新要綱」という。)の規定により助成したものとみなす。 3 この要綱の施行の際現にされている旧要綱第4条の規定によりなされた申請は、新要綱第4条の規定によりなされたものとみなす。</p>
---	---

図 82 国分寺市 防災資機材等助成要綱

(出典：国分寺市提供資料)

住民や市民防災推進委員の交流の場「むかしの井戸」の設置

国分寺市では、「いつでも自由に使える自然水を地域の中に確保する」、「地域のふれあいと憩いの場とする」、「自然を肌で感じる」ことを目的として、市内 17 か所（平成 22 年 4 月 1 日現在）に「むかしの井戸」を設置している。井戸の近くの住民や推進委員が中心となった『井戸端会議』が開催されている井戸では、簡単な水質検査、ポンプの手入れ等を行いながら、井戸や地下水の話に加え、防災や防犯・地域の情報も含めた話をする場となっており、平時のコミュニティの活性化に役立っている（図 83、図 84）。



図 83 むかしの井戸での井戸端会議の様子

（出典：国分寺市提供資料 国分寺市の防災都市づくり、国分寺市 HP）

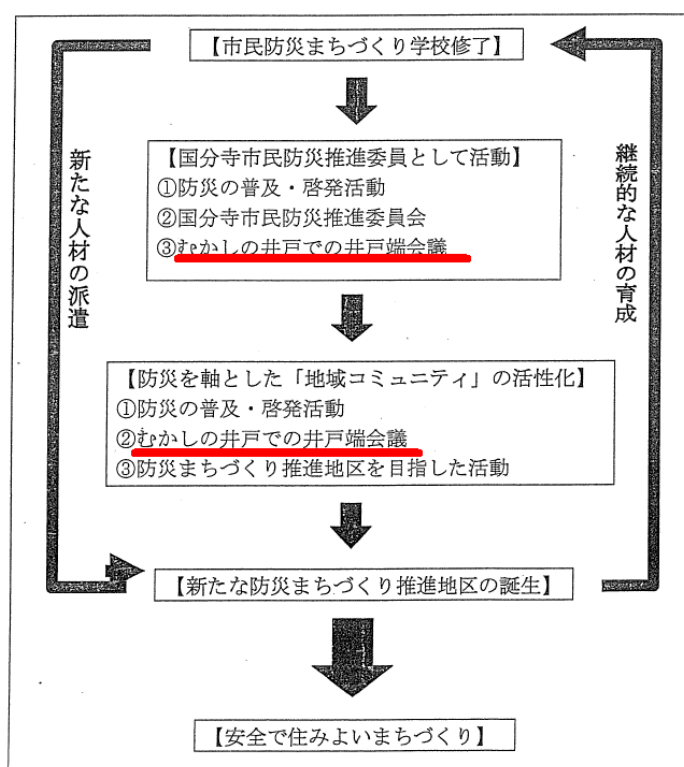


図 84 市民主体の防災まちづくりにおける「井戸端会議」の位置づけ

（出典：国分寺市提供資料）

市民による防災まちづくり活動：防災を軸とした地域コミュニティの活性化

「市民防災まちづくり推進委員会」は、各地区の推進委員で構成される全市的な組織である。推進委員の相互の意見・情報交換等の交流、また、市民防災の全市的拡がりと発展を目的として設置されており、「市民防災だより」を作成し、推進委員を通じて地域の方に回覧している(図 85)。

個々の防災まちづくり推進地区の中にも、推進地区の代表者等の市民と防災の専門家の協力により「防災だより」を作成し、月に1回のペースで回覧版での回覧を行っている地区もある。また、地区ごとに年1、2回以上防災訓練を開催し、地震を疑似体験できる起震車や消防のポンプ車を訓練に呼ぶ等、工夫を凝らしている。

企業を巻き込んだ活動として、「防災コンクール」を開催し、PTAグループや地元企業、銀行、民生委員グループ等で防災技術を競わせる取組等を継続的に行っている地区もある。

泉町三丁目防災会では、災害時により効果的な活動を行うため、災害対策地区本部では被害状況の把握、要救出者宅訪問と状況の確認を行う等、役割分担に基づき、災害時に行動することを定めたマニュアルを作成している(図 87)。

(4)
平成23年7月28日
市民防災だより
(1)

できていますか！ 家具転倒防止

震災時に家具の転倒による人的被害を抑えることを目的に、市では家具転倒防止器具の無償支給の申請を受け付けています。家具転倒防止器具の無償支給は、今年度が最終年度です。詳細は、7月1日付市報をご参照ください。申し込みは先着順で、一度支給を受けた方は申請できません。65歳以上の高齢者だけの世帯、障がいの

ある方(程度の条件あり)のいる世帯には、支給した器具を市で委託した取り付け業者が無償で取り付ける助成もあります。器具の支給件数は3,352件で、取り付けの助成は2,076件となっています。支給の申請期間は平成23年7月1日～11月30日ですが、取り付け助成の申請期間は7月1日～10月31日です。いずれも、件数に達した時点で締め切りとなります。

泉町三防災会 家具等の転倒防止対策で講習会



近年発生した大きな地震では、家具類の転倒や落下、割れたガラスによる負傷者が、全体の約3～5割を占めています。転倒や落下防止対策をすることは、負傷者の数を減らしたり、負傷の程度を軽くするだけでなく、地震後の出火防止や地域での救出・救護活動にも大きな影響を与えることとなります。家具は、転倒防止器具等で固定するとともに、安全な配置にも注意が必要です。

安全空間を確保し、家具の正しい配置を行う

- ・扉が開いたり、引き出しが飛び出すことで、避難の妨げや転倒することがあるので、家具類を置く方向にも注意する。
- ・寝室、幼児、高齢者のいる部屋にはなるべく家具を置かない。
- ・部屋の出入り口付近や廊下、階段等に物を置かない。
- ・地震時の出火を防ぐため、火気の周辺に家具を置かない。
- ・家具の上にガラス製品等壊れやすい物を置かない。
- ・じゅうたんや畳に背の高い家具を置かない。
- ・重い物を下の方に収納し、倒れにくくする。
- ・前のめりより、後ろもたれ気味に置く。

市民防災ひろば

期日：10月1日(土)
会場：益東公園

3.11東日本大震災後、余震や周辺地域における地震が多発しています。「いざ」に備えて、大勢の皆さんの参加をお願いします。

<編集委員> 相川晃一 清水忠夫 高橋邦宏 早川幸一 大江幸子 大木隆江 山根尚
<問い合わせ> 国分寺市くらしの安全防災まちづくり係 ☎042-325-0111 内線511

こくぶんじ

市民防災だより

第55号

3.11 東日本大震災の支援 30台の車両で家庭ごみを撤去

東日本大震災で発生したげれきを中心として、泥と水で使用できなくなった家具や畳など500万トンにも及ぶ震災ごみの撤出と処理に、東京都内の自治体が結集して、車両約30台、延べ300人を送り支援に当たりました。

国分寺市も、パッカー車1台、箱車2台で仙台市若林区において作業を行いました。現地には新潟県や札幌市からも支援に来ており、相当数の車両が市内を走っていました。

今まで取手炎路、中越、中越沖地震、そして今回の東日本大震災とごみ収集支援として行っていますが、こんな光景は初めてでした。津波の被害により家屋が流されており泥の中の作業でした。



被災で壊れた家具や電化製品、また不燃ごみなどを分別したり、家の中から畳を懸命に持ち出している光景があらこちで見られました。

海水を含んだ畳を運び出すのは大変な作業でした。何枚も何枚も箱車に積み込み、海沿いの廃棄場所に運搬したのですが、凄まじいごみの山で、一体これをどうやって処理するのかというぐらいの量が積み上げられていました。

被災して壊れた家具や電化製品などは市内の公園等に市民の方が運搬し、処理できるものを焼却場に運ぶ作業を行って来ました。公園に並ぶ市民の列は何百メートルという列になっており、必死になってこれからの生活に歩み出していく姿を見て、何かもっとしてあげたいという気持ちでいっぱいになりました。

(防災まちづくり 野口 栄)



(発行) 国分寺市防災推進委員会

図 85 市民防災だより

(出典：国分寺市提供資料)

防災だより 103号

平成 23年 6月 30日 東志ヶ窪六丁目自治会防災委員会発行

3. 11 その時私は 防災委員会委員長 芝崎久子

東日本大震災により亡くなられた方々のご冥福と被害に遭われた多くの皆様には心からお見舞いを申し上げます。

さて、私たち東志ヶ窪6丁目の住民も少なからず地震の恐ろしさ、怖さを体験したこと存じます。その時、皆さんは何をされていたでしょうか？

私は家から70メートル位のところを歩いていました。突然、目の前の道が波をうったように見え、アレっと思う間もなく、激しくグラグラときました。万年筆に寄りかかりそうな人、工事中の家の中に行こうとする人、私は歩くこともできず道筋の真ん中に座り込み、電線が激しく揺れるのを心細く見つめながら、揺れの収まるのを待ちました。

揺れが収まり、そのまま北の原地域センターに行きました。厚生会の人たちが15人位いました。多少のパンク状態ではありましたが、皆さんセンター長の指示もあり、適切な行動をとられました。

その後家に帰りました。家族は非常持ち出し袋を玄関に置き、割合に落ち着いており、安心しました。

そして何よりうれしく、感動したのは、地震直後自宅にいた自治会の人たちが、それぞれ地域を回り、住民の安否や家屋の状態を見て回ってくださった対応の早さと、それに加えて住民を思う愛しさでした。

翌、早朝には市役所の元防災係長の藤川さんが、6丁目の安全確認に来てくださいました。これからは市役所の安全確認が決定して机上だけの議論ではなかったことの証しだったと思います。

今後30年以内に、今回よりもっと大きな地震が起きると言われている昨今、私たちの活動はとて大きな意義をもっていると思います。

様々な人たちが暮らす現代社会の中で「3. 11」を上回る災害が起きた時、もっともっと身近な活動があるのではないだろうか？

そして身近な活動とは何か？
防災推進委員が皆で考え、話し合い、速やかに対処していきたいと思えます。
皆様のご協力をどうぞ宜しくお願い致します。

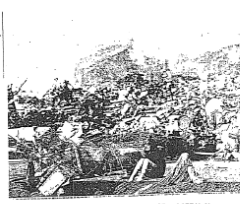


FIG. 3. 14 朝日新聞抜粋

本多 まちづくり ニュース

発行：本多連合町会・防災推進委員会
平成23年 6月26日 No. 339

国分寺市総合防災訓練のお知らせ

前号ニュースでお知らせしたとおり、8月21日(日)、午前9時～正午、市立第四中学校にて、平成23年度の「市・総合防災訓練」がおこなわれます。が、本多防災会では避難訓練をかねて、災害時の地区防災センター(小中学校)へ参加することとします。

1丁目～4丁目は第7小学校へ、3丁目は第3小学校へ、2丁目～4丁目は第2中学校へ参加してください。

各地区センターでは、地震災害初動要員(市の職員で、各センターに6名が配置されています)から、各避難所での対応等について話し合いを予定しています。

各町内会では、午前9時の「防災サイレン」を各町内に、町内会ごとに指定の集客場所に集客後、指定の地区防災センターへ移動してください。

防災委員会が開催されました

7月28日に第1回防災委員会が開かれ、役員選出の後、今年度の活動計画が次のように決定しました。

- ① 青色/白カーによる本多地区夜間/ナイトロールの実施。
- ② 小倉井聖堂との懇談会の開催。
- ③ 防犯リーダー講習会への参加。

また、最近多発している自転車事故について、防止策を検討していくこととしました。

本多防災会の今後の予定

- ① 10月中旬……「防犯研修講習会」実施。
- ② 11月3日……本多親睦運動会への参加(「防災ゲーム」提供)。
- ③ 11月下旬……「本多防災ひろば」実施。
- ④ 3月中旬……「消防署消防署「消防まつり」への参加。

防災会の研修・見学会実施。

本多八幡神社の秋季例大祭のお知らせ

9月10日(土)、11日(日)の本多八幡神社の秋季例大祭に、連合町会は協力事業として参加しますので、町会の皆様のご協力をお願いします。祭事進行の詳細については、町会からの案内パンフレットをご覧ください。

家具転倒防止器具の無償支給

……まだ間に合う！

市で現在実施中の事業ですが、公民館に申請書が置いてあります。申請は市役所で、地震への備えとして設立します。是非申請してください。

図 86 地区防災だより

(出典：国分寺市提供資料)

泉町三丁目防災会災害時行動マニュアル

震災6話(多くの人が、身の安全を確保しようとす。一部の人は、行動に支障を感じる。つり下げ物は、激しく揺れ、箱にある食料類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い座物の多くが揺れ、家具が移動することがある。)以上地震発生時の場合、下記を基本とし役割分担にもとづき行動する。

会員

- ・身の安全と、家族の安全を確保する。
- ・隣近所に声をかけ、安否を確認する。
- ・火の始末、避難時は元柱、電気のブレーカーを切り災害直後の避難所へ。
- ・要救出者、負傷者がいる場合、自治会役員に連絡し、安全を確認しながら、防災会救出救護班とともに行動する。

自治会・管理組合

- ・会員の被害状況の把握に努め、災害対策本部に連絡する。
- ・要救出者、負傷者がいる場合、防災会救出班と近隣の協力で行く。手当てを行う。
- ・防災会に登録されている要救出者宅に行き状況調べ、救護、救出などを行う。

防災推進委員

- ・身の安全と、家族の安全を確保する。
- ・隣近所に声をかけ、安否を確認する。
- ・防災本部活動に参加できる状況の場合災害直後の避難所を経て、本部へ結果を報告する。

災害直後の避難所

- ・避難所は、各自治会、管理組合が被害状況を確認し搬送し救出行動ができるように、自治会、管理組合別に近隣の広場などを、災害直後の避難所とする。

災害対策地区本部

- ・場所 多喜塚公会堂(災害状況によっては、泉町多喜塚公園)
- ・構成 防災会会長を本部長とし、副会長、事務局長の4名を中心に、防災推進委員、各自治会役員、管理組合理事長で構成する。副会長は救出救護班長、消防班長を担当し、事務局長は被害状況の把握、情報伝達を担当する。
- ・役割 ①被害状況の把握、②要救出者宅訪問と状況の確認、③救出救護班の活動、④消防班の活動、⑤地区防災センター(第四小学校)への被害報告、救助要請、伝達事項など相互の連絡、⑥国分寺市より、避難勧告などによる避難誘導(第四小学校など)、⑦救護物資の配布、⑧炊き出し。
- ・災害状況によって本部の構成、体制は集客できた役員で分担する。

救出救護班、消防班の活動

- ・班体制は、副会長をリーダーに推進委員、参加できる役員で構成する。
- ・消防車の救急車、消防車の到着まで、応急手当て、救助、消火活動を行う。
- ・各自治会、管理組合よりの被害状況にもとづき、防災備品を使用して活動する。
- ・近隣の会員の方と、安全を確認しながら活動する。
- ・近隣の病院まで、搬送を行う。
- ・要救出者、家庭用車等の被災者の収容は、災害直後は多喜塚公会堂、史跡通り住宅管理組合事務所、都立東部会館などの屋内を利用する。国分寺市の体制ができたし、第四小学校へ移動する。

◎泉町多喜塚公園のスペースが限られているので、災害直後の避難は各自治会、管理組合ごとに近隣の広場等を避難所とし、会員の被災状況、安否などを把握し、本部に連絡し対策を検討し行動する。

◎第四小学校への避難は、地区防災センターの指示で、各人が個別に移動するのではなく、泉町三丁目防災会としてまとまって移動し、校内でも泉町三丁目防災会の旗のもとにまとまるようにする。

◎会員は、「災害直後の避難所へ」避難する場合は、家族構成にあわせて「貴重品、食料、飲料水などの非常持ち出し物資」を携帯する。(日頃から準備が必要、食料飲料水は3日分)

◎尚ほによる災害時行動体制は、被害に限られるので、被害状況によって防災対策本部を地震災害に準じて体制をつくり行動する。

図 87 泉町三丁目防災会災害時行動マニュアル

(出典：国分寺市提供資料)